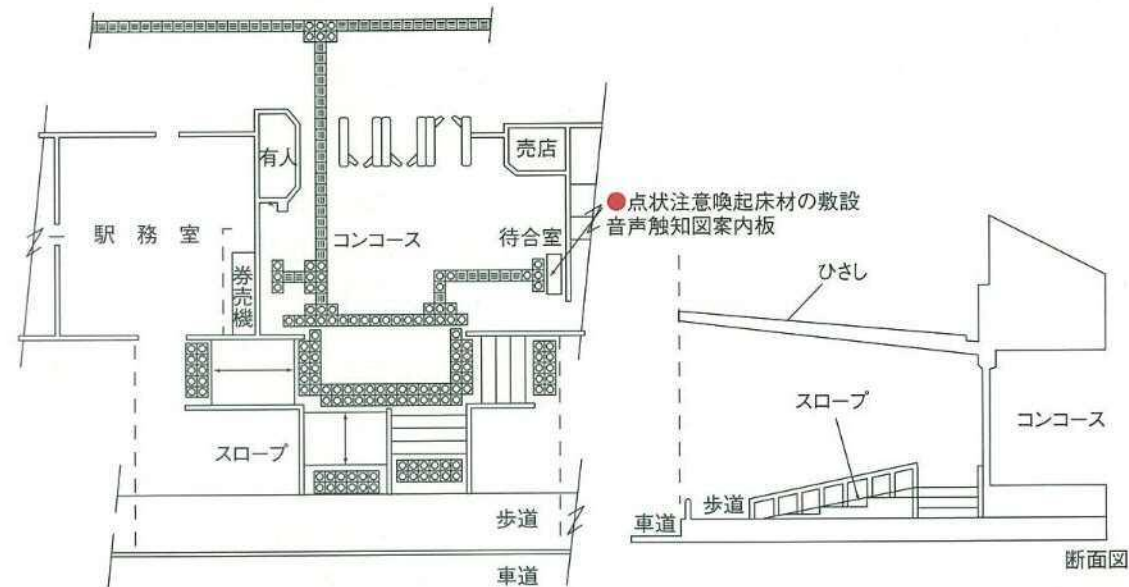


●函館市整備基準図解

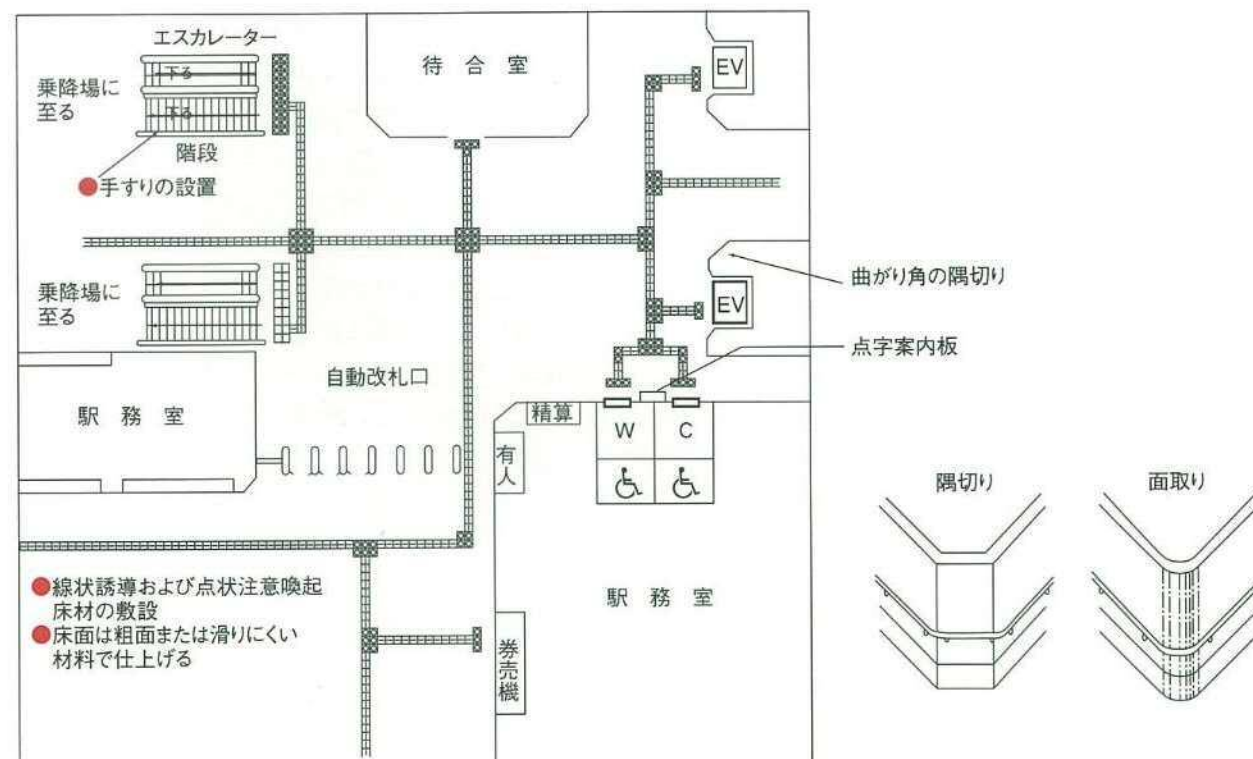
■通路の整備

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●スロープ、ひさしの設置例



●通路の整備例



●配慮すべき整備・対応

基本的な
考え方

車いす使用者が後退することがないように、すれ違いのための十分な廊下幅を確保するとともに、施設内部の要所において障害者に対応した情報提供に配慮することが好ましい。

■利用者からの意見

- 視覚障害者誘導用床材は、視覚障害者の「道標」であり、その不備な敷設は視覚障害者の安全歩行をおびやかす危険なものにもなるため、正しく敷設する。
- 視覚障害者誘導用床材は、周囲の床材との対比を考え色のコントラストのはっきりしたものとする。
- 障害者に対し、緊急時を音だけでなく光や点滅等により知らせる装置を設置する。

■配慮すべき事項

- 通路における曲がり角部の出隅は、隅切りまたは面取り(曲面)等により、危険防止の配慮を行う。
- 手すりの端部には、その位置等について点字表示をすることが望ましい。
- 手すりの取り付け高さは、75～85cm程度とする。子どもの利用に配慮し、60～65cm程度のものの併設が望ましい。この場合、下部の手すりは、上部のものより利用者側にずらして取り付けることが望ましい。

●整備基準

基本的な考え方

階段は高齢者、つえ使用者、視覚障害者等の昇降にとって大きな負担となるとともに、転落等の事故の危険性が高いところであり、また、避難にも利用するため安全に対する十分な配慮が必要である。なお、階段の整備はエレベーター等の設置の有無に関わらず重要である。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説
階段	●階段を設ける場合においては、「建築物の【3】階段」の項のイからエまでに定める構造とし、かつ、次に定める構造とすること。	●「建築物の【3】階段」の解説を参照。
手すりの設置	ア) 両側に手すりを設けること。	●片側まひの方による利用も考えると、両側に設置することが必要である。
点字表示	イ) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を点字により表示すること。	
視覚障害者への対応	ウ) 階段の上端および下端に近接する通路ならびに踊り場の部分には、点状注意喚起床材を敷設すること。	●視覚障害者の安全な利用に配慮した対応である。
立ち上がり部の設置	エ) 両側に5cm以上の立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	●車いすの脱輪防止や松葉づえを落とさないなどの安全上の配慮から設けることが必要である。

●配慮すべき整備・対応

基本的な考え方

利用者の安全や利便性に配慮し、エレベーターやエスカレーター等の設置が望ましい。

■利用者からの意見

- 階段や段差部分は照明を明るくし、色分け、線引き、足下へのランプ照明等、利用者の安全に配慮する。

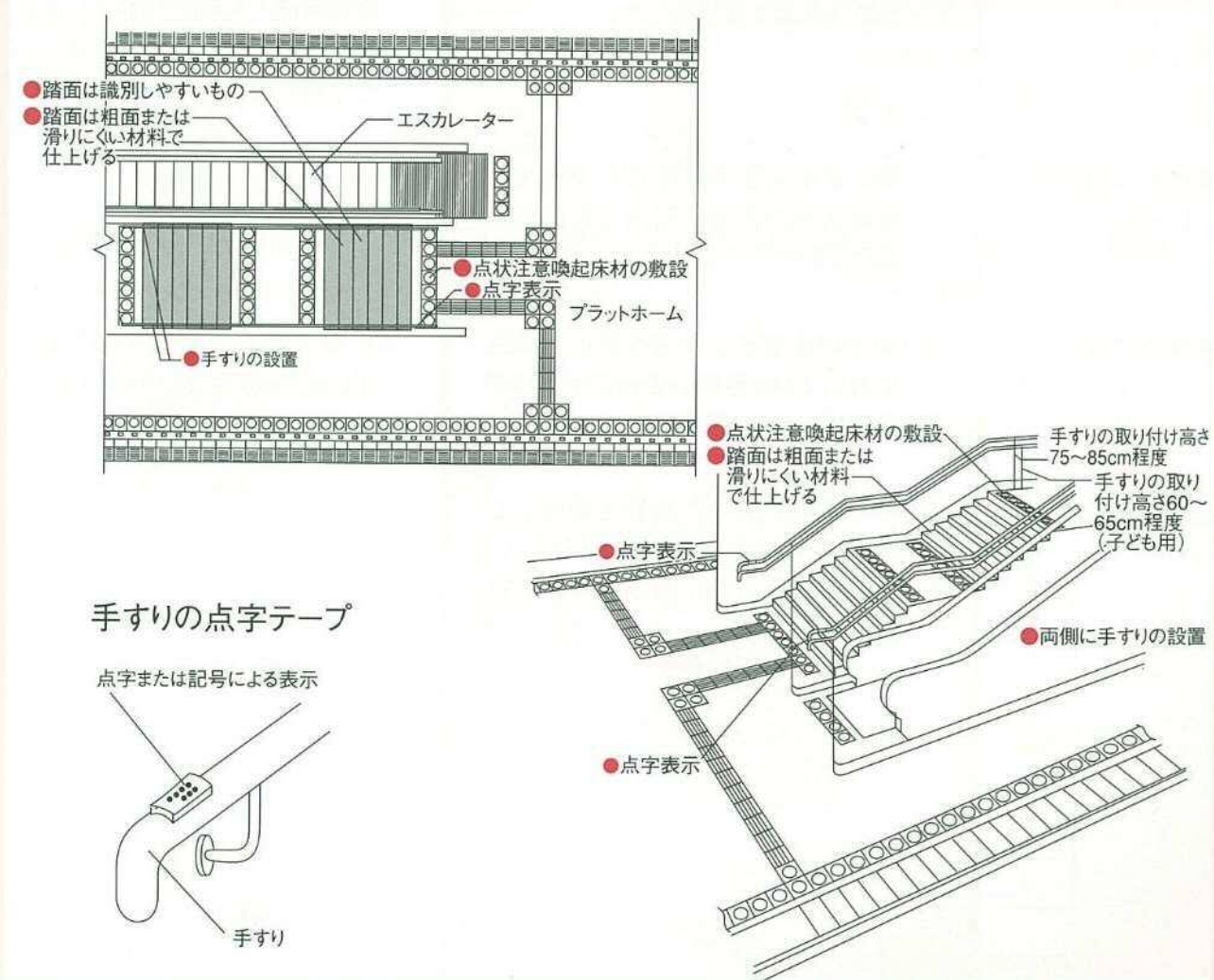
■配慮すべき事項

- 踊り場および手すりの端部には、勾配および段を設けない。
- 必要に応じ、【建築物】に規定する傾斜路、エレベーター等を設けることが望ましい。
- 傾斜路およびその踊り場には、車いすが転回できるスペースを確保する。

●函館市整備基準図解

■階段の整備例

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項



●整備基準

基本的な考え方 不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できるようにする。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説
便所	●便所を設ける場合においては、「建築物の【5】便所」の項に定める構造とし、かつ、次に定める構造とすること。	●「建築物の【5】便所」の解説を参照。
点字案内板等の設置	ア) 便所の出入口付近に男子用および女子用の区分がある場合はその旨ならびに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。	
案内標識の設置	イ) 車いす使用者用便所の出入口および当該便所のある便所の出入口には、当該便所が設けられていることを示す標識を設けること。	●車いす使用者用便所は、車いす使用者のみでなく、高齢者、身体障害者、妊婦、乳幼児を連れた保護者等誰でも利用しやすいものであり、便所の出入口付近にはその旨を表示する。
障害者・高齢者等への対応	ウ) 車いす使用者用便所には、障害者、高齢者等が円滑に利用できる水洗器具を設けること。	
手すりの設置	エ) 男子用床置き式小便器を設ける場合においては、当該小便器に手すりを設けたものを1以上設けること。	●松葉づえ使用者、高齢者等の利用に配慮し、手すりを設けることとしている。
通路の構造	オ) 移動円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、移動円滑化された経路と同等の構造とすること。	

●配慮すべき整備・対応

基本的な考え方

障害者、高齢者等が無理なく利用できる水洗バルブや多目的な使用に対応した手荷物棚等の設置、視覚障害者等に配慮した緊急通報装置の設置のほか、便所の場所を示す表示方法にも配慮することがより好ましい。

■利用者からの意見

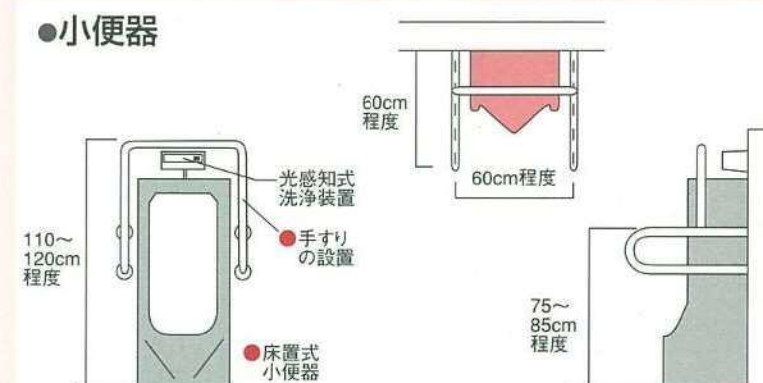
- トイレの場所や男女別はわかりやすくする。
- トイレ内では、女性のストッキングのはきかえ、バック置き場等のスペースをつくる。

■函館市整備基準図解

■便所の整備

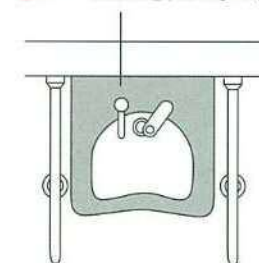
※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●小便器

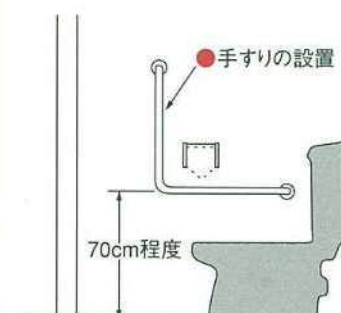


●洗面器（手洗い器）

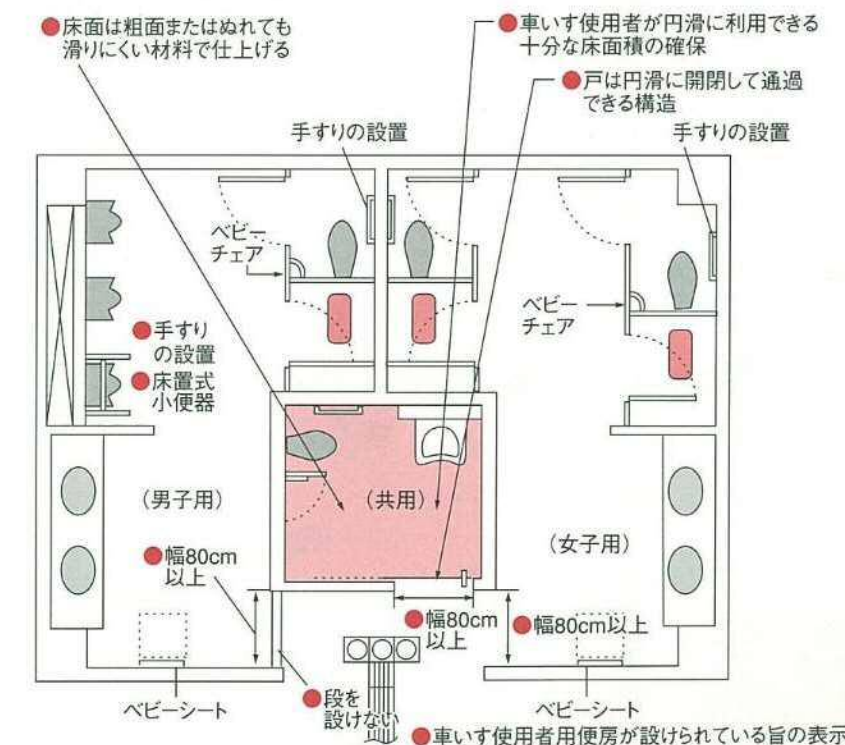
- レバー式、光感知式等の水栓



●大便器



●便所の整備例（車いす使用者用便所を共用とした場合）



■配慮すべき事項

- 腰掛便座の高さは、40～45cm程度とする。
- 腰掛便座に設置する水平手すりの高さは、70cm程度とする。
- 手荷物棚を設ける。
- ベビーベッドを併設する。
- 便所内に手洗器を設ける。
- 腰掛けのまま操作できる位置にバルブを設ける。
- 温水洗浄器付便座が望ましい。
- ペーパーホルダーは、便器の両側に設置し、手の届く範囲に一般より大きい汚物入を設置する。
- 手動式の戸の取手は、棒状またはレバー式が望ましい。

●整備基準

基本的な
考え方

カウンター、記載台等を設置する場合は、車いす使用者のみならず、障害者、高齢者等誰でも円滑に利用できるように高さ、下部の空間などに配慮する必要がある。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説
カウンター および記載台	●カウンター等を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に利用できる構造のカウンター等を1以上設けること。	●高さ70cm程度とし、下部に高さ60～65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設ける。 ●車いす使用者が近接できるように、受付カウンター等の前面に車いす使用者が転回できるスペース（150cm四方程度）を確保する。

●配慮すべき整備・対応

基本的な
考え方

車いす使用者が書類等に記載する際に、より使いやすい配慮として、天板の幅を適当なものとするほか、天板に切り込み部を設けるなどの配慮が望ましい。

■配慮すべき事項

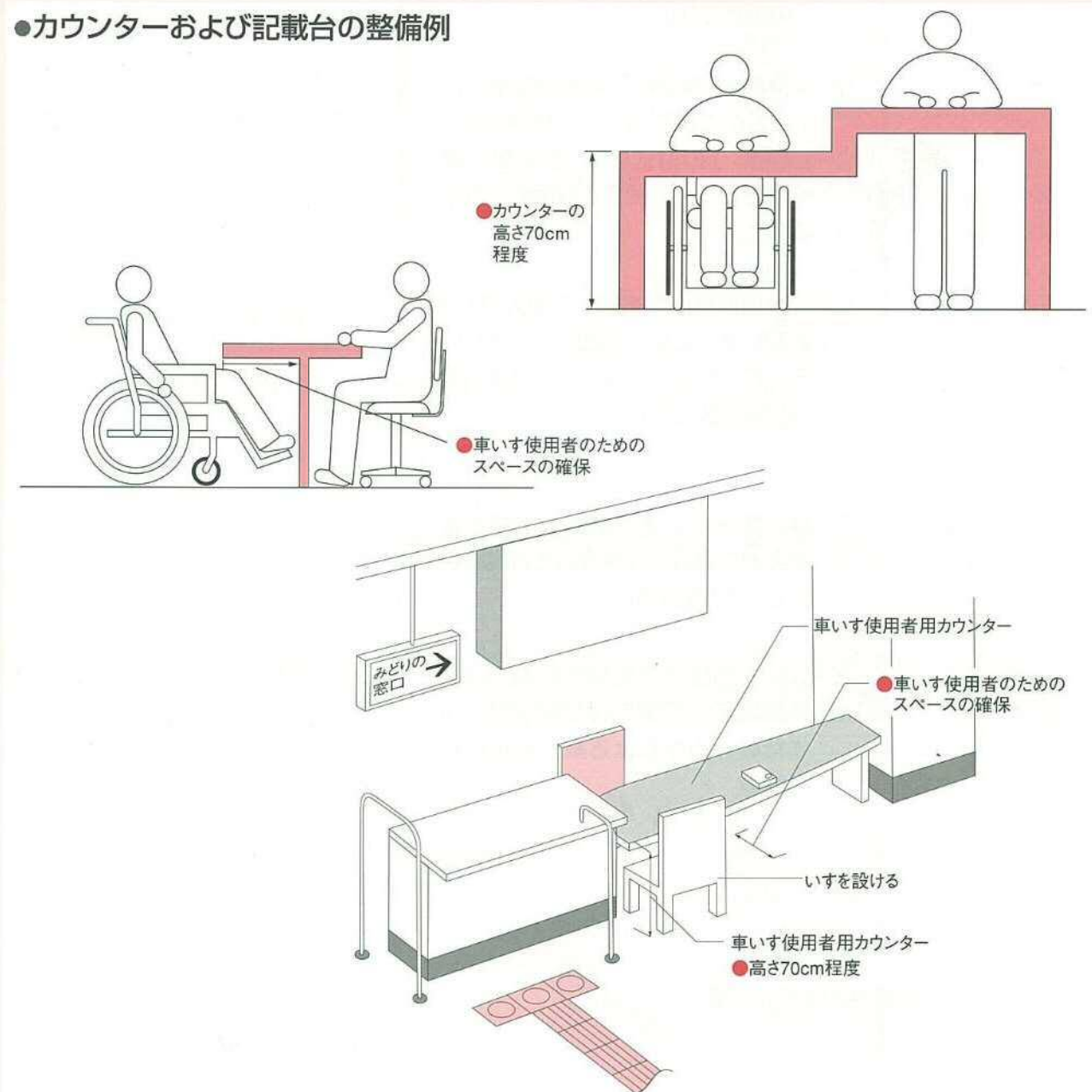
- 障害者、高齢者等の利用に配慮し、可動式のいすなどを用意する。
- 各種手続きに使用する書類等は、車いす使用者の手の届く位置に用意するとともに、記載要領等についても見やすい位置に掲示する。

●函館市整備基準図解

■カウンター等の整備

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●カウンターおよび記載台の整備例



●整備基準

基本的な 考え方

障害者、高齢者等が目的の場所に到達できるように障害の特性に応じた表示・誘導を適切に行う。案内標示板等の設置にあたっては、車いす使用者や他の歩行者の通行の妨げにならないように設置の場所や高さ等に配慮する。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説
案内設備	(1) 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備および音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他当該設備を設けることができない技術上のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 (2) 昇降機、便所または乗車券等販売所（以下この項において「昇降機等」という。）の付近には、当該昇降機等があることを表示する標識を設けること。 (3) 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅にあつては、当該出入口または改札口）の付近には、次に掲げる案内設備を設けること。	
案内板等の設置	ア) 昇降機等の配置を表示した案内板その他の設備（当該設備を容易に視認できる場合を除く。）	
点字案内板等の設置	イ) 公共交通機関の施設の構造および昇降機等の配置を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備	●視覚障害者が情報を的確に把握できるようにするための配慮である。

●配慮すべき整備・対応

基本的な 考え方

障害者、高齢者等にとってわかりやすく、見やすい表示方法を用いるほか、視覚障害者や聴覚障害者に対応した情報提供に配慮することがより好ましい。

■利用者からの意見

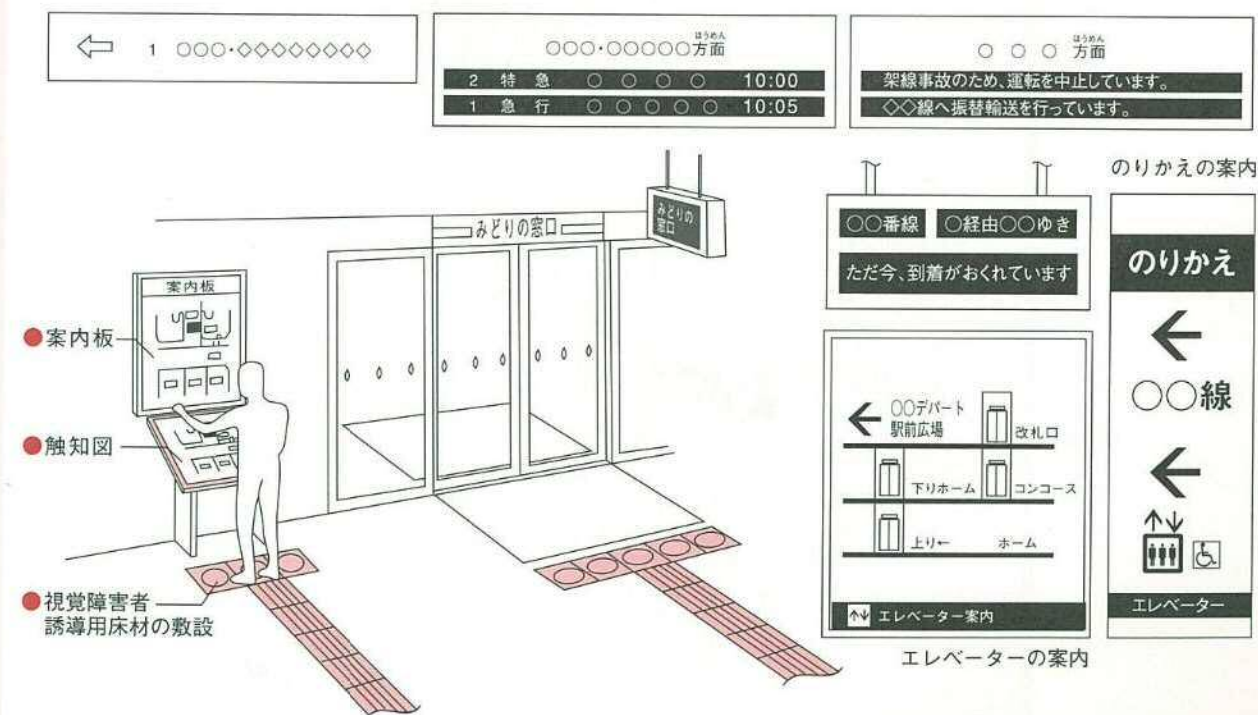
- 多くの人で混雑する施設でもあるので、人的な対応にも配慮してほしい。
- 建物内の案内板で現在位置と行き先がわかるよう音声による案内や点字シールを活用する。
- 公共交通機関の時刻表など運行に係る情報については、拡大文字の使用や音声による案内のほか点字シールを活用し、障害者、高齢者等の利用に配慮する。
- 障害者向け観光マップなど、一覧で見ることができる情報提供にも配慮する必要がある。
- 電車、バス内の停車ブザーは、障害者、高齢者等が使いやすい位置に設置する。

■配慮すべき事項

- 音声誘導装置は、音声発生場所が把握できる音響性能を持つものとする。
- 非常警報装置には、視覚、聴覚障害者に配慮した光、文字、音声等の設備を併設し、火災報知器と連動させる。
- 案内標示板の高さは、車いす使用者、視覚障害者等の利用に配慮し、100～150cm程度とする。
- 車いす使用者、視覚障害者、高齢者等の円滑な利用に配慮し、要所には、必要に応じ案内標示を設ける。
- 案内板等を設置する場合にあつては、視覚障害者の歩行の妨げとならないよう配慮する。

●函館市整備基準図解

■案内設備の整備例 ※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項



●整備基準

基本的な
考え方

乗車券等販売所等を設置する場合は、車いす使用者のみならず、障害者、高齢者等誰でも円滑に利用できるように出入口や通路の構造などに配慮する必要がある。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説
乗車券等販売所、待合室および案内所	(1) 乗車券等販売所等に出入口を設ける場合においては、「建築物の【1】出入口」の項に定める構造の出入口を1以上設けること。 (2) 移動円滑化された経路と乗車券等販売所等との間における通路のうち1以上は、移動円滑化された経路と同等の構造とすること。	●「建築物【1】出入口」の解説を参照。

●配慮すべき整備・対応

基本的な
考え方

乗車券等販売所等は、乗車等の際に遠回りにならない位置に設けるほか、障害者、高齢者等がわかりやすい案内標示を行うなどの配慮が望ましい。

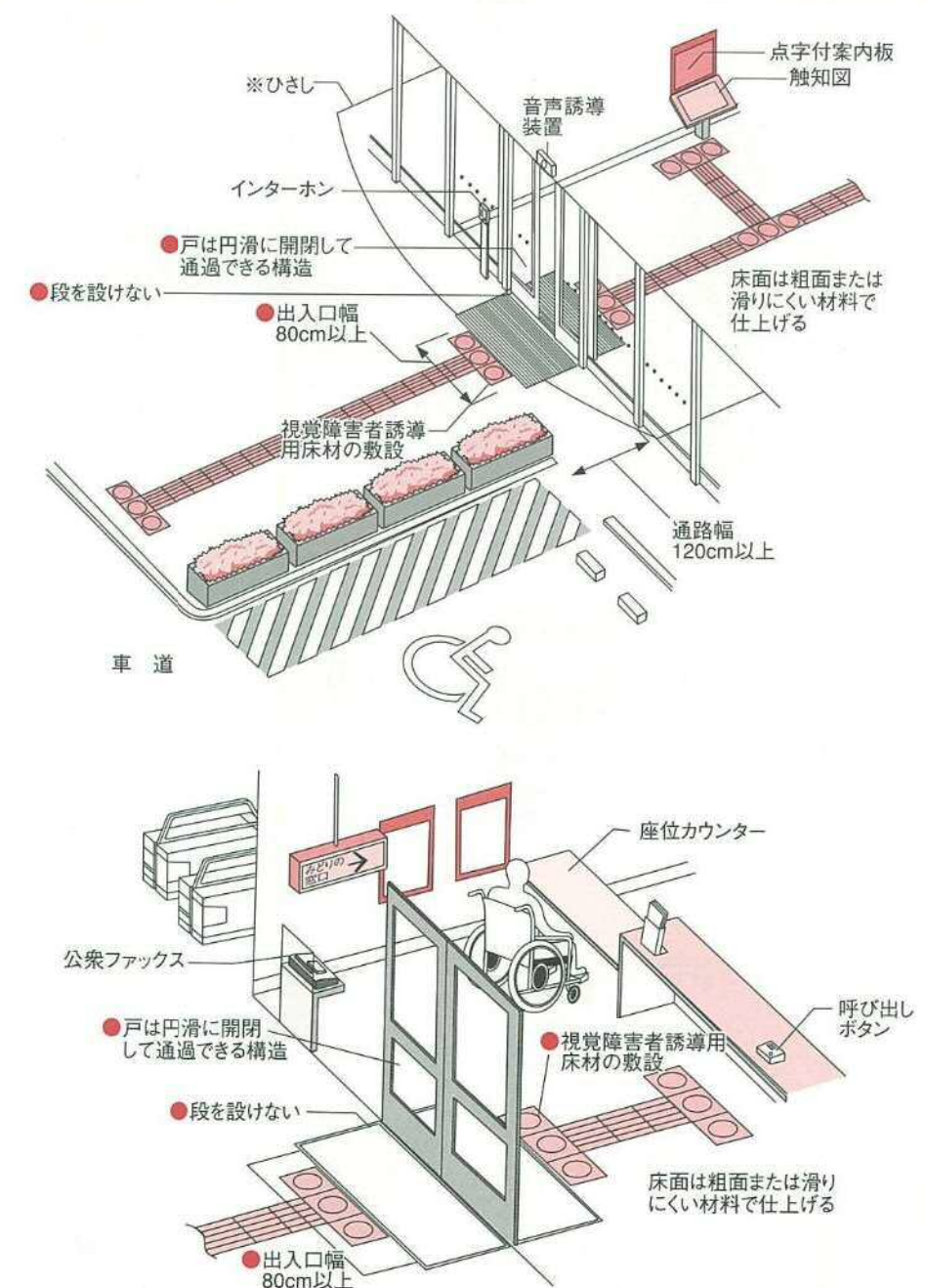
■配慮すべき事項

- 視覚障害者が円滑に利用できるように点字表示のほか、音声案内装置を併設することが望ましい。

●函館市整備基準図解

■乗車券等販売所等の整備例

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項



●整備基準

基本的な考え方 車いす使用者や障害者、高齢者等が円滑に間違えずに利用できる構造とする。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説
券売機	●券売機を設ける場合においては、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造の券売機を1以上設けること。	●車いす使用者が円滑に利用できる高さや視覚障害者のための点字表示および点状注意喚起床材の敷設などの配慮をいう。 ●車いす使用者が利用する金銭投入口、運賃ボタン、キップ取出口等の高さは130cm以下とし、また、車いすが近接しやすいようにカウンター下部にスペースを設ける。 ●視覚障害者が利用しやすいように金銭投入口、運賃ボタン等を点字で表示する。 ●点状注意喚起床材と券売機カウンターの間隔は30cm程度とする。 ●点字表示された機種は改札口にできるだけ近い位置に設け、他の利用者との動線が交差しないようにする。

●配慮すべき整備・対応

基本的な考え方 乗車券等の購入に際し、間違いが生じることがないように、確実な情報提供や操作性などに配慮することが望ましい。

■配慮すべき事項

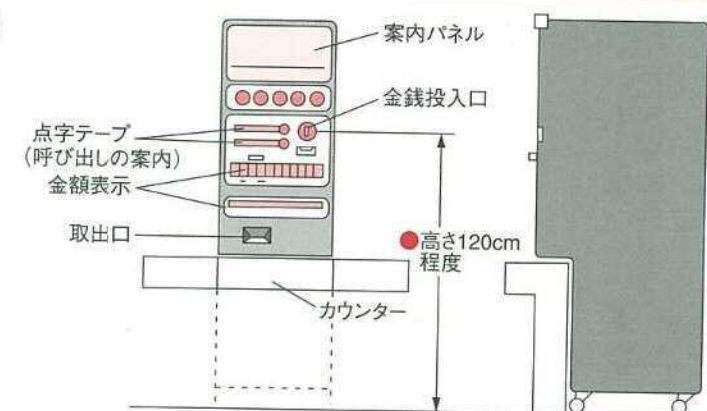
- 券売機の金銭投入口の高さは、110～120cm程度とする。
- 視覚障害者が円滑に利用できるように点字表示のほか、音声案内装置を併設することが望ましい。
- 料金等の点字表示を行う。

●函館市整備基準図解

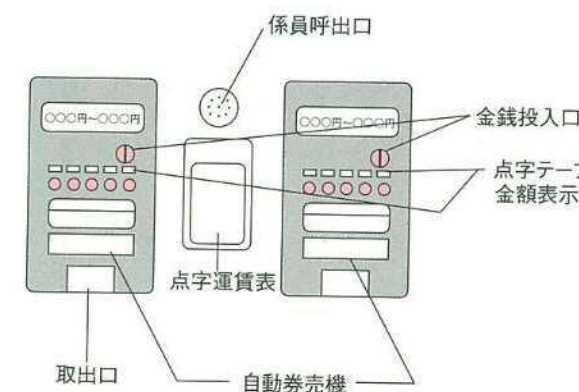
■券売機の整備

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

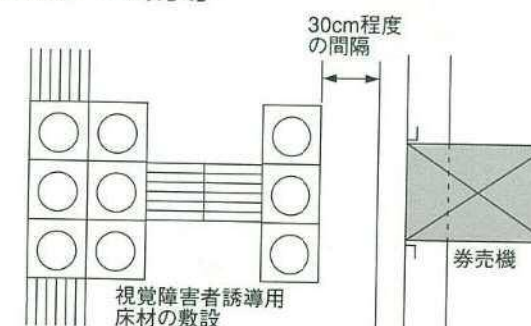
●券売機の仕様



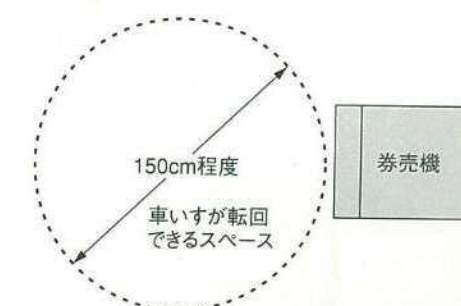
●点字運賃表の例



●券売機への誘導



●車いす使用者が転回できるスペース



●整備基準

基本的な考え方 障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とする。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説
休憩設備	●障害者、高齢者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、当該設備を設けることが旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。	

●配慮すべき整備・対応

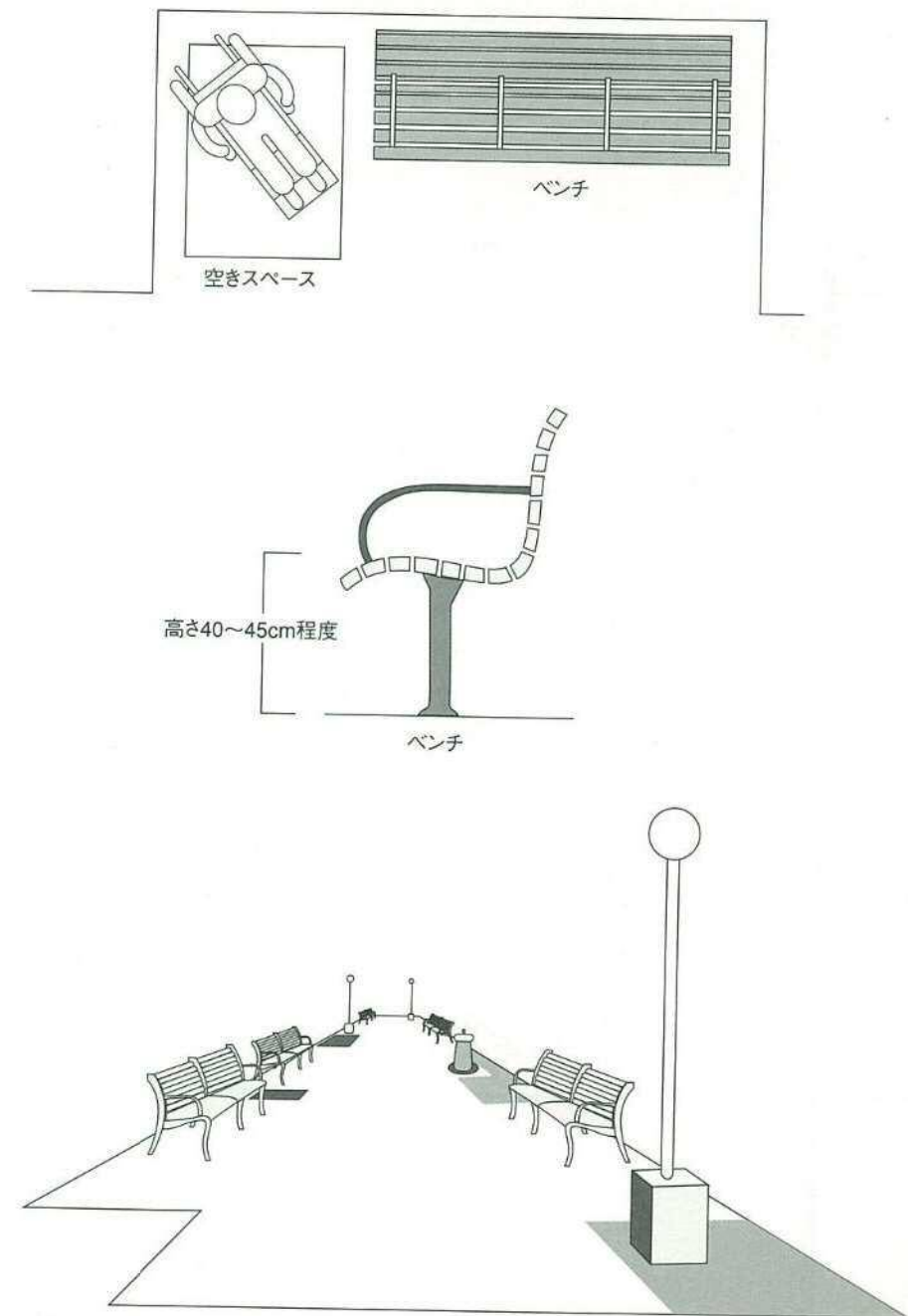
基本的な考え方 降雨や積雪時も快適に利用できるものとするとともに、機能の維持等にも配慮することが望ましい。

●函館市整備基準図解

■休憩設備の整備

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●休憩設備の整備例



●整備基準

基本的な考え方 関連施設整備については、動作の連続性がスムーズに移行するよう、該当する建築物等の整備基準を準用する。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説
その他	●公共交通機関の施設に「[1] 改札口」の項から「[10] 休憩設備」の項までに掲げる整備項目以外の部分がある場合においては、それぞれ当該部分に対応する「建築物」に規定する整備基準を準用する。	

公共交通機関の施設において
建築物の整備基準を準用する項目

整備項目	マニュアルにおける記載ページ	
	整備基準・解説等	整備基準の図解
■出入口	9～10ページ	11～12ページ
■廊下等	13～18ページ	19～24ページ
■エレベーター	29～34ページ	35～38ページ
■駐車場	43～45ページ	45～46ページ
■敷地内の通路	47～50ページ	51～54ページ
■洗面所	55ページ	56ページ
■浴室等	57～58ページ	59～60ページ
■シャワー室等	61～62ページ	63～64ページ
■観覧席等	65～66ページ	67～68ページ
■公衆電話所	69～70ページ	71～72ページ
■授乳・おむつ替えの場所	83ページ	84ページ

●整備基準

基本的な考え方 歩道等は、移動の動線として連続しており、すべての人々が安全かつ円滑に利用できるよう整備されている必要がある。

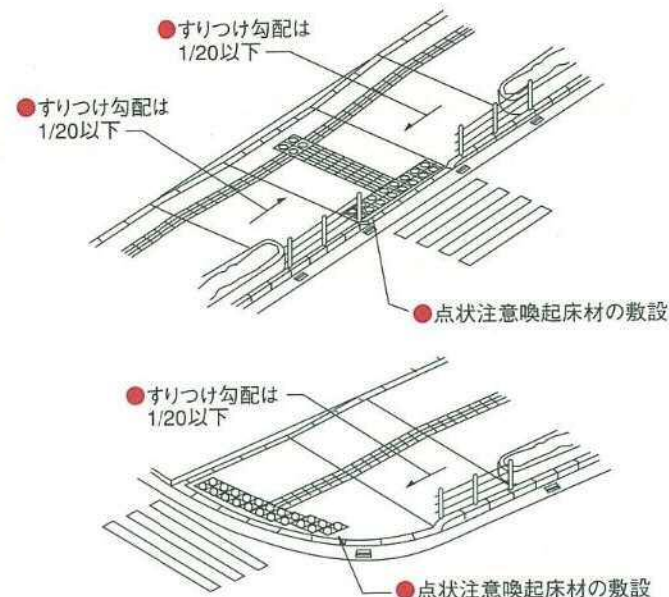
特に障害者、高齢者等にも支障のない通行ができるように幅員の確保や路面整備、また、必要に応じて点状注意喚起床材等の敷設を図るなどの配慮が必要である。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
歩道	●歩道を設ける場合においては、当該歩道は、次に定める構造とすること。				
幅員の確保	ア)有効幅員は、200cm以上とすること。	●幅員200cmとは、車いす同士が楽にすれ違える寸法である。	ア)有効幅員は、300cm以上とすること。	●幅員300cmとは、車いす2台と自転車が並列で通行可能な寸法である。	
路面の平坦性の確保	イ)路面は、平坦性を確保し、目地部がある場合においては、できる限り段差を生じないように施工すること。	●凸凹や段差が障害者や高齢者のつまずきや転倒の原因となること、また、連続する凸凹が車いす等での通行に不快な振動を与えることから、平坦性の確保に配慮するものである。			
表面仕上げ	ウ)路面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。				
溝ぶたの設置	エ)排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。	●「つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶた」とは、穴の大きさが円形の場合には直径が1.5cm以下、格子形の場合には長さ10cm、幅1.0cm以下のピッチのものをいう。			
すりつけ勾配	オ)歩道の巻込部、横断歩道に接する部分および横断歩道が中央分離帯を横切る部分の段差は、車いす使用者および視覚障害者が通行する際に支障とならないよう切り下げることとし、そのすりつけ勾配は、20分の1以下とすること。	●すりつけ勾配20分の1は、車いす使用者が昇降しやすい勾配である。			
点状注意喚起床材の敷設	カ)歩道の巻込部、横断歩道に接する部分、立体横断施設（横断歩道橋および地下横断歩道をいう。以下同じ。）および地下歩道の昇降口等で視覚障害者の通行の安全を確保する上で必要な部分には、点状注意喚起床材を敷設すること。				

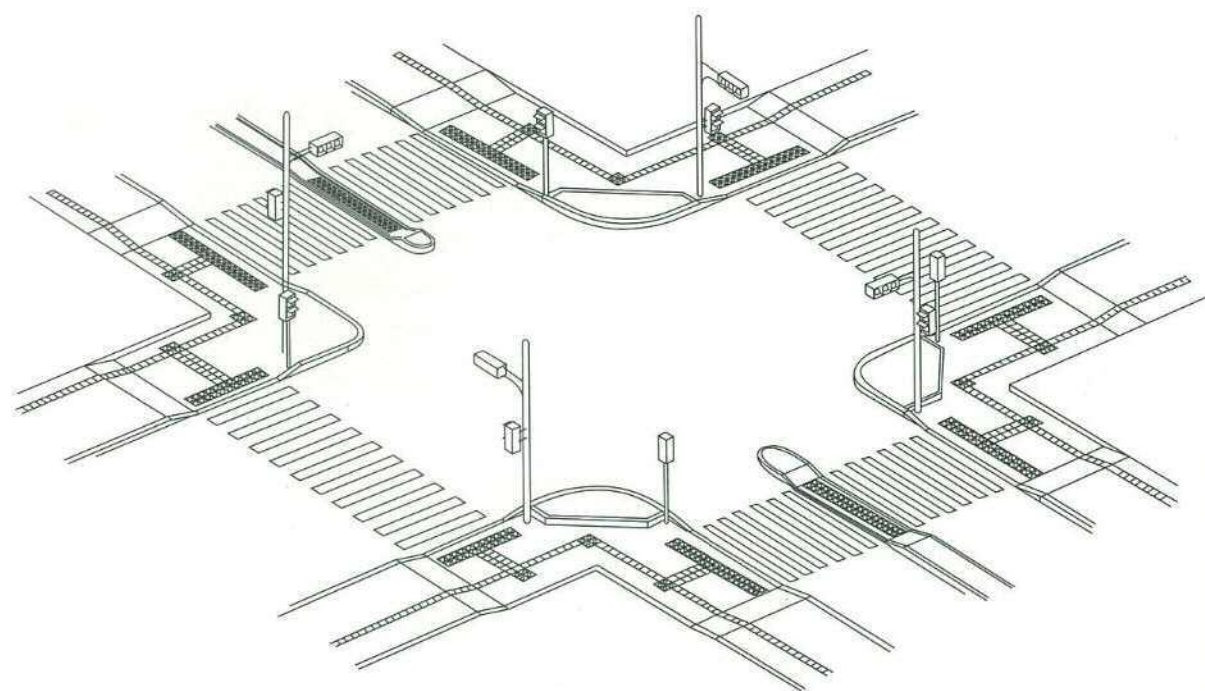
●函館市整備基準図解

■歩道の整備

●歩道の整備例



●交差点の整備例



※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●配慮すべき整備・対応

基本的な考え方

歩道上への看板等のはみ出しや自転車放置の禁止など、安全な歩行空間の確保や人的な配慮が何より望まれる。また、障害者、高齢者等が気軽に休憩をとることができるベンチ等の設置がより好ましい。

■利用者からの意見

- インターロッキングブロック等、視覚障害者誘導用床材とまぎらわしい床材を使用する場合は、両側に幅30cm程度の平らな緩衝帯を配置し、触覚による確認が容易なように配慮する。
- 視覚障害者誘導用床材の突起の高さは5mm以上とし、その一部または全部が3mm以下になったときは補修する。
- 視覚障害者誘導用床材の敷設にあたっては、放置自転車等の障害物が置かれなくするため、「物を置かないで」などのPRシールを貼るなどの措置が必要である。
- 函館は雪国であり冬期間の道路は危険がともなう。歩道や横断歩道の除雪など配慮が必要である。
- マンホールを設置する場合は、段差が生じないようにする。
- 歩道と車道とを分ける縁石は、白杖での探知や車いすでの利用に配慮し、双方が円滑に利用できる構造とする。

■配慮すべき事項

- ブロック舗装にあたっては、目地幅は小さく、深くならないものとする。
- 必要に応じ、歩行者の休憩用設備を適切な位置に設ける。
- 電柱、標識柱等は、歩道の幅員を狭めないよう整理統合に配慮するものとする。
- 視覚障害者の安全かつ円滑な通行を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導用床材を敷設する。

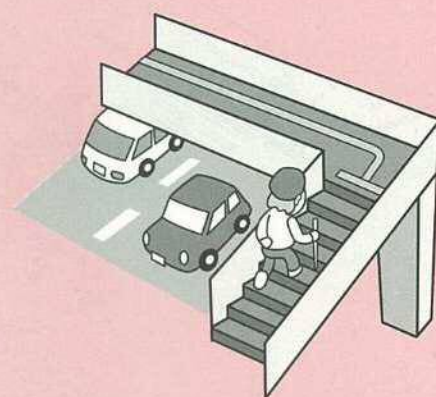
●整備基準

基本的な
考え方

立体横断施設は安全を確保するための施設であるが、障害者、高齢者等にとっては利用しにくい面もある。交通安全上やむを得ず設置することがあるが、その場合には地下横断歩道および横断歩道橋が障害者、高齢者等にも円滑に利用できるような配慮が必要である。

得ず設置することがあるが、その場合には地下横断歩道および横断歩道橋が障害者、高齢者等にも円滑に利用できるような配慮が必要である。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
立体横断施設	●立体横断施設を設ける場合においては、当該立体横断施設は、次に定める構造とすること。				
回り段の禁止	ア) 階段には、回り段を設けないこと。	●高齢者にとって一つの踏面で内側と外側の寸法が異なる回り段は非常に危険であるとともに、視覚障害者が方向感覚を失いやすく、段を踏み外す危険がある。			
手すりの設置	イ) 階段ならびに傾斜路およびその踊り場には、手すりを設けること。		イ) 階段並びに傾斜路及びその踊場には、両側に手すりを設けること。		
表面仕上げ	ウ) 路面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。				
段の識別	エ) 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。	●弱視者などの視覚障害者、高齢者等の安全な利用に配慮した対応である。			

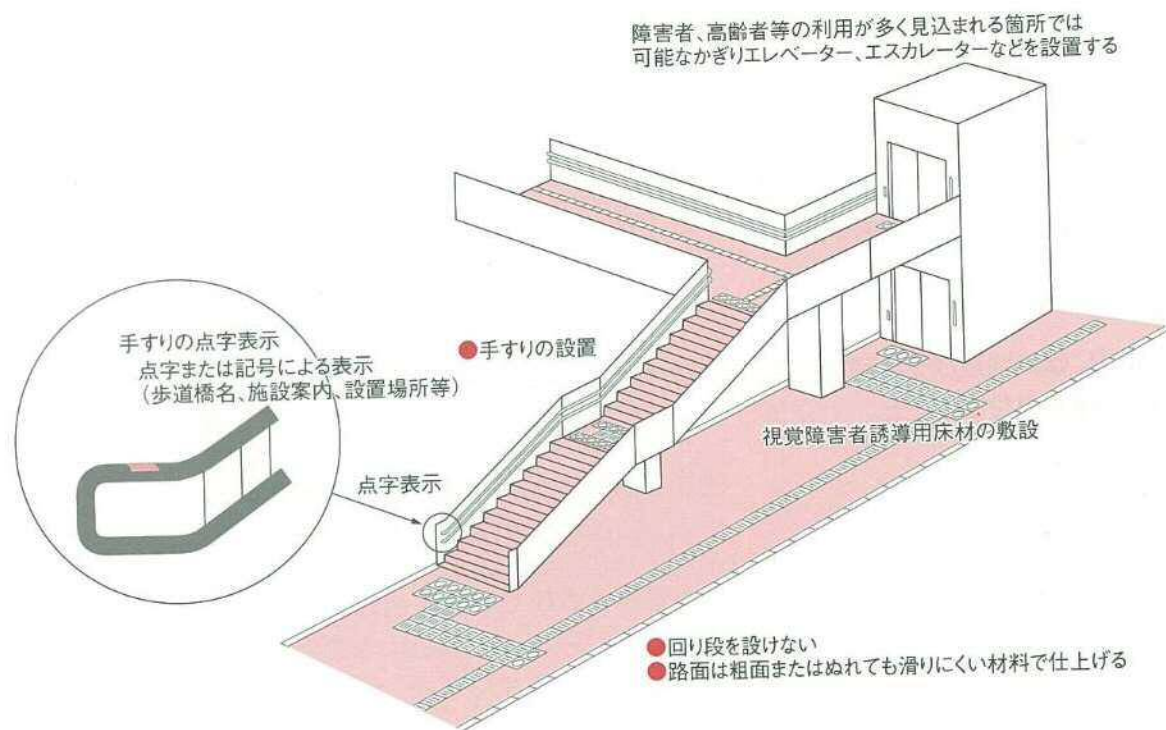


●函館市整備基準図解

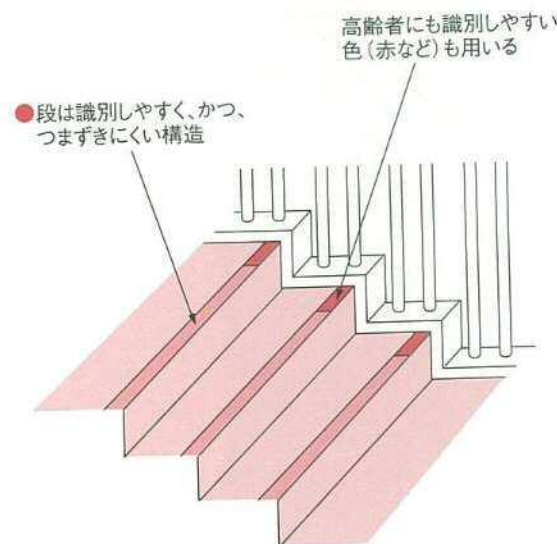
■立体横断施設の整備

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

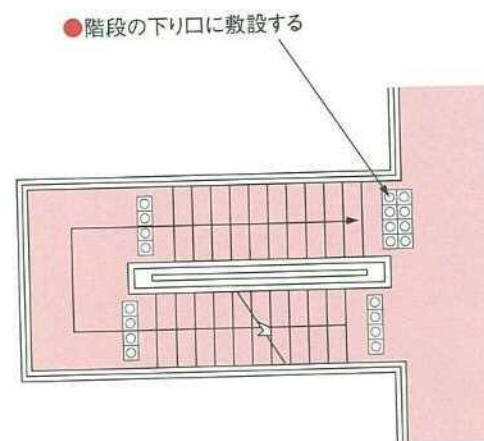
●横断歩道橋の整備例



●識別しやすい段の例



●点状注意喚起床材の敷設



●配慮すべき整備・対応

基本的な
考え方

冬期間の利用を考慮し、屋根や消融雪装置を設置するなど、安全な通行を確保するとともに、手すりへの点字表示などにより視覚障害者の利用にも配慮することが好ましい。

■利用者からの意見

- 階段や段差部分は照明を明るくし、色分け、線引き、足下へのランプ照明等、利用者の安全に配慮する。

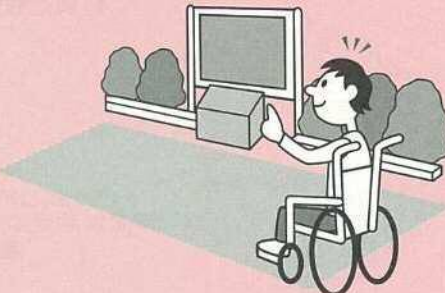
■配慮すべき事項

- 冬期間の利用に配慮して、必要に応じ屋根または消融雪装置を設ける。
- 手すりには、点字により表示をし、また、冬期間の利用に配慮した材質を使用することが望ましい。

●整備基準

基本的な考え方 障害者、高齢者等が目的の場所に到達できるように障害の特性に応じた表示・誘導を適切に行う。案内標示板等の設置にあ

たっては、車いす使用者や他の歩行者の通行の妨げにならないように設置の場所や高さ等に配慮する。

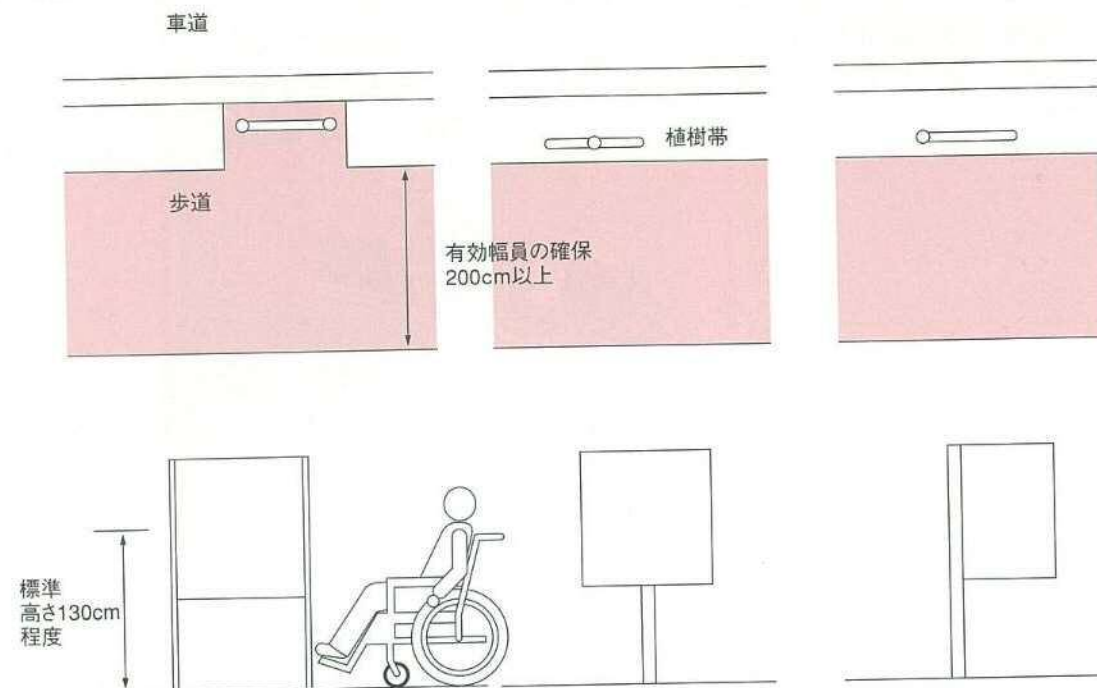
整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
案内標示	●案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、高さおよび文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとするともに、歩行者の通行の支障とならないよう設けること。 	●文字は大きめの文字とし、図を用いるなどわかりやすいデザインとするとともに、色彩にも配慮する。	●案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮して障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとし、かつ、必要に応じ、点字表示を行うこと。	●必要に応じ、視覚障害者が情報を的確に把握できるように点字表示を行う。	

●函館市整備基準図解

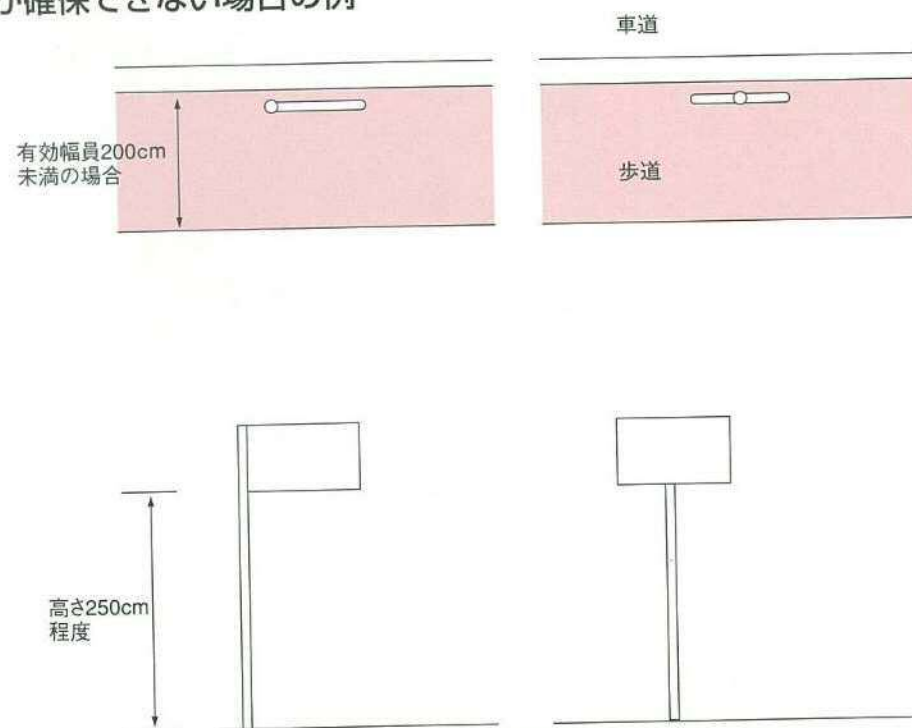
案内標示の整備

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●有効幅員が確保でき、歩行の妨げにならない場合の例



●有効幅員が確保できない場合の例



●配慮すべき整備・対応

基本的な
考え方

障害者、高齢者等にとってわかりやすく、見やすい表示方法を用いるほか、視覚障害者や聴覚障害者に対応した情報提供に配慮することがより好ましい。

利用者からの意見

- 表示にあたっては、文字の大きさや表示する高さに配慮するとともに、点字による表示を行う。

●配慮すべき事項

- 障害者、高齢者等の円滑な利用に配慮し、要所には、必要に応じ公共施設などの案内標示を設ける。
- 案内板等を設置する場合にあつては、歩行の妨げとならないよう配慮する。

出入口

●整備基準

基本的な考え方

公園の出入口は、障害者、高齢者等すべての人が安全かつ円滑に利用できるように幅の確保や段差の解消などに配慮する必要がある。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説
出入口	●出入口の1以上は、次に定める構造とすること。	
幅員の確保	ア) 幅員は、180cm以上とすること。 ただし、車止めさくを設ける場合においては、幅員90cm以上の車いす使用者が安全かつ円滑に通過できる部分を1以上設けること。	●幅員180cmとは、車いす使用者同士がすれ違いやすい寸法である。
段差の解消	イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	●「車いす使用者が通過する際に支障とならない段」とは、高低差が2cm以下の段であるが、可能な限り滑らかにすりつけるのが望ましい。
表面仕上げ	ウ) 路面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。	
点状注意喚起床材の敷設	エ) 出入口が直接車道に接する部分には、点状注意喚起床材を敷設すること。	

●配慮すべき整備・対応

基本的な考え方

公園内部への安全・確実な誘導のための各種整備のほか、車道等と接する場合における安全確保のための整備が望ましい。また、どの出入口においても円滑に利用できる構造とするなどの配慮が好ましい。

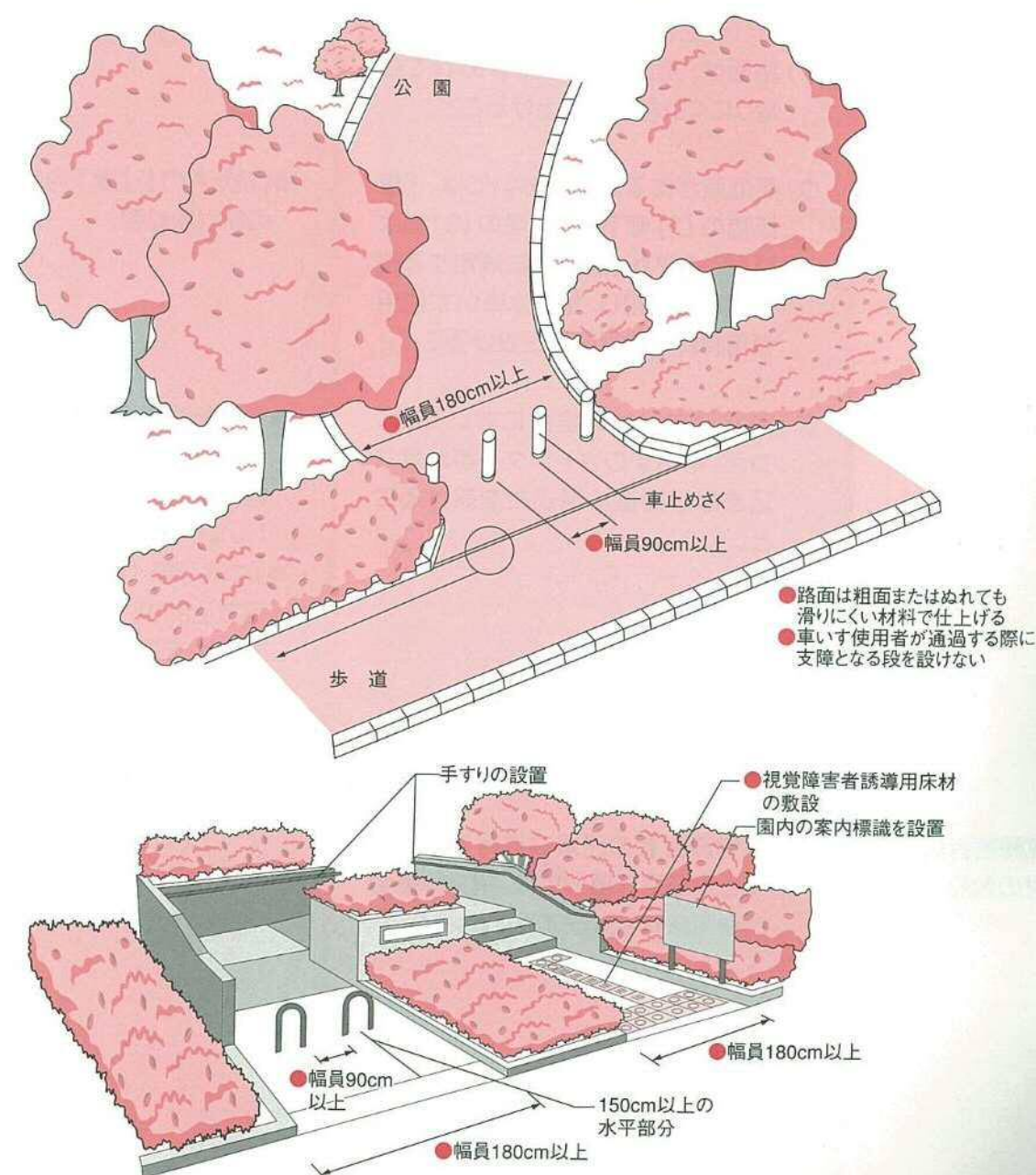
■配慮すべき事項

- 車止めさくを設置する場合、その前後に150cm四方程度の水平部分を設ける。
- すりつけは緩やかにする。

●函館市整備基準図解

■出入口の整備例

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項



●整備基準

基本的な考え方 公園の園路は、障害者、高齢者等すべての人が安全かつ円滑に利用できるように幅員の確保や段差の解消、また、傾斜路が生じる場合は、車いす使用者が昇降しやすい範囲の傾斜路とするなどの配慮が必要である。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
園路	●「公園の【1】出入口」の項に定める構造の出入口に通ずる園路の1以上は、次に定める構造とすること。				
幅員の確保	ア) 幅員は、140cm以上とすること。	●140cmは、歩行者が車いすとすれ違いやすい寸法である。	ア) 幅員は、180cm以上とすること。	●120cmは、歩行者が横向きになれば車いすとすれ違える寸法であるが、車いす同士のすれ違いを考慮すると180cm必要である。	
表面仕上げ	イ) 路面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。				
段差の解消	ウ) 高低差がある場合においては、「建築物の【2】廊下等」の項の(2)および(5)のアからカまでに規定する整備基準を準用し、または車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。	●「建築物の【2】廊下等」の(2)、(5)の解説を参照。			
溝ぶたの設置	エ) 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。	●やむを得ず排水溝を設ける場合の規定であって、基本的には通行動線上に設けないことが望ましい。 ●「つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶた」とは、穴の大きさが円形の場合には直径が1.5cm以下、格子形の場合には長さ10cm、幅1.0cm以下のピッチのものをいう。			
視覚障害者誘導用床材の敷設	オ) 視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導用床材を敷設すること。				

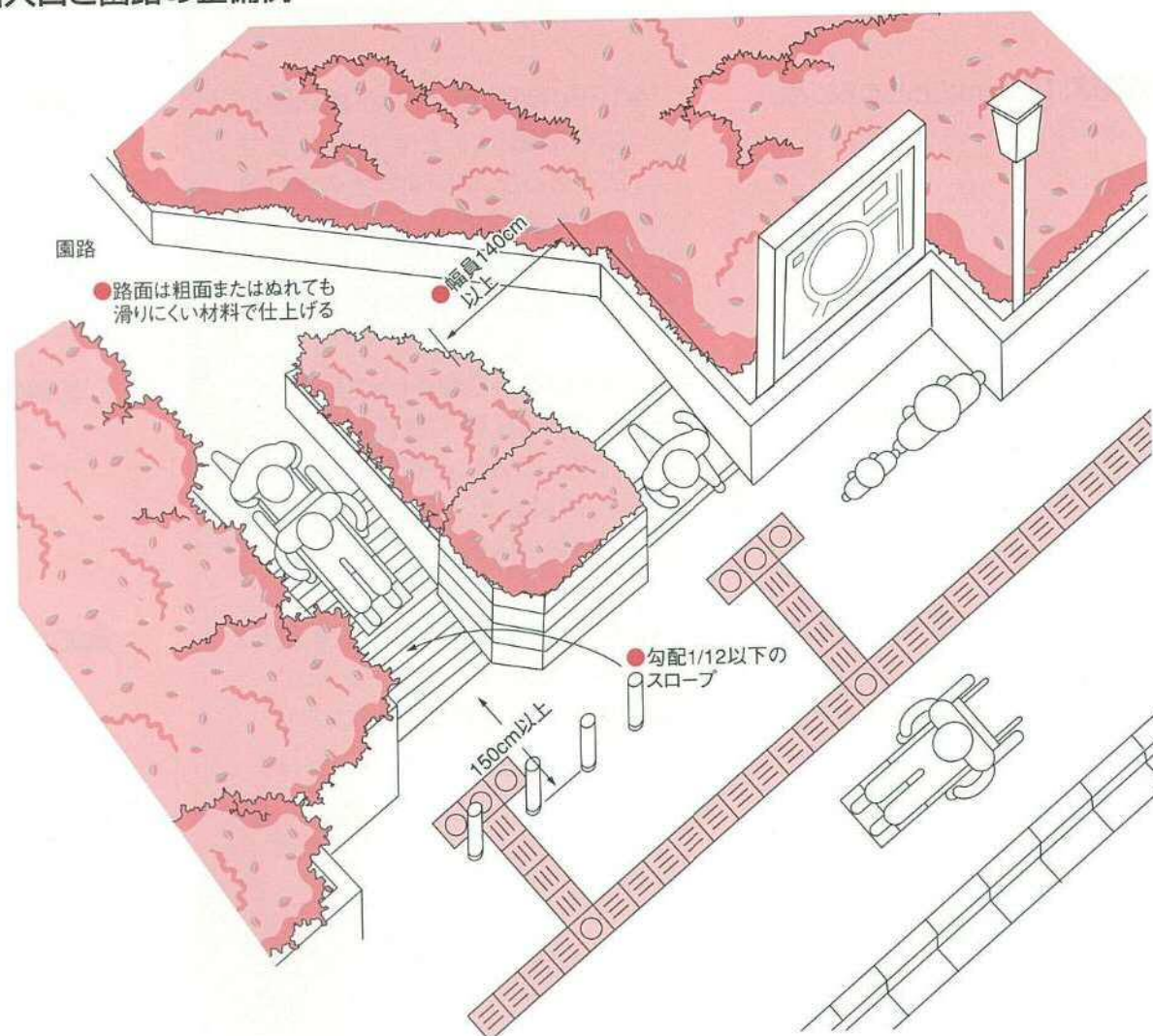


●函館市整備基準図解

■园路の整備

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●出入口と园路の整備例



●スロープ勾配の参考例

勾配は可能な限りゆるくした方が昇降しやすく介助もしやすい



●配慮すべき整備・対応

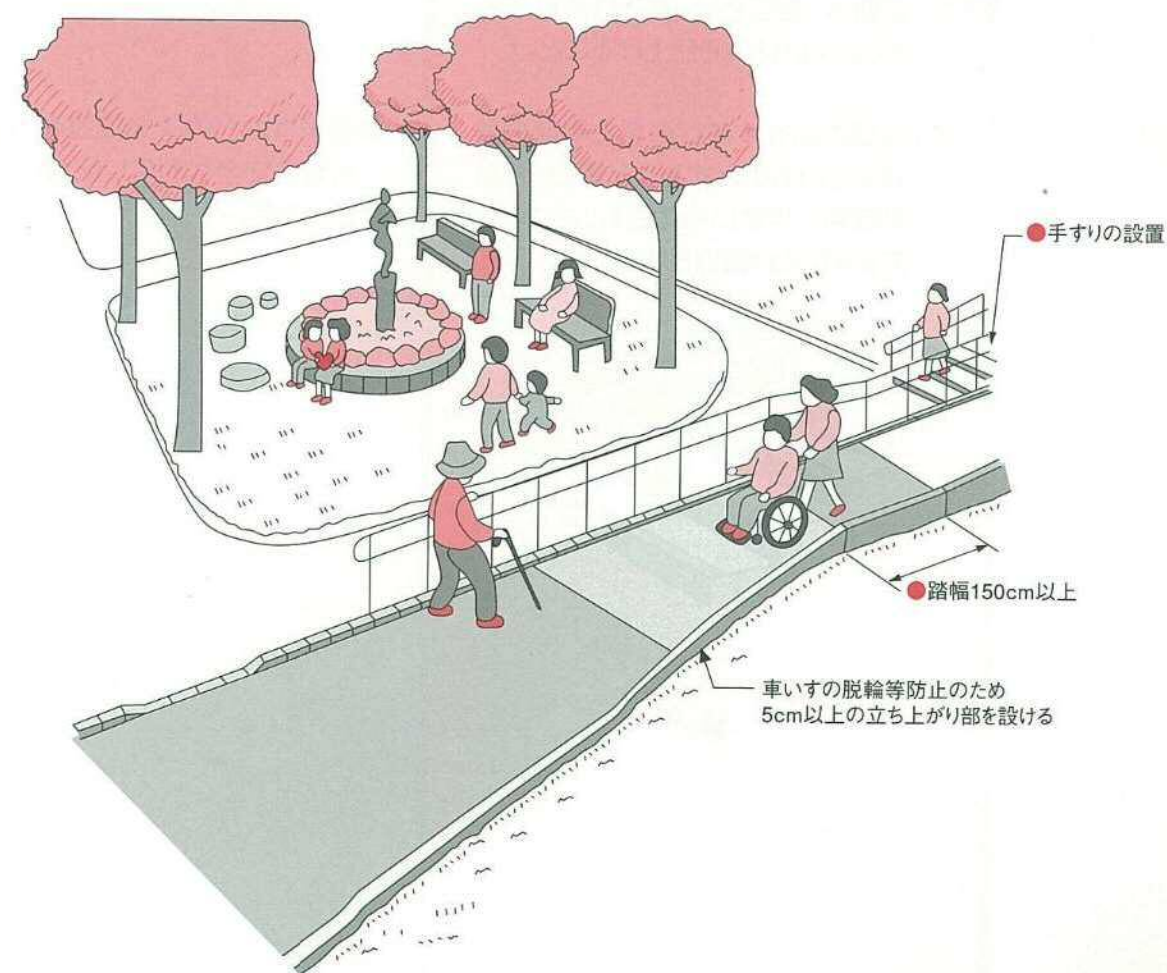
基本的な
考え方

ベンチ・ゴミ箱などの備品類については、障害者、高齢者等の通行の支障とならないよう配慮するとともに、安全・確実な通行のための各種整備とその機能の維持に対する配慮が望ましい。

■配慮すべき事項

- ベンチ、ゴミ箱等は、車いす使用者、視覚障害者等の通行の支障とならないよう配慮する。
- 周遊できる経路を1以上設ける。
- 縦断勾配は、12分の1以下とする。
- 必要に応じ、手すりを設ける。
- 傾斜路およびその踊り場の両側には、車いすの脱輪等を防止するため5cm程度の立ち上がり部を設ける。

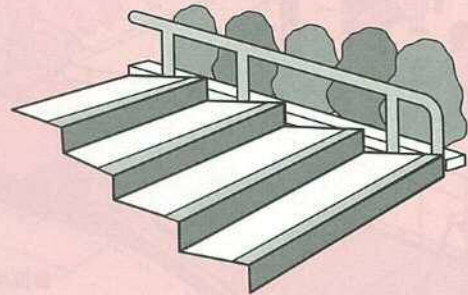
●手すりのついたスロープの設置例



●整備基準

基本的な考え方 階段は、障害者、高齢者等が公園を安全かつ円滑に利用できるように整備をすることが必要である。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
階段	●階段を設ける場合においては、当該階段は、次に定める構造とすること。				
手すりの設置	ア) 手すりを設けること。	●手すりは、両側に設けるのが基本である。幅広の階段では、幅員の中央に設けてもよい。	ア) 両側に手すりを設けること。	●片側まひの方による利用も考えると、両側に設置するのが望ましい。	
回り段の禁止	イ) 回り段を設けないこと。	●高齢者にとって一つの踏面で内側と外側の寸法が異なる回り段は非常に危険であるとともに、視覚障害者が方向感覚を失いやすく、段を踏み外す危険がある。			
表面仕上げ	ウ) 踏面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。				
段の識別	エ) 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。	●弱視者などの視覚障害者、高齢者等の安全な利用に配慮した対応である。			

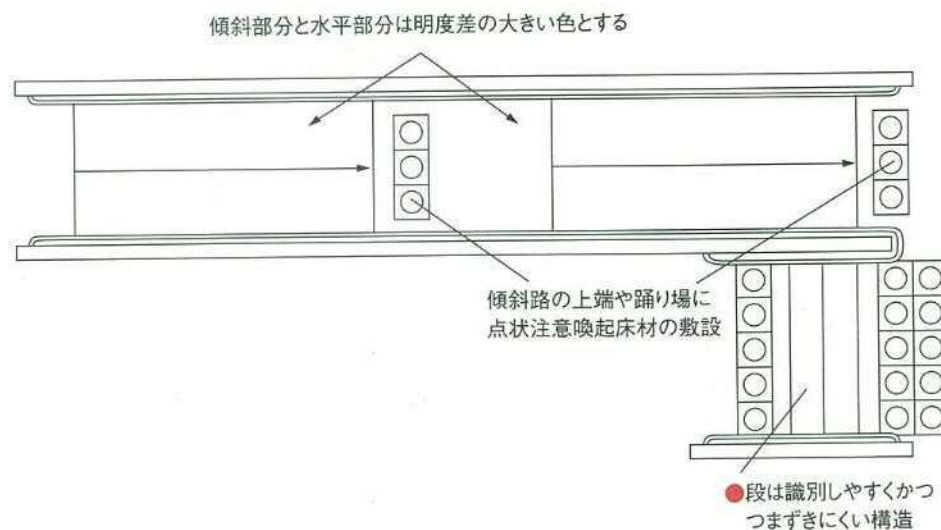
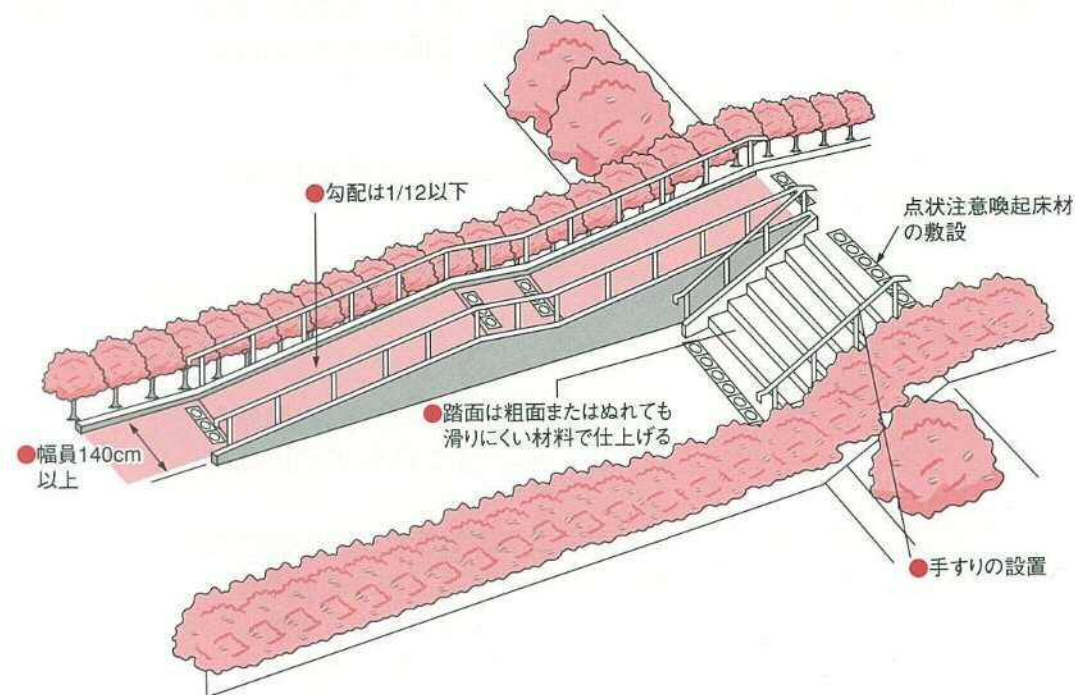


●函館市整備基準図解

■階段の整備

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●園路に設けられる階段・傾斜路の整備例



●配慮すべき整備・対応

基本的な考え方

障害者、高齢者等の転落や段の踏み外しを防止するため、両側に手すりなどを設置するほか、スロープを設置する場合には、十分な幅の確保や踊り場の設置などに配慮することが好ましい。

■配慮すべき事項

- スロープを設置する場合には、踊り場および手すりを設ける。
- 傾斜路およびその踊り場には、車いすが転回できる広さのあることが望ましい。
- 傾斜路を上りきった水平部分には車いすの転回スペースをとることが望ましい。
- 傾斜路下りきった水平部分には車いすの転回スペースを上りきった部分よりもさらに広くとることが望ましい。

●スロープが長い場合の整備例

スロープが長い場合、踊り場を設ける



●整備基準

基本的な考え方 駐車場は、障害者、高齢者等が円滑に利用できるように整備を行う必要がある。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説
駐車場	●駐車場を設ける場合においては、「建築物の【6】駐車場」または「路外駐車場」の項に規定する整備基準を準用する。	●「建築物の【6】駐車場」または「路外駐車場」の解説を参照。

●配慮すべき整備・対応

基本的な考え方

冬期間の利用に配慮し、駐車場から公園内部へ至る通路を安全に通行できるようにするための各種整備のほか、積雪時にも確認できる案内標示の方法にも配慮することがより好ましい。

■配慮すべき事項

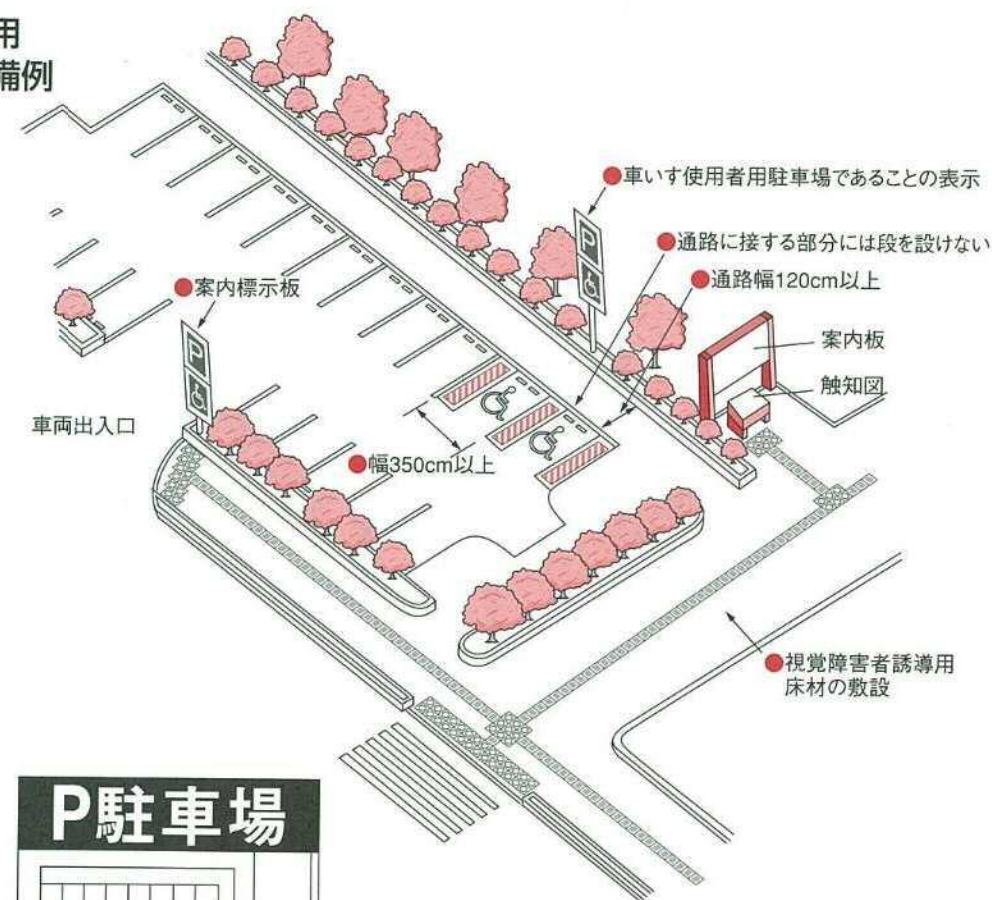
- 看板は雪に埋もれないように設置場所、高さに配慮する。
- 駐車場内または通路には、必要に応じ消融雪装置を設置する。

●函館市整備基準図解

■駐車場の整備

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●車いす使用者用駐車施設の整備例



●案内標示の例



改札口

●整備基準

基本的な考え方 改札口は、車いす使用者、視覚障害者、高齢者等も利用しやすい構造とする。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説
改札口	●改札口を設ける場合においては、「建築物の【15】改札口等」の項に規定する整備基準を準用する。	●「建築物の【15】改札口等」の解説を参照。

●配慮すべき整備・対応

基本的な考え方

改札や料金などの支払いの際に、障害者等が利用しやすい高さ等への配慮がより好ましいほか、左手でも利用しやすい工夫が望まれる。

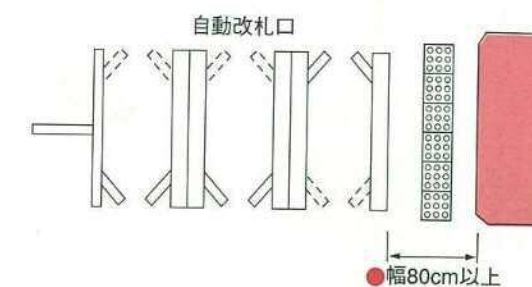
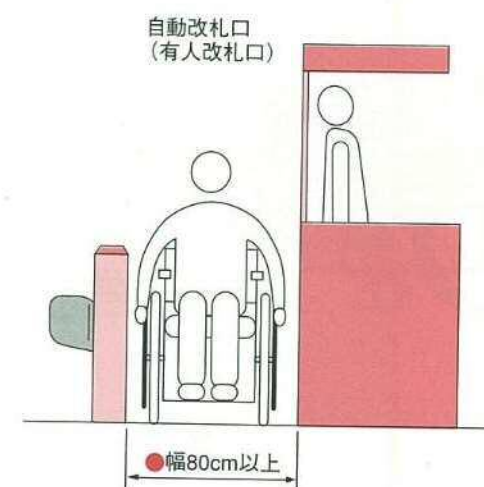
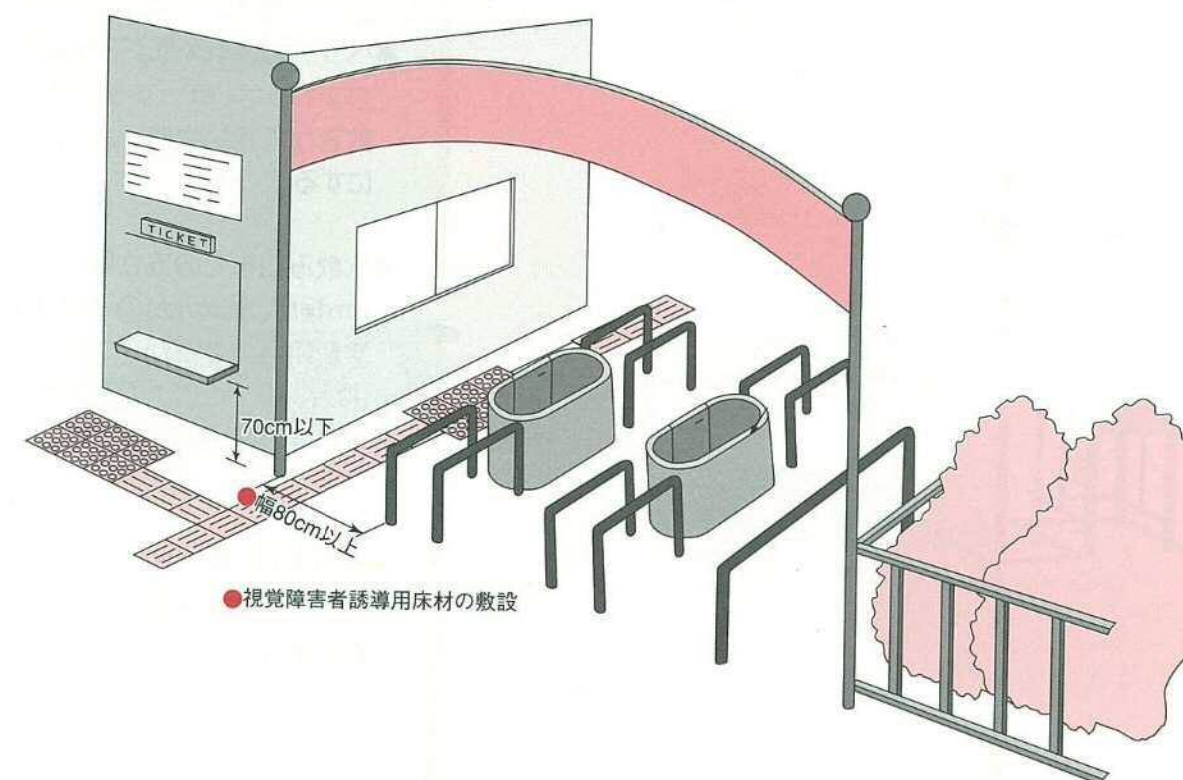
■配慮すべき事項

- 視覚障害者誘導用床材を敷設する。
- 音声誘導装置を設置することが望ましい。

●函館市整備基準図解

■改札口の整備例

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項



- 路面は粗面またはぬれでも滑りにくい材料で仕上げる
- 段を設けない

●整備基準

基本的な
考え方

障害者、高齢者等誰もが公園で快適に過ごせるよう、ベンチや水飲み台などの施設は円滑に利用できる構造とすることが必要である。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説
ベンチ、野外卓 および水飲み場	●必要に応じ、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造のベンチ等を設けること。	●野外卓の下部には、高さ60～65cm程度、奥行き45cm以上のスペースを設ける。 ●野外卓は、車いす使用者が近接できるよう使用方向に150cm以上の水平部分を設ける。 ●ベンチ、野外卓および水飲み場のまわりは、車いす使用者や高齢者が近接しやすいように平坦にする。 ●水飲み口までの高さは、70～80cm程度、水飲み台の下部は車いす使用者のひざがぶつからないように60～65cmの高さを中空とし、奥行き45cm程度のスペースを設ける。 ●野外卓は、車いす使用者が卓の間を支障なく移動できるように配置する。

●配慮すべき整備・対応

基本的な
考え方

車いす使用者等が支障なく利用できるよう、周囲にも十分なスペースを確保するとともに、周囲や園路等からの経路の整備にも配慮することが好ましい。

■配慮すべき事項

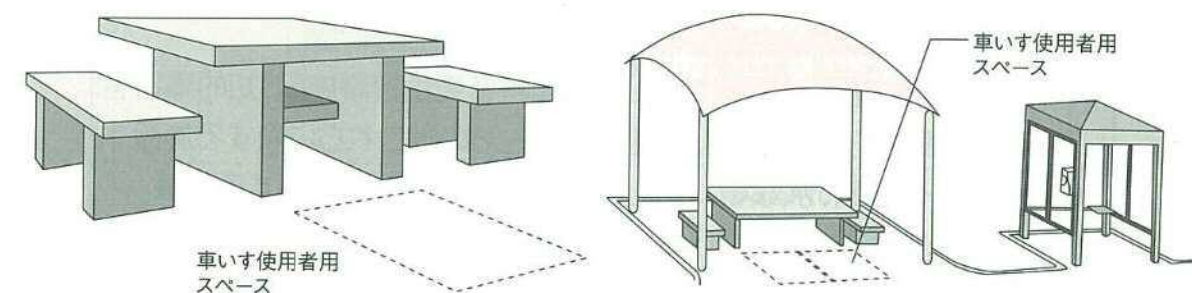
- ベンチの座面の高さは、40～45cm程度とする。
- ベンチの両端には、立ち上がる時の支えとして使用する場合も考慮し、大きめの肘掛けを設ける。
- 複数の車いす使用者が、同時に野外卓を使用する場合を考慮し、車いす使用者が卓と卓との間を支障なく移動できるように、220cm以上離すことが望ましい。
- 水飲み場周辺は左右から近接できるようスペースを設ける。
- 水飲み場周辺の路面は、ぬれても滑りにくい材料で仕上げる。

●函館市整備基準図解

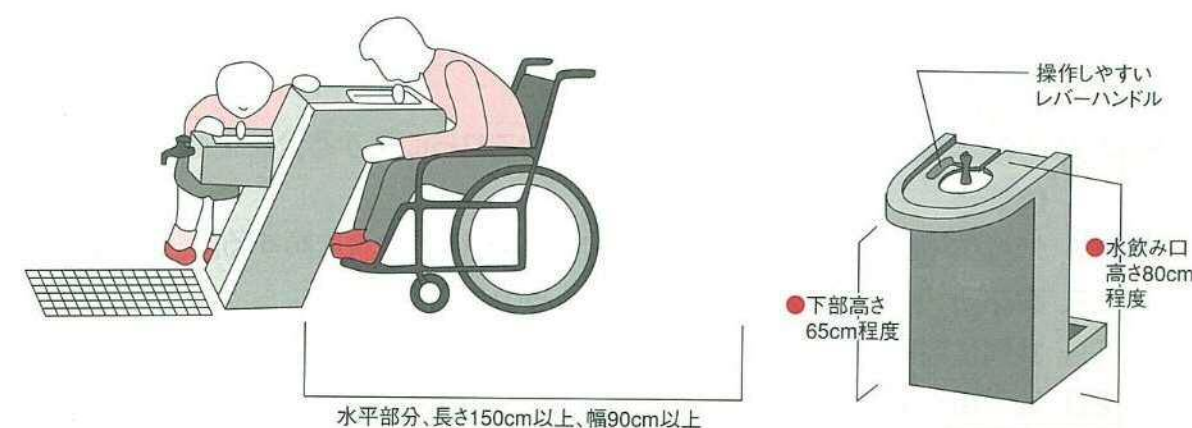
■ベンチ等の整備

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●ベンチの整備例



●水飲み場の整備例



[7]
公園内の
建築物

●整備基準

基本的な考え方 障害者、高齢者等も快適に利用できるように、通路幅を広くし、路面を平坦にするなどの配慮が必要である。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説
公園内の建築物	●公園内に下記に掲げる建築物を設ける場合においては、「建築物」の項に規定する整備基準を準用すること。	●「建築物」の該当する項の解説を参照。

該当する建築物

1. 病院、診療所その他これらに類する施設
2. 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設
3. 集会場、公会堂その他これらに類する施設
4. 展示場その他これに類する施設
5. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
6. ホテル、旅館その他これらに類する施設
7. 老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、母子福祉施設、保健センターその他これらに類する施設
8. 遊技場、体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設
9. 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設
10. 公衆浴場その他これに類する施設
11. 飲食店
12. 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
13. 銀行その他の金融保険業を営む店舗
14. 一般公共の用に供される自動車車庫
15. 公衆便所
16. 市役所、郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
17. 学校(専修学校および各種学校を含む。)その他これに類する施設
18. 事務所(12、13または16に該当するものを除く。)
19. 共同住宅または寄宿舍(51戸(室)未満のものを除く。)
20. 地下街その他これに類する施設

●配慮すべき整備・対応

基本的な考え方

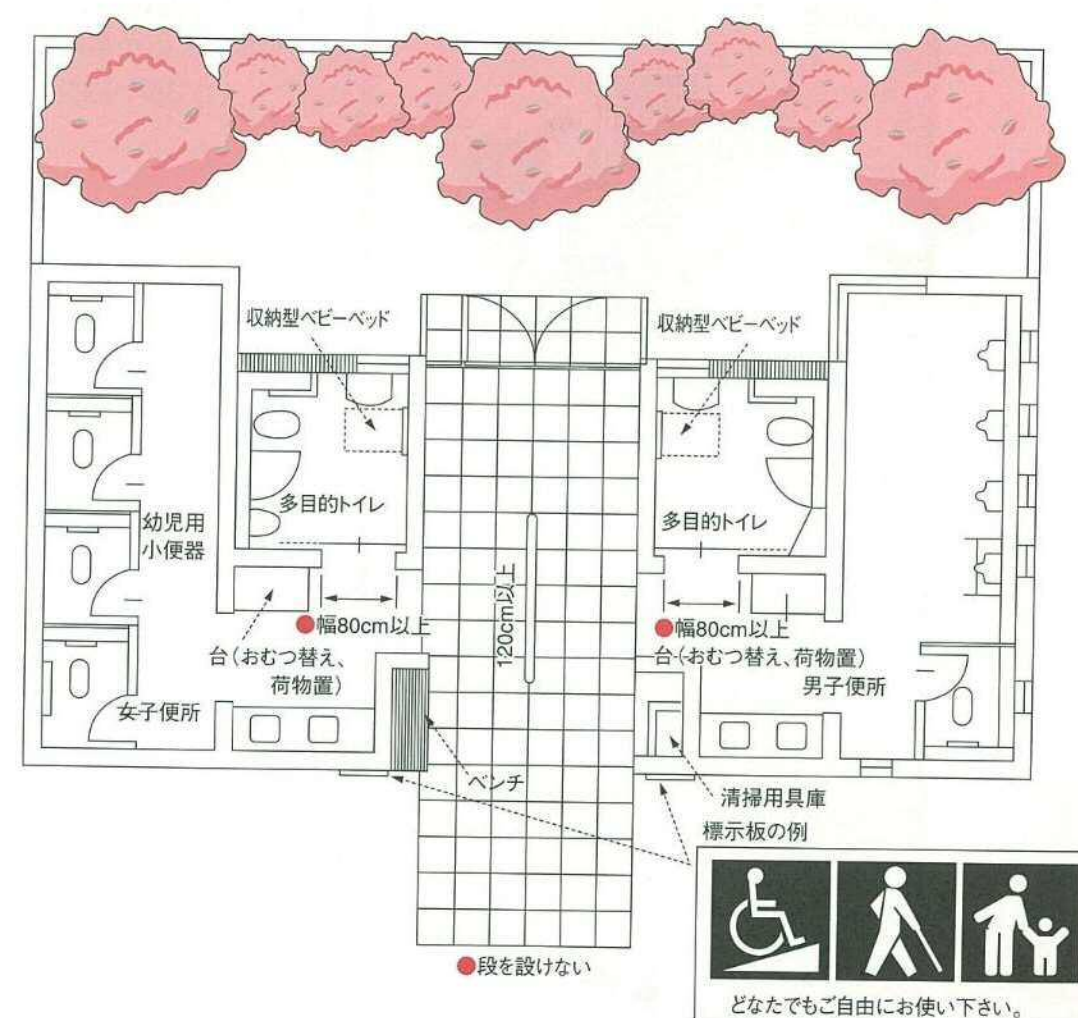
公園を利用する障害者、高齢者等にとって、無くてはならない役割を担う機能を備えているものであり、公園内の随所において、建築物の位置や機能などについて的確な案内ができるよう配慮することが望ましい。

●函館市整備基準図解

■公園内の建築物の整備

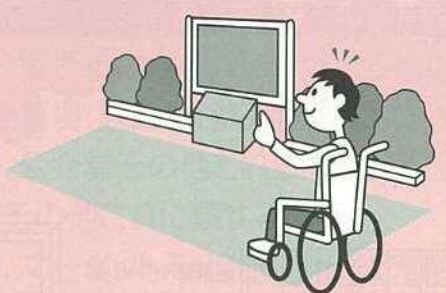
※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●便所の整備例



●整備基準

基本的な考え方 公園内の案内を表示する場合は、障害者、高齢者等にも見やすく、わかりやすいものとする。

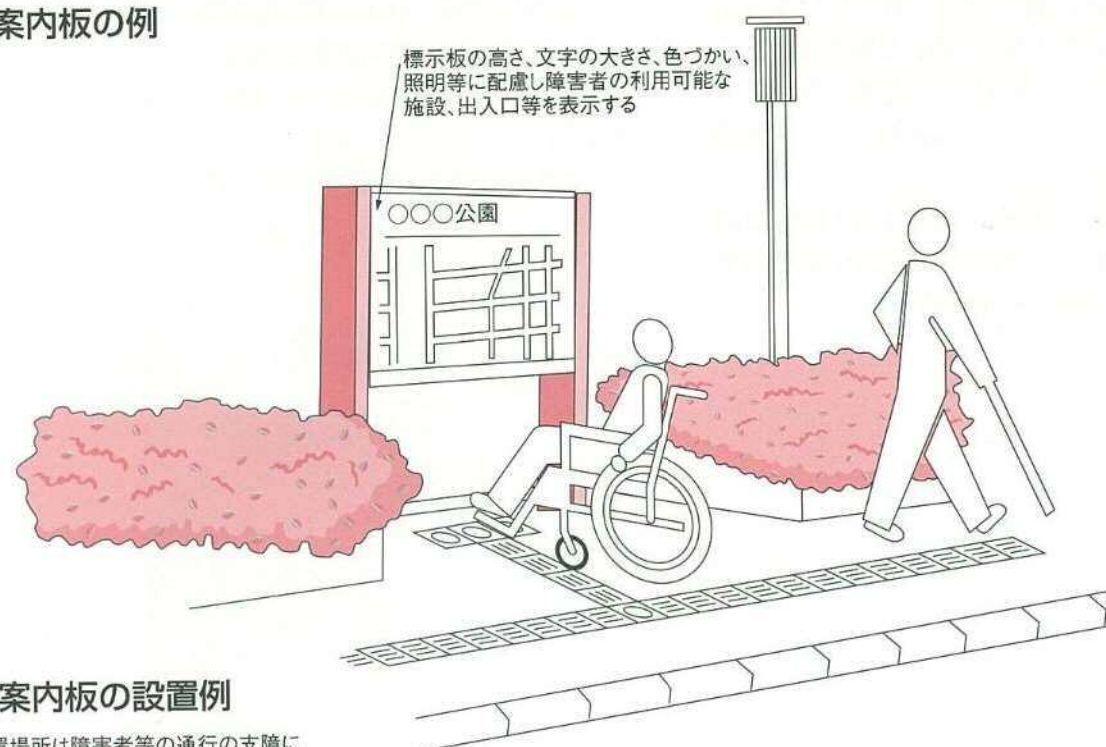
整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
案内標示	●案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、高さおよび文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとし、かつ、「公園の【1】出入口」の項に定める構造の出入口付近に設けること。 	●主要な案内板を設置する場合は、高さ、文字の大きさ、表示を工夫して、障害者や高齢者等にもわかりやすいものとする。 ●車いす使用者の利用できるトイレや水飲み場の位置を表示する。	●案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮して障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとし、かつ、必要に応じ、点字表示を行うこと。 ●案内標示板は、「公園【1】出入口」の項に定める構造の出入口付近のほか、園内の要所に設けること。	●弱視者には、大きめの文字、地色と区別できる色彩の文字とするなど、対比を鮮明にすると識別しやすい。	

●函館市整備基準図解

■案内標示の整備

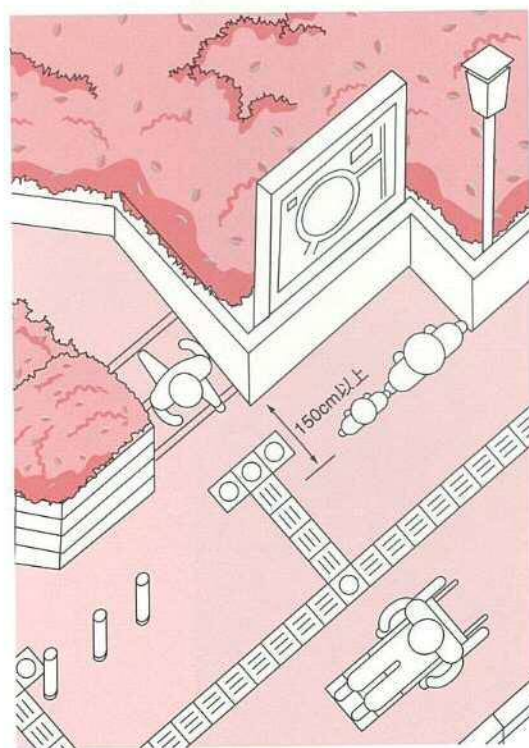
※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●総合案内板の例



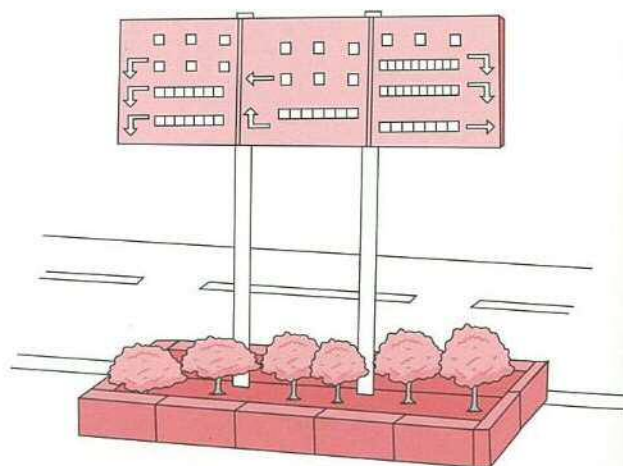
●総合案内板の設置例

設置場所は障害者等の通行の支障にならない所に設置する



●案内板の例（建物などの方向を示す場合）

文字の大きさ、矢印表示を明確にする



●配慮すべき整備・対応

基本的な考え方

視覚障害者や聴覚障害者に対応した情報提供がより好ましい。また、避難場所に位置づけられている公園にあつては、放送設備や電光掲示板などを設置するなどの配慮が望ましい。

■配慮すべき事項

- 要所には、触知図、点字案内板等を設けることが望ましい。
- 案内板の文字、図等は、色の対比、明度に配慮する。
- 案内板は、障害者等の通行の支障とならないように設置する。
- 避難場所に用いる公園にあつては、放送設備とともに電光掲示板などを設けることが望ましい。

●障害者が利用可能な出入口の表示例



●利用しやすい水飲み場の表示例

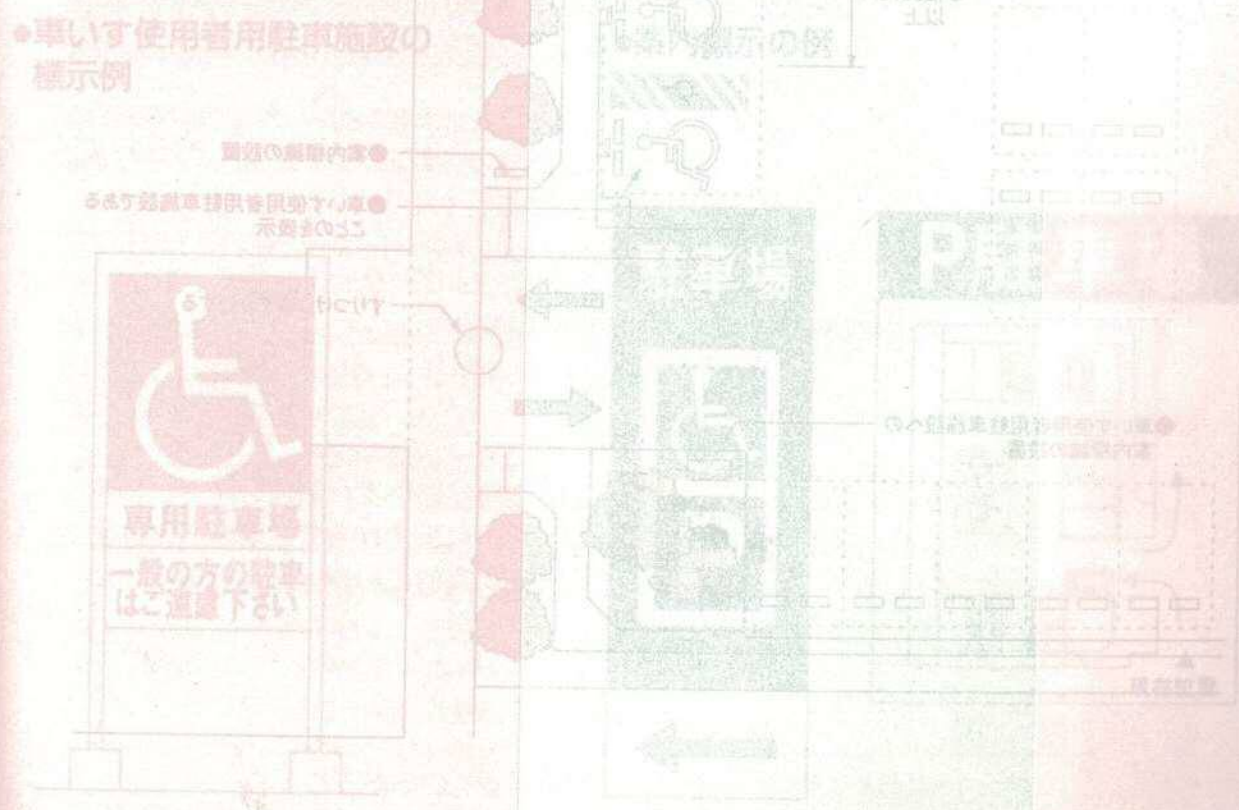
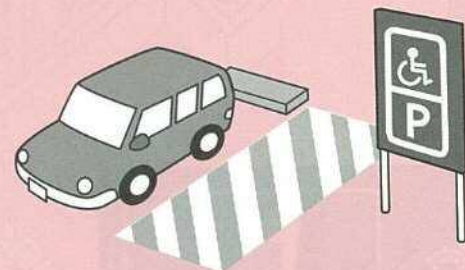


●整備基準

基本的な考え方 障害者、高齢者等の移動には、自動車が大きな役割を担っているため、駐車場には、1以上の車いす使用者用駐車施設を確保し、

車いす使用者用駐車施設から出入口までの通路は、車いす使用者に配慮した構造とする。また、案内標示板等は見やすくわかりやすいように配慮する。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
駐車場	●駐車場には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。		●車いす使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。		
位置	ア) 車いす使用者用駐車施設は、出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設け、かつ、その通路は、「建築物の【6】駐車場」の項の(2)に定める構造とすること。	●「建築物の【6】駐車場」の(2)および「建築物の【7】敷地内の通路」の(1)から(3)までおよび(6)の解説を参照。			
幅員の確保	イ) 幅員は、350cm以上とすること。	●幅員350cmとは、自動車のドアを全開した状態で、車いすから自動車へ容易に乗降できる幅で、普通車用駐車スペース(200cm)に、車いすが転回でき、介助者が横につき添えるスペース(150cm)を見込んだものである。			
表示	ウ) 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。	●車いす使用者用駐車施設と一般用駐車施設とを区別するためのものである。車両用スペースに「国際シンボルマーク」(P157参照)を塗装表示するほか、立て看板等により運転席からも判別しやすいようにする。	●車いす使用者用駐車施設の標示例		
案内標示	●案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、高さおよび文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとし、かつ、出入口付近に設けること。	●文字は大きめの文字とし、図を用いるなどわかりやすいデザインとするとともに、色彩にも配慮する。			

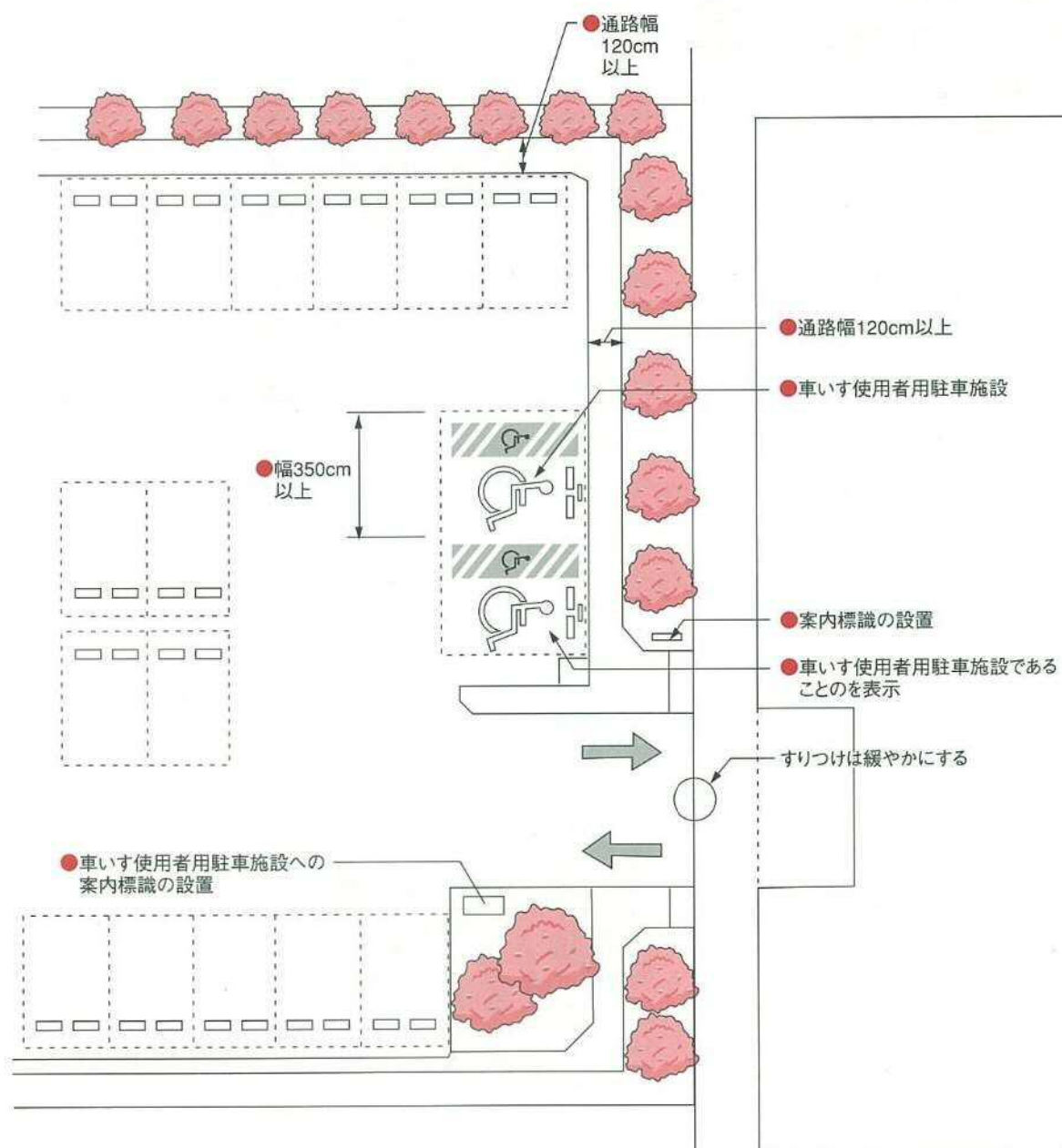


●函館市整備基準図解

■路外駐車場の整備

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●駐車場の整備例



●配慮すべき整備・対応

基本的な考え方

冬期間でも安全に利用できるように、駐車場内や通路における各種整備のほか、案内標示の設置場所等にも配慮することが好ましい。

■配慮すべき事項

- 縁石は段を設けないようにする。
- 駐車場内または通路には、必要に応じ屋根またはひさしを設置する。
- 駐車場内または通路には、必要に応じ消融雪装置を設置する。

●車いす使用者用駐車施設の標示例



●案内標示の例



視覚障害者 誘導用床材

●整備にあたっての基本的な考え方●

視覚障害者誘導用床材は、視覚障害者の屋内外での移動を支援するものとして、公共的施設や道路等に敷設され、広く普及していますが、材質や色、形状については、多種多様なものが使用され、視覚障害者の移動に十分な効果を発揮していないものもあるため、材質・色・形状などについて基本的な事項を定め視覚障害者の安全確保や移動の円滑化を進めるものです。

●視覚障害者誘導用床材の種別●

「視覚障害者誘導用床材」とは、次に定める要件を満たす視覚障害者を誘導するための「線状誘導床材」と視覚障害者の注意を喚起するための「点状注意喚起床材」に種別されます。



材 質

十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性および耐摩耗性に優れ、かつ、退色および輝度の低下が少ないものであること。



色

黄色であること。ただし、黄色である場合において、周囲の床材との適切な明度差および輝度比が確保できないために安全な道すじを連続的に明示できないときは、黄色以外の色で、周囲の床材との適切な明度差および輝度比が確保されるものであること。



形 状

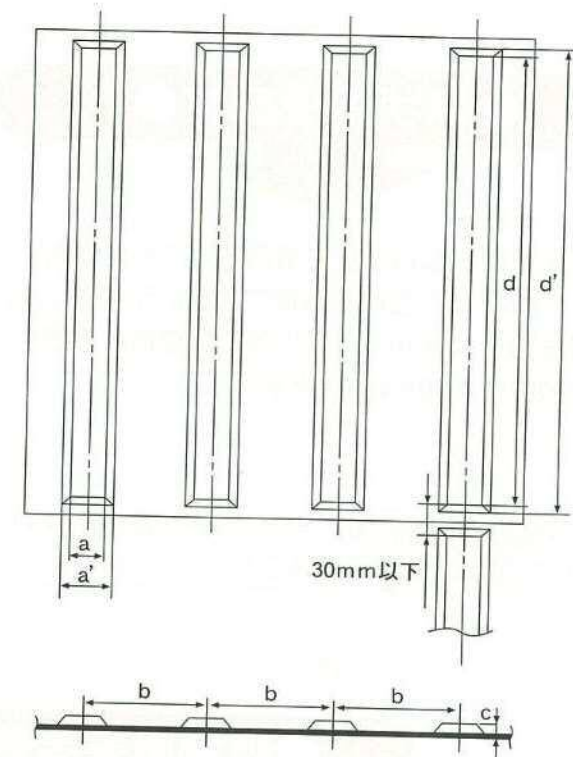
日本工業規格（JIS T 9251）に適合するものであること。

●線状誘導床材●

- ◎線状突起の形状・寸法は右のとおりとする。
ただし、線状突起の本数は4本を下限とし床材の大きさに応じて増やす。
- ◎床材の継ぎ目部分における突起の長手方向の上辺部での間隔は30mm以下とする。

<寸法詳細>

- $a = 17\text{mm}$ (許容差 $0 \sim 1.5\text{mm}$)
- $a' = a + 10\text{mm}$ (許容差 $0 \sim 1.5\text{mm}$)
- $b = 75\text{mm}$ (許容差 $0 \sim 1.5\text{mm}$)
- $c = 5\text{mm}$ (許容差 $0 \sim 1.0\text{mm}$)
- $d = 270\text{mm}$ 以上
- $d' = d + 10\text{mm}$

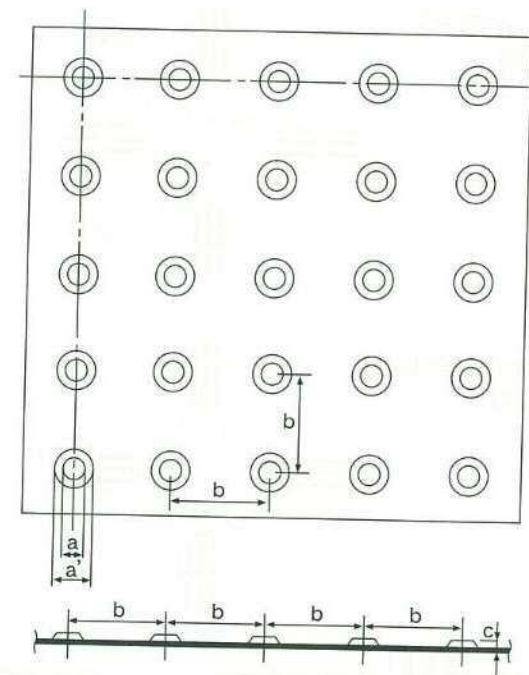


●点状注意喚起床材●

- ◎点状突起の形状・寸法は右のとおりとする。
- ◎点状突起を配列する床材の大きさは、300mm四方（目地部込み）以上で、点状突起の数は25点（5×5）を下限とし、床材の大きさに応じて増やす。
- ◎床材を並べて敷設する場合の継ぎ目部分の点状突起の中心間の距離は、b寸法より10mmを超えないものとする。
- ◎突起の形状はハーフドーム型とする。

<寸法詳細>

- $a = 12\text{mm}$ (許容差 $0 \sim 1.5\text{mm}$)
- $a' = a + 10\text{mm}$ (許容差 $0 \sim 1.5\text{mm}$)
- $b = 55 \sim 60\text{mm}$ (許容差 $0 \sim 1.5\text{mm}$)
- ※この寸法内で、床材に応じた数値を設定する。
- $c = 5\text{mm}$ (許容差 $0 \sim 1.0\text{mm}$)



●視覚障害者誘導用床材の敷設●

●線状誘導床材●

安全で簡単な道すじを明示することを優先するとともに、歩行空間が確保できるよう、壁面、柱、床置き物の什器等から適度に離れた位置に敷設し、その敷設幅は30cm以上とすること。

●点状注意喚起床材●

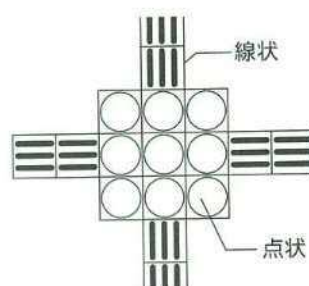
視覚障害者の継続的な移動に対し警告を発すべき場所である扉のある出入口、階段および傾斜路の上り口および下り口、点字による案内板の前、エレベーターの前、横断歩道部等ならびに線状誘導床材の分岐位置や屈折位置、停止位置のそれぞれの位置に敷設すること。

※視覚障害者が感知しやすいよう、周囲の床材の仕上げに配慮するとともに、車いす使用者の通行にも配慮して敷設すること。

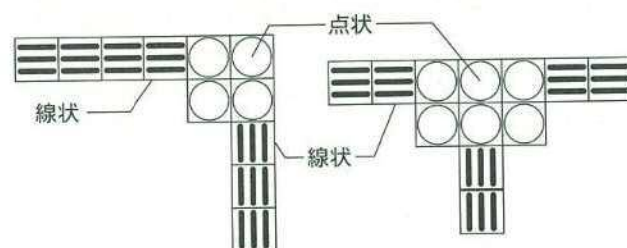
●視覚障害者誘導用床材の配置●

十字敷設

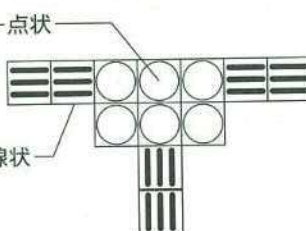
【30cm四方】
の床材



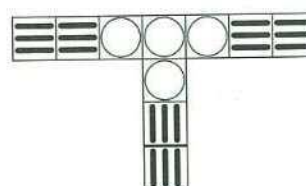
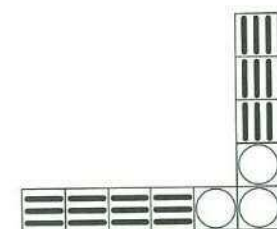
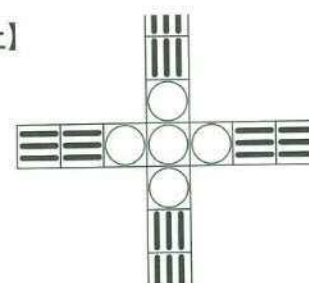
L字敷設



T字敷設



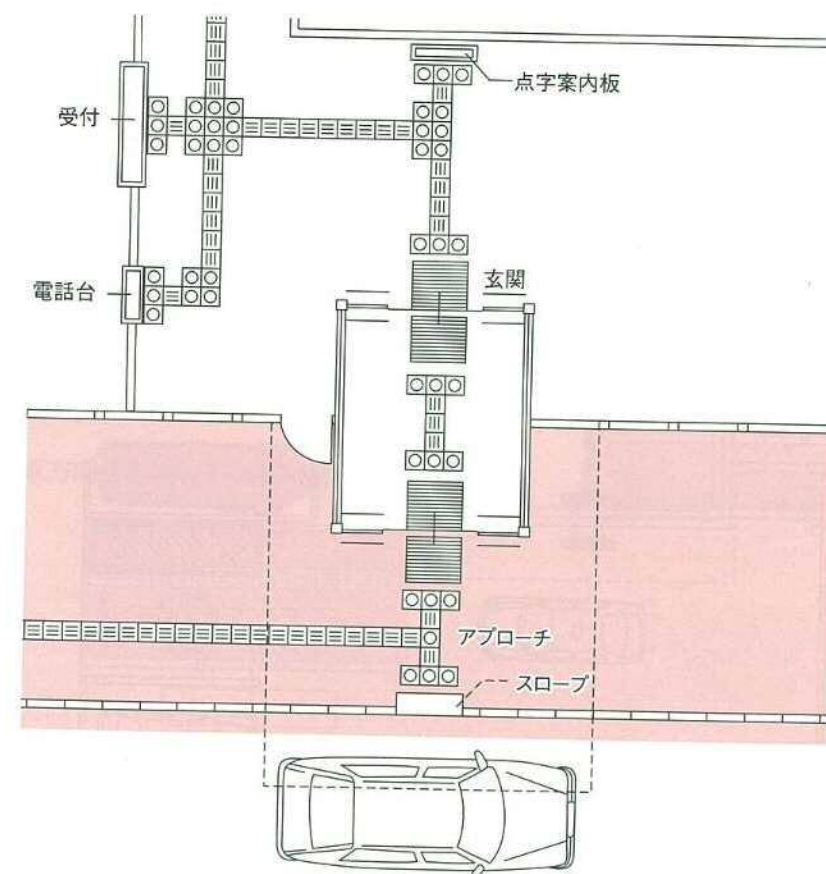
【40cm四方以上】
の床材



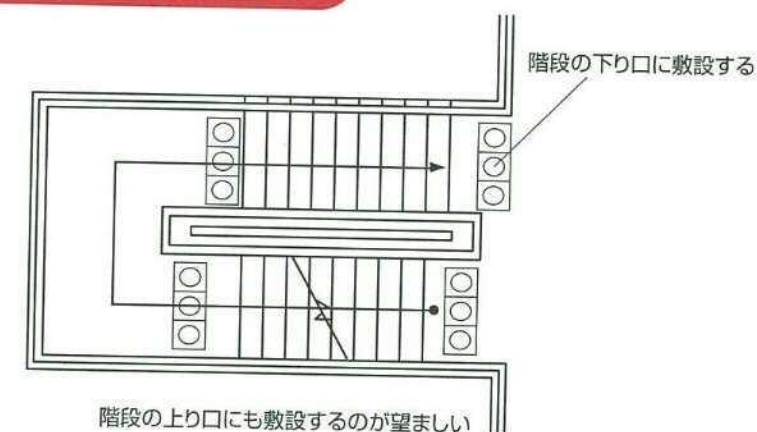
※凡例  線状誘導床材  点状注意喚起床材

■設置例

●建築物等の出入口●



●建築物等の階段部●

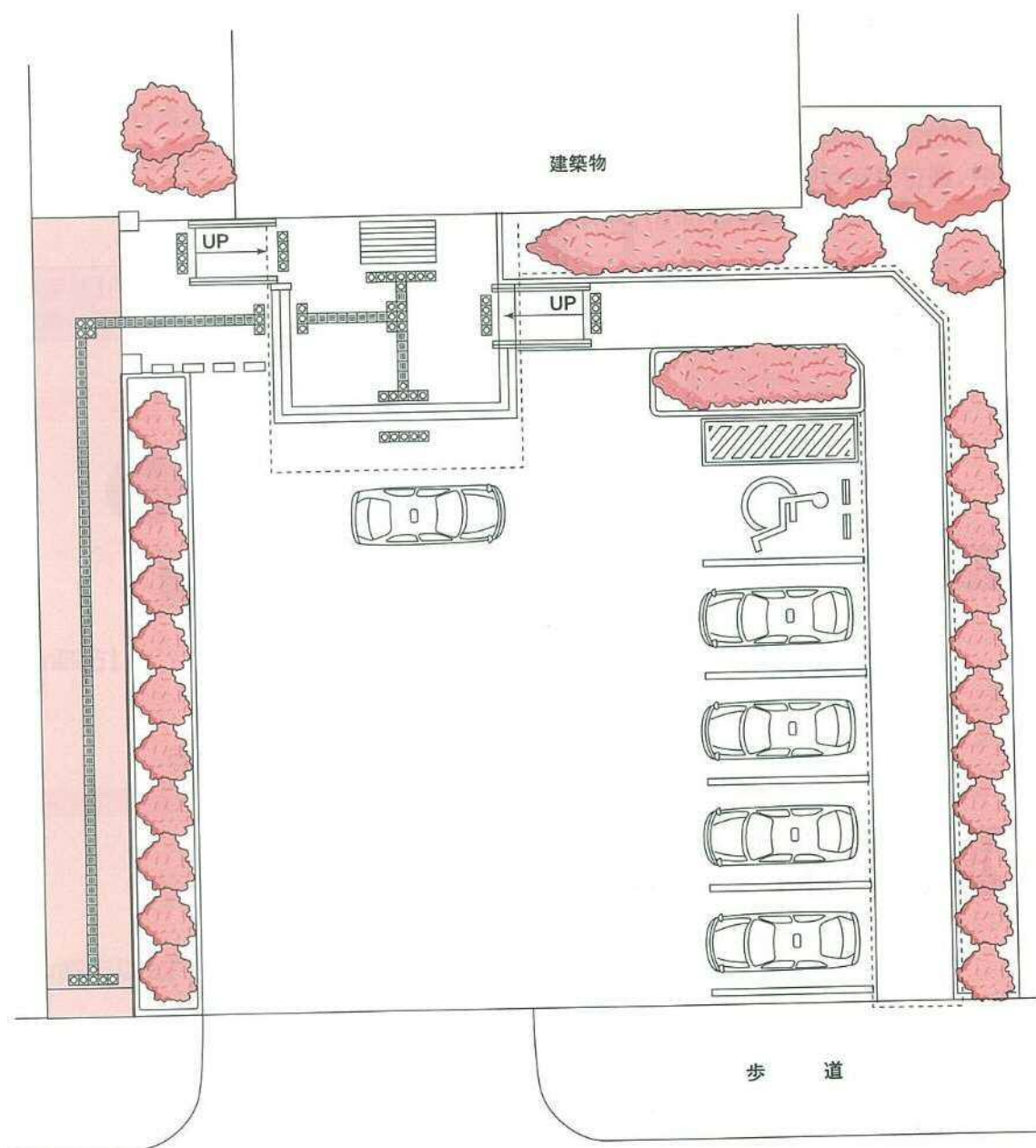


階段の下り口に敷設する

階段の上り口にも敷設するのが望ましい

■設置例

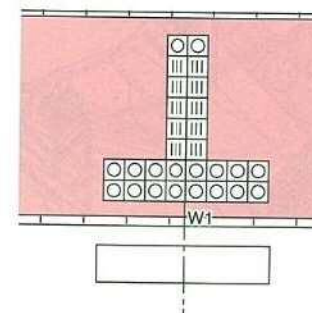
●敷地内の通路●



●歩道部●

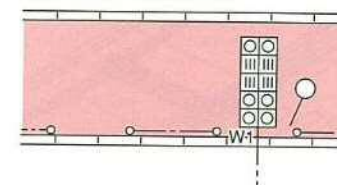
◎一般的な横断歩道の場合

※通り過ぎるのを避けるため、できるだけ歩道の幅員に渡って敷設する。

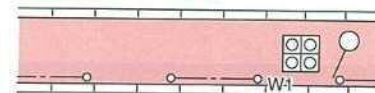


◎バス停留所の場合

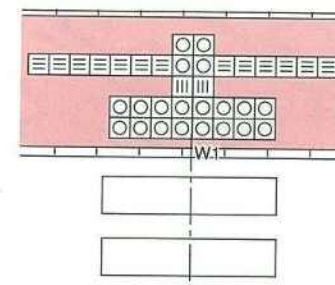
(歩道幅員が広い場合)



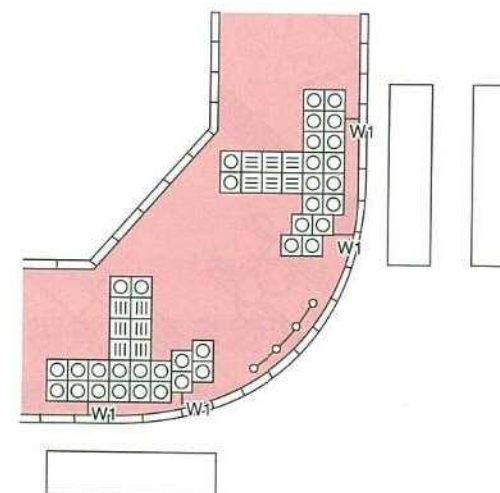
(歩道幅員が狭い場合)



◎継続的に直線方向を案内している場合

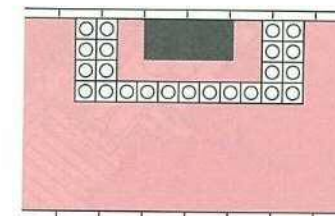


◎2方向に横断が生じる場合

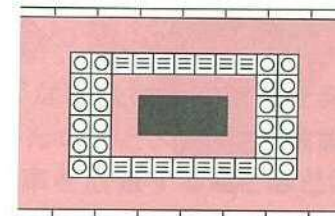


◎危険物を回避する場合

(障害物を囲んだ例)



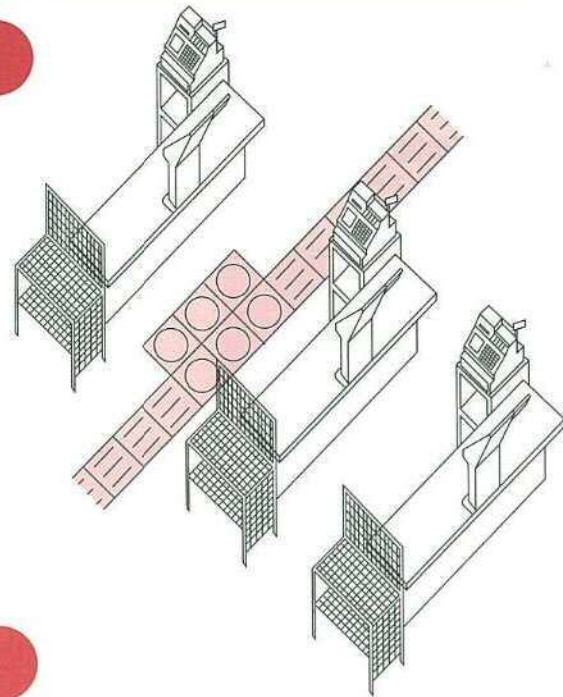
(歩行経路を案内した例)



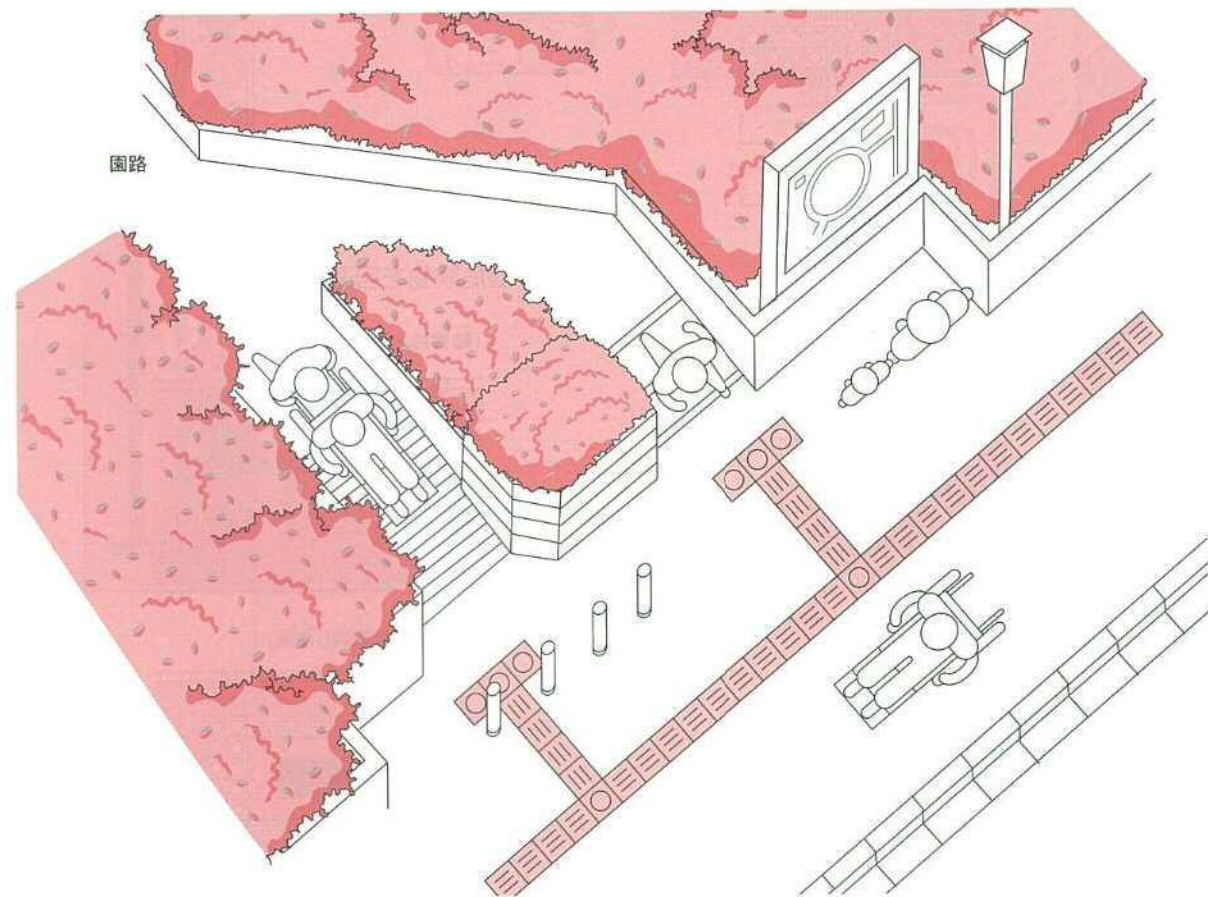
※W1=30cm程度(歩道端から床材の端まで)

■具体的な敷設イメージ

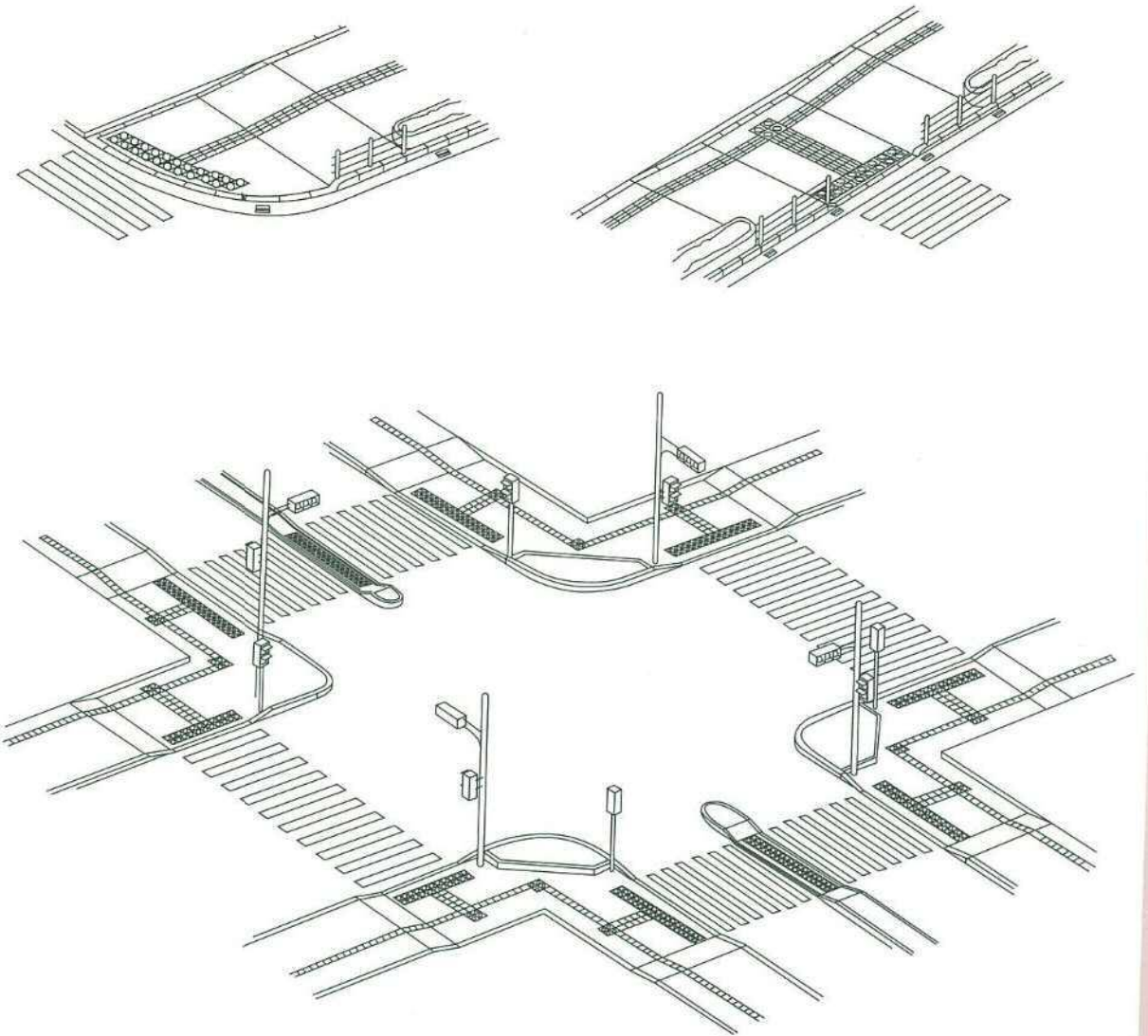
●レジ通路・改札口●



●公園などの出入口●



●歩道の巻込部・交差点●



●視覚障害者誘導用床材について利用者から寄せられた意見等●

○視覚障害者誘導用床材は、適切な敷設や維持管理がなされ初めて効果を発揮するものです。摩耗や破損等による修繕や交換はもちろんのこと、せっかく敷設された視覚障害者誘導用床材の上に荷物を置いたり、自転車を放置することなどは、是非とも避けていただきたい。

障害者のための 国際 シンボルマーク

国際シンボルマークの内容

国際シンボルマークは、障害者のリハビリテーション事業を実施している世界60数カ国以上の各国の団体および国際団体から構成される国際障害者リハビリテーション協会により、障害者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルとして1969年に制定されたものです。



国際シンボルマークを掲示するための最低基準

●マークの基準

寸法	10cm四方以上、45cm四方以下が望ましい。
色調	原則として青地に白のマークあるいはその逆とし、対比の明確なものとする。

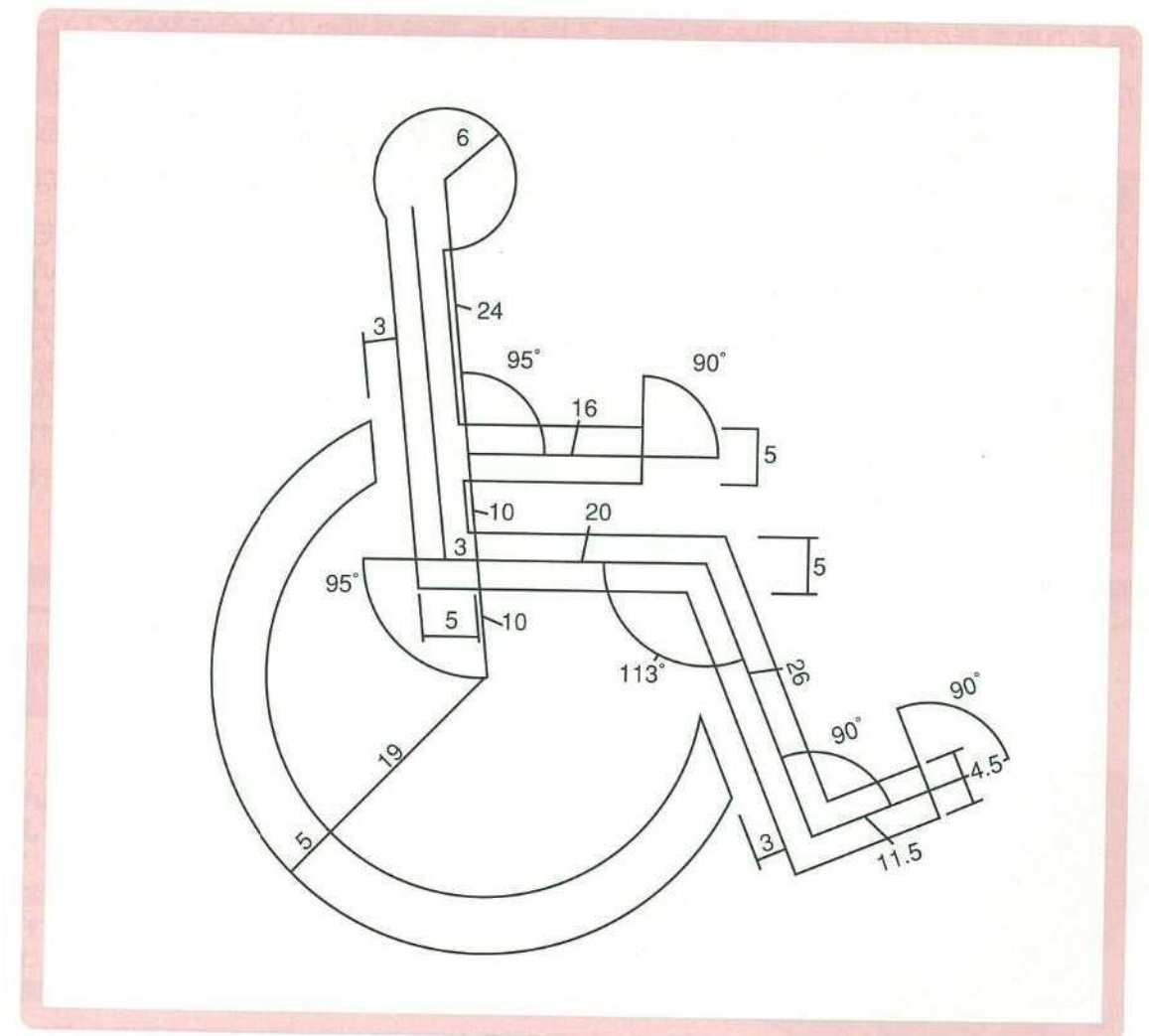
●マークの掲示を行う場所の基準

出入口	地面と同じ高さにするか、階段のかわりにまたは階段のほかに、傾斜路を設置する。
出入口	80cm以上開くものとする。回転ドアの場合は別の入口を併設する。

傾斜路	勾配は12分の1(約4.7°)以下とする。室内外を問わず、階段のかわりにまたは階段のほかに、傾斜路を設置する。
通路	130cm以上の幅とする。
トイレ	利用しやすい場所にあり、外開きドアで仕切り内部が広く、手すりがついたものとする。
エレベーター	入口幅は80cm以上とする。

国際シンボルマークの形状

●国際シンボルマークの形状は下図のとおり。



既に公共的施設を所有・ 管理している 事業者の方へのお願い

福祉のまちづくり条例では、公共的施設の整備について基準を定め、公共的施設を管理・所有する方へ、障害のある人やお年寄りなどが使いやすい整備をお願いしておりますが、公共的施設を新築する事業者の方だけではなく、既に公共的施設をお持ちの事業者の方にも、施設を増改築する場合は、整備基準への適合に努めていただくこととしております。

しかしながら、公共的施設を既に所有されている事業者の方の中には、すぐに施設を改修することができない方もいらっしゃいますし、敷地の都合や建物自体の構造などのため、障害のある人やお年寄りなどにとって使いやすい整備ができない場面も出てくることもあると存じます。

ここでは、様々な事情により整備基準に適合した整備ができない場合に、それをカバーするための、また、既に整備基準に適合している場合であっても、障害のある人やお年寄り等にとってより使いやすいものにするための事例を紹介しています。

事1例 立地条件などにより スロープを設置できない場合

こんな対応を お願いいたします

- ◎障害者、高齢者等の安全な通行を確保するため、玄関に介助・案内ができる人を配置するほか、階段の手前にインターホン等を設け、障害者、高齢者等が訪れた時に、すぐに人的介助ができる体制を心がける。
- ◎階段を上れないで困っている人がいたら、「お手伝いしましょうか」などと声をかけたり、必要な場合は手をかすなどの対応をする。
- ◎もし自分が介助できない場合などは、施設の人を呼び、対応をお願いする。



事2例 建物の上階にある店舗や営業所等で、 建物の構造などから、スロープやエレベーター などを設置できない場合

こんな対応を お願いいたします

- ◎車いす使用者が事業所内の人に介助を求めることができるようにするため、階段手前の適切な位置にインターホン等を設置するなど、人的介助のできる体制を心がける。
- ◎上階で行っている業務を適宜1階で行えるよう心がける。



事3例 エスカレーターと階段が 併設されている場合

こんな対応を お願いいたします

- ◎視覚障害のある人にとって、階段とエスカレーターの区別を点字ブロックだけで判断することは難しく、また、エスカレーターが上りなのか下りなのかということもわかりません。このような状況を解消するためには、視覚障害者用音声誘導装置の設置がさらに好ましい整備になります。
- ◎しかしながら、音声誘導装置の設置が難しい場合には、やはり周りの人々が案内してあげることが必要となります。
- ◎視覚障害者にとって、点状注意喚起床材が整備されているだけでは安心できるものではありません。



(資料編) 資料編

資料編

資料編

資料編

資料編

資料編

資料編

資料編

資料編

資料編

資料編

資料編

資料編

資料編

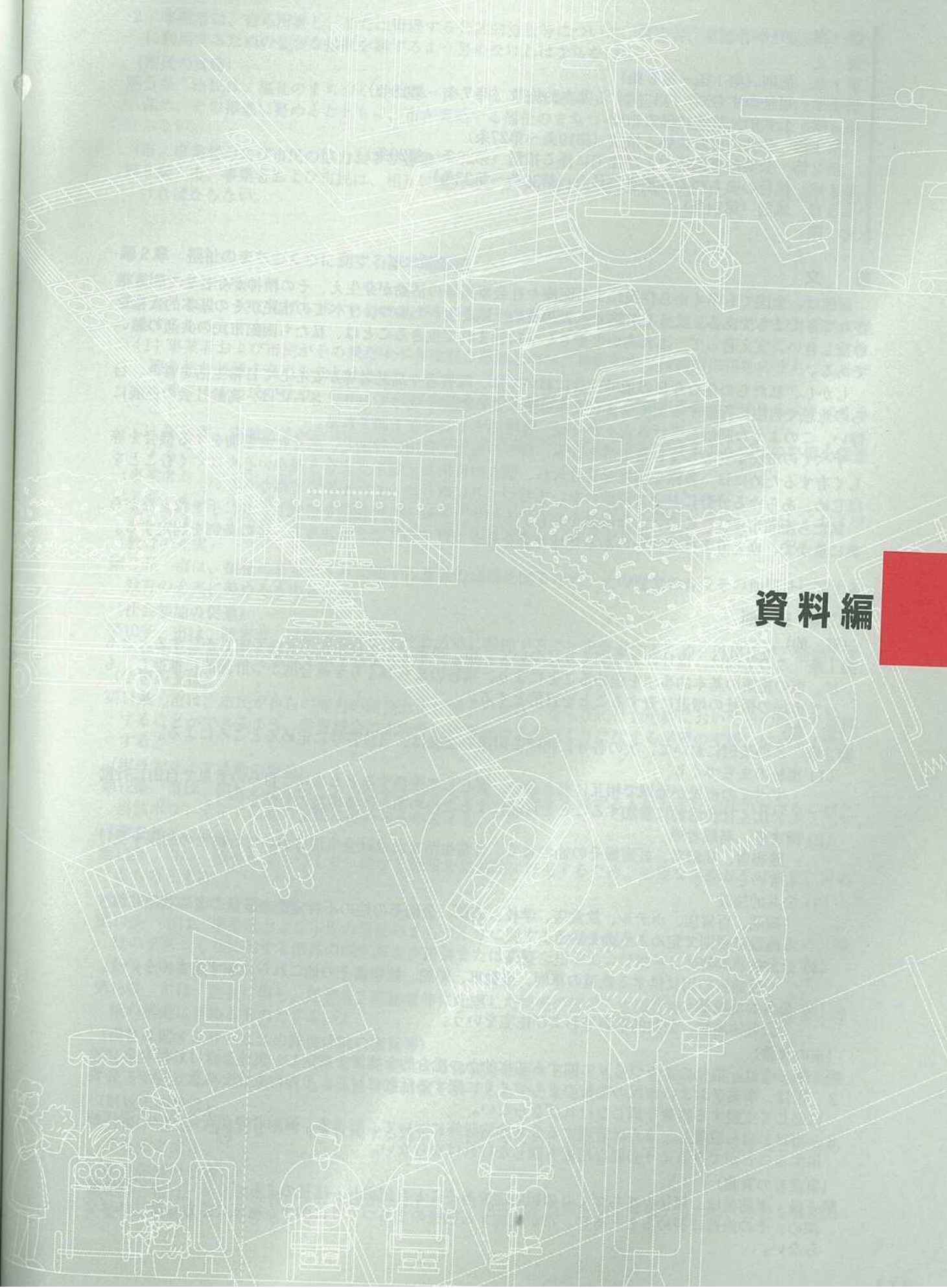
資料編

資料編

資料編

資料編

資料編



函館市福祉のまちづくり条例 (平成13年函館市条例第48号)

目次

前文

第1章 総則 (第1条～第6条)

第2章 福祉のまちづくりに関する基本的施策 (第7条～第18条)

第3章 公共的施設等に係る措置

第1節 公共的施設に係る措置 (第19条～第27条)

第2節 公共的車両等および住宅に係る措置 (第28条・第29条)

第4章 福祉のまちづくり推進委員会 (第30条～第33条)

第5章 雑則 (第34条)

附則

前文

函館は、全国でも早くから住民による医療や社会事業等の活動が芽生え、その精神が今日まで引き継がれてきたまちである。こうして培われた福祉の土壌を生かしつつ、すべての市民がその基本的人権を尊重し合い、支え合って、ふれあいとやさしさに包まれて生きることは、私たち函館市民の共通の願いである。

しかし、私たちの住む今日の地域社会においては、障害者や高齢者等が安心して日常生活を営み、自らの意思で自由に行動する上でさまざまな障壁による制限を受けており、さらには、高齢社会の進展に伴い、このような制限を受ける人々が今後一層増加することが予測される。

すべての市民が安心して日常生活を営み、自らの意思で自由に行動し、広く社会参加をする機会を等しく有するためには、多様な個性を受け入れ、個人の自由な活動を支え合う温かい心をはぐくむことをはじめ、あらゆる分野において障壁のないまちづくりに取り組んでいかなくてはならない。

私たち函館市民は、このような認識を共有する中で、それぞれの役割を自覚し、共に手を携えながら、真に豊かで、ゆとりと生きがいのある地域社会を築き上げていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりについて、市、事業者および市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 福祉のまちづくり

すべての市民が地域で相互に支え合い、安心して生活するとともに、自らの意思で自由に行動し、広く社会活動に参加することを可能にするためのあらゆる環境の整備をいう。

(2) 障害者、高齢者等

障害者、高齢者、妊産婦その他の者で、日常生活または社会生活において行動上の制限を受けるものをいう。

(3) 公共的施設

病院、百貨店、ホテル、飲食店、学校、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

(4) 公共的車両等

一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。

(5) 公共的施設等

公共的施設、公共的車両等および住宅をいう。

(市の責務)

第3条 市は、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、事業者および市民の福祉のまちづくりに関する活動に対し、その自主性を尊重しつつ、必要に応じて支援する措置を講じなければならない。

3 市は、自ら設置し、または管理する公共的施設等について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、福祉のまちづくりの担い手であることを認識し、福祉のまちづくりについて理解を深め、その推進に努めるとともに、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、自ら所有し、または管理する公共的施設等について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(市民の責務)

第5条 市民は、福祉のまちづくりの担い手であることを認識し、福祉のまちづくりについての理解を深め、その推進に努めるとともに、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(市、事業者および市民の協力および連携)

第6条 市、事業者および市民は、相互に協力し、かつ、連携して、福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

第2章 福祉のまちづくりに関する基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 事業者および市民がその果たすべき役割を認識しつつ、自主的かつ積極的に福祉のまちづくりに取り組む気運を高めること。

(2) すべての市民が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができるようにすること。

(3) 障害者、高齢者等が公共的施設等を安全かつ円滑に利用することができるよう環境の整備を促進すること。

(事業者および市民の相互理解等)

第8条 市は、事業者および市民が地域社会を構成する一員として相互に理解を深め、交流し、および支え合うことができるよう、交流の機会の提供その他必要な施策の推進に努めるものとする。
(教育の充実)

第9条 市は、福祉のまちづくりに関する意識の高揚を図るため、その理念の普及その他福祉に関する教育の充実に努めるものとする。

(社会参加の促進)

第10条 市は、障害者、高齢者等が広く社会活動に参加することを促進するため、外出支援、活動の場の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(学習の支援)

第11条 市は、市民が自らの能力の開発および向上に努め、ならびに社会活動においてその能力を発揮することができるよう、学習機会の充実その他福祉のまちづくりに関する学習の支援に努めるものとする。

(ボランティア活動の促進)

第12条 市は、福祉のまちづくりに関するボランティア活動を実践する人材および団体の育成ならびに当該ボランティア活動の支援に努めるものとする。

(調査および研究)

第13条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な調査および研究に努めるものとする。

(情報の収集および提供等)

第14条 市は、事業者および市民の福祉のまちづくりに関する活動を促進し、または支援するため、福祉のまちづくりに関する情報の収集および提供または必要な指導および助言に努めるものとする。
(防災上の配慮)

第15条 市は、防災に関し、障害者、高齢者等に配慮した情報の提供、支援体制の整備その他必要な施策の推進に努めるものとする。

(福祉に関するサービスの提供体制の確保等)

第16条 市は、福祉に関するサービスを提供する体制を確保するとともに、市民の参加および協力の下にその適切な利用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。
(財政上の措置)

第17条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第18条 市は、市、事業者および市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

第3章 公共的施設等に係る措置

第1節 公共的施設に係る措置

(整備基準)

第19条 市長は、公共的施設の出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場、歩道、園路その他の不特定かつ多数の者の利用に供する部分の構造および設備に関し、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用することができるよう整備するために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、規則で定める。

(整備基準の遵守)

第20条 公共的施設を所有し、または管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(公共的施設の新築等の届出等)

第21条 公共的施設（規則で定める公共的施設を除く。以下この条、次条および第24条において同じ。）の新築（用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）もしくは新設または整備基準に係る部分の増築、改築、大規模の修繕もしくは大規模の模様替え（以下「新築等」という。）をしようとする者（以下「施設新築者等」という。）は、次の各号に掲げる公共的施設の区分に応じ当該各号に定める期限までに、当該新築等の内容を、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。届出た内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも同様とする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項または第6条の2第1項（同法第88条第1項および第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請を要する公共的施設 当該確認の申請の時

(2) 前号に掲げる公共的施設以外の公共的施設 当該新築等の工事の着手の日の前日

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る公共的施設の新築等の内容が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導および助言をすることができる。

(工事完了の届出等)

第22条 公共的施設の新築等の工事を完了した者は、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出て、当該公共的施設の構造および設備に関し市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査を行った場合において、当該検査に係る公共的施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該検査を受けた者に対し、必要な指導および助言をすることができる。

3 市長は、第1項の規定による届出をしない者に対し、当該届出をするよう指導することができる。

(機能の維持等)

第23条 公共的施設を所有し、または管理する者は、整備基準に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない。

2 何人も、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用することができるよう整備された公共的施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(既存の公共的施設の措置の状況の報告等)

第24条 市長は、必要があると認めるときは、既存の公共的施設を所有し、または管理する者に対し、当該公共的施設における障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用することができるようにするための措置の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告があったときは、当該報告をした者に対し、整備基準を勘案して、必要な指導および助言をすることができる。

(適合証の交付)

第25条 市長は、公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）を交付するものとする。

2 適合証の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(報告の徴収および立入調査)

第26条 市長は、第21条第2項、第22条、第24条第2項および前条第1項の規定の施行に必要な限度において、公共的施設を所有し、もしくは管理する者（施設新築者等を含む。）に対し必要な報告を求め、またはその職員に当該公共的施設もしくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合の状況その他必要な事項について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国等に関する特例)

第27条 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）については、第21条、第22条、第24条第2項および前条の規定は、適用しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、公共的施設の新築等をしようとする国等に対し、当該公共的施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、国等から第24条第1項または前項ただし書の報告があったときは、当該報告をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

第2節 公共的車両等および住宅に係る措置

(公共的車両等に係る措置)

第28条 公共的車両等を所有し、または管理する者は、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用することができるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

(住宅を供給する者の配慮)

第29条 住宅を供給する者は、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用することができるよう配慮された住宅の供給に努めなければならない。

第4章 福祉のまちづくり推進委員会

(設置等)

第30条 市長の諮問に応じ、福祉のまちづくりの推進に関する基本的または重要な事項を調査審議するため、函館市福祉のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、整備基準に関する事項その他福祉のまちづくりの推進に関し必要と認める事項について、調査研究し、市長に意見を述べるることができる。

(組織)

第31条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第32条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 事業者

(3) 関係団体を代表する者

(4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 職能の故をもって委嘱された委員が、その職を退いたときは、委員を解嘱されたものとする。

(規則への委任)

第33条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(規則への委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

函館市福祉のまちづくり条例施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、函館市福祉のまちづくり条例（平成13年函館市条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める施設は、別表第1のとおりとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項に規定する建築物および函館市都市景観条例（平成7年函館市条例第14号）第26条第1項の規定により定められた保存計画において決定された伝統的建造物群を構成している建築物であるものを除く。

(整備基準)

第3条 条例第19条第1項の整備基準は、別表第2のとおりとする。

(届出を要しない公共的施設)

第4条 条例第21条第1項の規則で定める公共的施設は、次に掲げる公共的施設とする。
(1) 別表第1の1の項(18)に掲げる事務所で、床面積（増築、改築、大規模の修繕または大規模の模様替え（以下「増築等」という。）の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積）の合計が2,000平方メートル未満のもの
(2) 別表第1の5の項に掲げる路外駐車場で、自動車の駐車のために供する部分の面積（増築等の場合にあっては、当該増築等を行った後の面積）の合計が1,000平方メートル未満のもの
(3) 前2号に掲げるもののほか、別表第1の1の項に掲げる建築物または同表の2の項に掲げる公共交通機関の施設で、建築基準法第6条第1項または第6条の2第1項の規定による確認の申請を要しないもの

(公共的施設の新築等の届出等)

第5条 条例第21条第1項前段の規定による届出は別記第1号様式の届出書により、同項後段の規定による届出は別記第2号様式の届出書によりしなければならない。
2 前項の届出書には、別記第3号様式の整備基準適合確認表および別表第3左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に定める書類を添付しなければならない。

(軽微な変更)

第6条 条例第21条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
(1) 工事の内容に係る変更のうち整備基準に適合し、または適合しないこととなる変更を伴わないもの
(2) 工事の着手または完了の予定年月日の3月以内の変更

(工事完了の届出)

第7条 条例第22条第1項の規定による届出は、別記第4号様式の届出書によりしなければならない。
2 前項の届出書には、写真その他の整備基準への適合の状況を確認できる書類を添付しなければならない。
3 第1項の届出をする者が条例第21条第1項の規定による届出をしていない者である場合にあっては、第1項の届出書には、前項に規定する書類のほか、別記第3号様式の整備基準適合確認表および別表第3左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に定める書類を添付しなければならない。

(適合証の交付等)

第8条 条例第25条第1項の適合証（以下「適合証」という。）は、別記第5号様式によるものとする。
2 条例第25条第2項の規定による申請は、別記第6号様式の申請書によりしなければならない。
3 適合証の交付を受けようとする者が次の各号に掲げる者に該当するときは、当該各号に定める書類を前項の申請書に添付しなければならない。
(1) 条例第21条第1項または第22条第1項の規定による届出のいずれもしていない者 別記第3号様式の整備基準適合確認表、別表第3左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に定める書類および写真その他の整備基準への適合の状況を確認できる書類
(2) 条例第22条第1項の規定による届出をしていない者（前号に掲げる者を除く。） 写真その他の整備基準への適合の状況を確認できる書類
4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者に当該適合証を返還させることができる。
(1) 整備基準に係る虚偽の届出または申請その他不正の事実が判明したとき。
(2) 適合証の交付の対象となった公共的施設が改修等により整備基準に適合しなくなったとき。
(3) その他適合証を返還させることが適当であると市長が認めるとき。

(身分証明書)

第9条 条例第26条第2項の証明書は、別記第7号様式によるものとする。

(公共的団体)

第10条 条例第27条第1項の規則で定める公共的団体は、法令の規定により、建築基準法第18条の規定

の適用について国または地方公共団体とみなされる法人とする。

(福祉のまちづくり推進委員会)

第11条 条例第30条第1項の函館市福祉のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）に委員長および副委員長各1人を置く。
2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
5 委員会の会議は、委員長が招集する。
6 委員長は、委員会の会議の議長となる。
7 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
8 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
9 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。
10 委員会の庶務は、福祉部において処理する。
11 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(補 則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

別表第1(第2条、第4条関係)

区 分	施 設
1 建築物	(1) 病院、診療所その他これらに類する施設 (2) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設 (3) 集会場、公会堂その他これらに類する施設 (4) 展示場その他これに類する施設 (5) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (6) ホテル、旅館その他これらに類する施設 (7) 老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、母子福祉施設、保健センターその他これらに類する施設 (8) 遊技場、体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設 (9) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設 (10) 公衆浴場その他これに類する施設 (11) 飲食店 (12) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 (13) 銀行その他の金融保険業を営む店舗 (14) 一般公共の用に供される自動車車庫 (15) 公衆便所 (16) 市役所、郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 (17) 学校(専修学校および各種学校を含む。)その他これに類する施設 (18) 事務所((12)、(13)または(16)に該当するものを除く。) (19) 共同住宅または寄宿舍(51戸(室)未満のものを除く。) (20) 地下街その他これに類する施設
2 公共交通機関の施設	車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する施設で旅客の乗降または待合いの用に供するもの
3 道路	(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(自動車のみの交通の用に供する道路を除く。) (2) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第4号に規定する臨港交通施設である道路
4 公園	(1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園 (2) 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地 (3) 遊園地、動物園、植物園その他これらに類する施設
5 路外駐車場	駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場で建築物以外のもの(駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。)

別表第2(第3条関係)

1 建築物

整備項目	整 備 基 準
1 出入口	直接地上に通ずる出入口および駐車場に通ずる出入口ならびに不特定かつ多数の者の利用に供する各室(床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物の直接地上に通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。2の項において同じ。)の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造または車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
2 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	(1) 床面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項に定める構造とすること。 (3) 直接地上に通ずる1の項に定める構造の各出入口または駐車場に通ずる1の項に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者の利用に供する室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項の(1)または(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。 イ 廊下等の末端の付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回できる構造の部分の部分を設けること。 ウ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路およびその踊り場または車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第2項第1号または第2号の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。 エ 1の項に定める構造の出入口ならびに4の項の(1)または(2)に定める構造のエレベーターおよび車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。 (4) 直接地上に通ずる出入口のうち1以上の出入口から人または14の項に定める案内標示板により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所(以下「受付等」という。)に至る経路のうち1以上の経路においては、廊下等に視覚障害者誘導用床材を敷設し、または音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上に通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。 (5) 傾斜路およびその踊り場を設ける場合においては、当該傾斜路およびその踊り場は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、内法を120センチメートル(段を併設する場合にあっては、90センチメートル)以上とすること。 イ 勾配は、12分の1を超えないこと。 ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。

整備項目	整備基準
	エ 手すりを設けること。 オ 床面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。 カ 傾斜路は、その踊り場および当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。 キ 傾斜路の上端に近接する廊下等および踊り場の部分には、点状注意喚起床材を敷設すること。
3 階段 (その踊り場を含む。以下同じ。)	不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上に通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造(当該建築物が別表第1の1の項の(14)に掲げる建築物である場合においては、次のアからエまでに定める構造)とすること。 ア 手すりを設けること。 イ 主たる階段には、回り段を設けないこと。 ウ 踏面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。 エ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする。かつ、つまずきにくい構造とすること。 オ 階段の上端に近接する廊下等および踊り場の部分には、点状注意喚起床材を敷設すること。
4 エレベーター	(1) 不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上に通ずる出入口がない階を有する建築物(別表第1の1の項の(1)から(16)まで、(18)および(20)に掲げる建築物に限る。)で床面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、かごが当該階(専ら駐車場の用に供される階にあつては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分(以下「車いす使用者用駐車施設」という。))が設けられている階に限る。)に停止する次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。ただし、当該階において提供されるサービスまたは販売される物品を障害者、高齢者等が享受し、または購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。 ア かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。 イ かごの奥行きは、内法^{のり}を135センチメートル以上とすること。 ウ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。 エ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置およびかごの現在位置を表示する装置を設けること。 オ かご内には、かごが到着する階ならびにかごおよび昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。 カ かごおよび昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法^{のり}を80センチメートル以上とすること。 キ かご内および乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 ク かご内および乗降ロビーに設ける制御装置(キの制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とし、かつ、乗降ロビーには、制御装置の位置を知らせる点状注意喚起床材を敷設すること。 ケ 乗降ロビーの幅および奥行きは、それぞれ内法^{のり}を150センチメートル以上とすること。 コ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かごおよび昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

整備項目	整備基準
	(2) 別表第1の1の項の(17)または(19)に掲げる建築物で床面積の合計が2,000平方メートル以上のものにエレベーターを設ける場合においては、次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。 ア (1)のイ、エからキまで、ケおよびコに定める構造とすること。 イ かご内および乗降ロビーに設ける制御装置((1)のキの制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。 ウ かご内には、かごおよび昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認できる鏡を設けること。
5 便所	(1) 不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める構造の便所を1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。 ア 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房(以下「車いす使用者用便房」という。)を1以上設けること。 イ 車いす使用者用便房の出入口および当該便房のある便所の出入口の幅は、内法^{のり}を80センチメートル以上とすること。 ウ 車いす使用者用便房の出入口または当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 エ 段を設けないこと。 オ 床面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 不特定かつ多数の者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置き式の小便器がある便所を1以上設けること。
6 駐車場	(1) 駐車場には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。 ア 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設に通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路((2)に定める構造の駐車場内の通路または7の項の(1)から(3)までおよび(6)に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 イ 幅員は、350センチメートル以上とすること。 ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法で表示すること。 (2) 車いす使用者用駐車施設に通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、7の項の(1)から(3)までおよび(6)に定める構造とすること。
7 敷地内の通路	(1) 路面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項のアからエまでに定める構造とすること。 (3) 直接地上に通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該建築物の敷地の接する道もしくは空地(建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。)または車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上に通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。 ア 幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、別表第1の1の項の(19)に掲げる建築物においては、この限りでない。

整備項目	整備基準
	イ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路およびその踊り場または車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。 (4) 建築物(別表第1の1の項の(14)に掲げる建築物を除く。)の直接地上に通ずる各出入口から道等に至る通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 ア 視覚障害者誘導用床材を敷設し、または音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。 イ 車路に接する部分、車路を横断する部分ならびに傾斜路および段の上端に近接する敷地内の通路および踊り場の部分には、点状注意喚起床材を敷設すること。 (5) 傾斜路およびその踊り場を設ける場合においては、当該傾斜路およびその踊り場は、2の項の(5)の^{のり}アからオまでに定める構造とし、かつ、傾斜路は、その踊り場および当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。 (6) 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。
8 洗面所	不特定かつ多数の者の利用に供する洗面所(便所に併設するものを含む。)を設ける場合においては、次に定める構造の洗面所を1以上設けること。 ア 床面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げる。 イ 車いす使用者が円滑に利用できる高さの洗面器を1以上設けること。
9 浴室および脱衣室 (以下「浴室等」という。)	別表第1の1の項の(1)、(6)、(7)または(10)に掲げる建築物に不特定かつ多数の者の利用に供する浴室等を設ける場合においては、次に定める構造の浴室等を1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。 ア 出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 イ 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ウ 出入口には、障害者、高齢者等が通過する際に支障となる段を設けないこと。 エ 出入口に戸を設ける場合において、当該戸にガラスを使用するときは、安全な材質のものを使用すること。 オ 必要に応じ、手すり等を設けること。 カ 床面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げる。
10 シャワー室および更衣室 (以下「シャワー室等」という。)	別表第1の1の項の(7)または(8)に掲げる建築物に不特定かつ多数の者の利用に供するシャワー室等を設ける場合においては、次に定める構造のシャワー室等を1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。 ア 出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 イ 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ウ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 エ 必要に応じ、手すり等を設けること。 オ 床面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げる。
11 観覧席および客席 (以下「観覧席等」という。)	別表第1の1の項の(2)、(3)または(8)に掲げる建築物に不特定かつ多数の者の利用に供する観覧席等を設ける場合においては、次に定める構造の車いす使用者用の区画(以下「車いす使用者用席」という。)を1以上設けること。

整備項目	整備基準
	ア 1の項に定める構造の観覧席等のある室の出入口から車いす使用者用席に至る通路には、車いす使用者が通行する際に支障となる段を設けないこと。 イ アの通路に高低差がある場合においては、2の項の(5)の^{のり}アからオまでに定める構造の傾斜路およびその踊り場を設けること。 ウ 車いす使用者用席の床は、水平とすること。 エ 車いす使用者用席の幅は90センチメートル以上、奥行きは110センチメートル以上とすること。
12 公衆電話所	建築物内に公衆電話所を設ける場合においては、次に定める構造の公衆電話所を1以上設けること。 ア 出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 イ 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ウ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 エ 車いす使用者が円滑に利用できる高さの電話台を1以上設けること。
13 カウンターおよび記載台 (以下「カウンター等」という。)	カウンター等を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に利用できる構造のカウンター等を1以上設けること。
14 案内標示	案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、高さおよび文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとする。
15 改札口およびレジ通路(商品等の代金を支払う場所における通路をいう。) (以下「改札口等」という。)	改札口等を設ける場合においては、次に定める構造の改札口等を1以上設けること。 ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ウ 床面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。
16 授乳およびおむつ替えの場所	建築物内には、必要に応じ、円滑に授乳およびおむつ替えのできる場所を設け、かつ、当該場所には、ベビーベッド等を設けるとともに、出入口付近には、その旨を表示すること。

2 公共交通機関の施設

整備項目	整備基準
1 改札口	改札口を設ける場合においては、次に定める構造の改札口を1以上設けること。 ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ウ 床面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 エ 視覚障害者誘導用床材を敷設すること。
2 プラットホーム および乗船場 (以下「乗降場」 という。)	乗降場を設ける場合においては、当該乗降場は、次に定める構造とすること。 ア 床面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 イ 縁端には、ホームドア、さく、点状注意喚起床材その他の視覚障害者の転落または進入を防ぐための設備を設けること。 ウ 両端には、点状注意喚起床材を敷設し、かつ、転落を防止するためのさくを設けること。
3 通路	(1) 通路は、1の建築物の表の2の項の(1)、(2)および(3)のイに定める構造とし、かつ、障害者、高齢者等が円滑に通行できるよう必要に応じ、視覚障害者誘導用床材を敷設し、または音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。この場合において、通路が傾斜路であるときは、次に定める構造とすること。 ア 両側に手すりを設けること。 イ 両側に5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (2) 公共用通路(公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)と車両等の乗降口との間には、移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準(平成12年運輸省令第10号)第4条に定める基準を満たす経路(以下「移動円滑化された経路」という。)を、乗降場ごとに1以上設けること。
4 階段	階段を設ける場合においては、1の建築物の表の3の項のイからエまでに定める構造とし、かつ、次に定める構造とすること。 ア 両側に手すりを設けること。 イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を点字により表示すること。 ウ 階段の上端および下端に近接する通路ならびに踊り場の部分には、点状注意喚起床材を敷設すること。 エ 両側に5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
5 便所	便所を設ける場合においては、1の建築物の表の5の項に定める構造とし、かつ、次に定める構造とすること。 ア 便所の出入口付近に男子用および女子用の区分がある場合はその旨ならびに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。 イ 車いす使用者用便房の出入口および当該便房のある便所の出入口には、当該便房が設けられていることを示す標識を設けること。 ウ 車いす使用者用便房には、障害者、高齢者等が円滑に利用できる水洗器具を設けること。 エ 男子用床置き式小便器を設ける場合においては、当該小便器に手すりを設けたものを1以上設けること。 オ 移動円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、移動円滑化された経路と同等の構造とすること。

整備項目	整備基準
6 カウンター等	カウンター等を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に利用できる構造のカウンター等を1以上設けること。
7 案内設備	(1) 車両等の運行(運航を含む。)に関する情報を文字等により表示するための設備および音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他当該設備を設けることができない技術上のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 (2) 昇降機、便所または乗車券等販売所(以下この項において「昇降機等」という。)の付近には、当該昇降機等があることを表示する標識を設けること。 (3) 公共用通路に直接通ずる出入口(鉄道駅にあつては、当該出入口または改札口)の付近には、次に掲げる案内設備を設けること。 ア 昇降機等の配置を表示した案内板その他の設備(当該設備を容易に視認できる場合を除く。) イ 公共交通機関の施設の構造および昇降機等の配置を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備
8 乗車券等販売所、 待合室および 案内所(以下 「乗車券等販売所 等」という。)	(1) 乗車券等販売所等に出入口を設ける場合においては、1の建築物の表の1の項に定める構造の出入口を1以上設けること。 (2) 移動円滑化された経路と乗車券等販売所等との間における通路のうち1以上は、移動円滑化された経路と同等の構造とすること。
9 券売機	券売機を設ける場合においては、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造の券売機を1以上設けること。
10 休憩設備	障害者、高齢者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、当該設備を設けることが旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
11 その他	公共交通機関の施設に1の項から10の項までに掲げる整備項目以外の部分がある場合においては、それぞれ当該部分に対応する1の建築物の表に規定する整備基準を準用する。

3 道 路

整備項目	整 備 基 準
1 歩道	歩道を設ける場合においては、当該歩道は、次に定める構造とすること。 ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。 イ 路面は、平坦性を確保し、目地部がある場合においては、できる限り段差を生じないよう施工すること。 ウ 路面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 エ 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。 オ 歩道の巻込部、横断歩道に接する部分および横断歩道が中央分離帯を横切る部分の段差は、車いす使用者および視覚障害者が通行する際に支障とならないよう切り下げることとし、そのすりつけ勾配は、20分の1以下とすること。 カ 歩道の巻込部、横断歩道に接する部分、立体横断施設（横断歩道橋および地下横断歩道をいう。以下同じ。）および地下歩道の昇降口等で視覚障害者の通行の安全を確保する上で必要な部分には、点状注意喚起床材を敷設すること。
2 立体横断施設	立体横断施設を設ける場合においては、当該立体横断施設は、次に定める構造とすること。 ア 階段には、回り段を設けないこと。 イ 階段ならびに傾斜路およびその踊り場には、手すりを設けること。 ウ 路面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 エ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。
3 案内標示	案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、高さおよび文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとともに、歩行者の通行の支障とならないよう設けること。

4 公 園

整備項目	整 備 基 準
1 出入口	出入口の1以上は、次に定める構造とすること。 ア 幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、車止めさくを設ける場合においては、幅員90センチメートル以上の車いす使用者が安全かつ円滑に通過できる部分を1以上設けること。 イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ウ 路面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 エ 出入口が直接車道に接する部分には、点状注意喚起床材を敷設すること。
2 園路	1の項に定める構造の出入口に通ずる園路の1以上は、次に定める構造とすること。 ア 幅員は、140センチメートル以上とすること。 イ 路面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 高低差がある場合においては、1の建築物の表の2の項の(2)および(5)のAからCまでに規定する整備基準を準用し、または、車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。 エ 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。 オ 視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導用床材を敷設すること。
3 階段	階段を設ける場合においては、当該階段は、次に定める構造とすること。 ア 手すりを設けること。 イ 回り段を設けないこと。 ウ 踏面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 エ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。
4 駐車場	駐車場を設ける場合においては、1の建築物の表の6の項または5の路外駐車場の表に規定する整備基準を準用する。
5 改札口	改札口を設ける場合においては、1の建築物の表の15の項に規定する整備基準を準用する。
6 ベンチ、野外卓および水飲み場（以下「ベンチ等」という。）	必要に応じ、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造のベンチ等を設けること。
7 公園内の建築物	公園内に別表第1の1の項に掲げる建築物を設ける場合においては、1の建築物の表に規定する整備基準を準用する。
8 案内標示	案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、高さおよび文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとし、かつ、1の項に定める構造の出入口付近に設けること。

5 路外駐車場

整備項目	整備基準
1 駐車場	駐車場には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。 ア 車いす使用者用駐車施設は、出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設け、かつ、その通路は、1の建築物の表の6の項の(2)に定める構造とすること。 イ 幅員は、350センチメートル以上とすること。 ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。
2 案内標示	案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、高さおよび文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとし、かつ、出入口付近に設けること。

〈備考〉

- 「視覚障害者誘導用床材」とは、次に定める要件を満たす視覚障害者を誘導するための線状誘導床材および視覚障害者の注意を喚起するための点状注意喚起床材をいう。
 - 材質が十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性および耐摩耗性に優れ、かつ、退色および輝度の低下が少ないものであること。
 - 色が黄色であること。ただし、黄色である場合において、周囲の床材との適切な明度差および輝度比が確保できないために安全な道すじを連続的に明示できないときは、黄色以外の色で、周囲の床材との適切な明度差および輝度比が確保されるものであること。
 - 形状が日本工業規格に適合するものであること。
- 前項の視覚障害者誘導用床材を敷設する場合においては、線状誘導床材については、安全で簡単な道すじを明示することを優先するとともに、歩行空間が確保できるよう、壁面、柱、床置き^{しょう}の什器等から適度に離れた位置に敷設し、その敷設幅は、30センチメートル以上とすることとし、点状注意喚起床材については、視覚障害者の継続的な移動に対し警告を発すべき場所である扉のある出入口、階段および傾斜路の昇り口および下り口、点字による案内板の前、エレベーターの前、ホームの縁端付近等ならびに線状誘導床材の分岐位置、屈折位置および停止位置のそれぞれの位置に敷設すること。この場合においては、視覚障害者が感知しやすいよう、周囲の床材の仕上げにも配慮すること。

別表第3(第5条、第7条、第8条関係)

区 分	書 類	
	種 類	明 示 す べ き 事 項
建 築 物	付近見取図	方位、道路および目標となる地物
	配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、建築物およびその出入口の位置ならびに駐車場その他の整備項目に係る部分の位置および幅
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、建築物の出入口および各室の出入口の位置および幅ならびに駐車場その他の整備項目に係る部分の位置および幅
公共交通機関の施設	付近見取図	方位、道路および目標となる地物
	配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、建築物の位置、改札口の位置および幅ならびに乗降場その他の整備項目に係る部分の位置および幅
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、改札口の位置および幅ならびに乗降場その他の整備項目に係る部分の位置および幅
道 路	付近見取図	方位、道路および目標となる地物
	平 面 図	縮尺、方位、土地の高低、歩道の位置および幅員ならびに立体横断施設その他の整備項目に係る部分の位置
公 園	付近見取図	方位、道路および目標となる地物
	配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置ならびに園路その他の整備項目に係る部分の位置および幅員
路 外 駐 車 場	付近見取図	方位、道路および目標となる地物
	配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における出入口の位置ならびに車いす使用者用駐車施設その他の整備項目に係る部分の位置および幅員
共 通	その他市長が必要と認める書類	

別記第1号様式（第5条関係）
その1（建築物用）

公共的施設新築等届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称および代表者の氏名） 印

函館市福祉のまちづくり条例第21条第1項前段の規定により、公共的施設の新築等の内容を、次のとおり届け出ます。

公共的施設の名称							
公共的施設の所在地							
新築等の種別		新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替え					
主たる用途				構造			
階数		地上階・地下階		建築面積		㎡（戸（室））	
内	用途	階数	公共的施設の部分	その他の部分		合計	
			㎡	㎡		㎡	
			㎡	㎡		㎡	
			㎡	㎡		㎡	
			㎡	㎡		㎡	
訳			㎡	㎡		㎡	
	延べ床面積		㎡	㎡		㎡	
工事の予定年月日		着手	年 月 日		完了	年 月 日	
連絡先	住所						
	氏名						
	電話番号						

注 「内訳」欄は、階別に不特定かつ多数の者の利用に供する部分（公共的施設の部分）とその他の部分を記入してください。ただし、増築等の場合には、工事対象外の部分についてもその他の部分に記入してください。

その2（建築物以外用）

公共的施設新築等届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称および代表者の氏名） 印

函館市福祉のまちづくり条例第21条第1項前段の規定により、公共的施設の新築等の内容を、次のとおり届け出ます。

公共的施設の名称							
公共的施設の所在地							
公共的施設の種別		公共交通機関の施設・公園・路外駐車場・その他（ ）					
工事の種別		新設・増築等					
規模	公共交通機関の施設	面積					㎡
	公園	敷地面積					㎡
	路外駐車場	駐車に用に供する部分の面積（増築等の場合は、増築等を行った後の面積）					㎡
	その他						
工事の予定年月日		着手	年 月 日		完了	年 月 日	
連絡先	住所						
	氏名						
	電話番号						

別記第2号様式（第5条関係）
その1（建築物用）

公共的施設新築等変更届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称および代表者の氏名） 印

年 月 日付で届け出た公共的施設の新築等の内容を変更するので、函館市福祉のまちづくり条例第21条第1項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

公共的施設の名称		
公共的施設の所在地		
新築等の種別	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 大規模の修繕 ・ 大規模の模様替え	
変更の内容	変更前	変更後
連絡先	住所	
	氏名	
	電話番号	

その2（建築物以外用）

公共的施設新築等変更届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称および代表者の氏名） 印

年 月 日付で届け出た公共的施設の新築等の内容を変更するので、函館市福祉のまちづくり条例第21条第1項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

公共的施設の名称		
公共的施設の所在地		
公共的施設の種別	公共交通機関の施設 ・ 公園 ・ 路外駐車場 ・ その他（ ）	
工事の種別	新設 ・ 増築等	
変更の内容	変更前	変更後
連絡先	住所	
	氏名	
	電話番号	

整備基準適合確認表

整備項目	整備基準の内容	設計内容	適合状況
1 出入口	ア 内法幅 ^{のり} 80cm以上	(幅) cm	合・否
	イ 戸を設ける場合は、自動開閉し、または車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方式)	合・否
	ウ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
2 廊下等	ア 粗面または滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	イ 段を設ける場合		
	(ア) 手すりの設置		合・否
	(イ) 回り段を設けない		合・否
	(ウ) 粗面または滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	(エ) 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
	(オ) 段の上端に近接する廊下等および踊り場の部分に点状注意喚起床材の敷設		合・否
(1) 1の項の出入口から室の各出入口までの廊下等	ア 内法幅 ^{のり} 120cm以上	(幅) cm	合・否
	イ 車いすが転回できる部分を末端付近および50m以内ごとに設置		合・否
	ウ 高低差がある場合は、(3)の傾斜路およびその踊り場または特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	合・否
	エ 1の項の出入口ならびに4の項のエレベーターおよび特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分が水平		合・否
(2) 建物の出入口から受付等までの廊下等	視覚障害者誘導用床材の敷設または音声誘導装置等の設置	(講じた措置)	合・否
(3) 傾斜路およびその踊り場	ア 内法幅 ^{のり} 120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上)	(幅) cm	合・否
	イ 勾配 ^{こう} 12分の1以下	(勾配)	合・否
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
	エ 手すりの設置		合・否
	オ 粗面または滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	カ 傾斜路が踊り場および廊下等と識別しやすい	(講じた措置)	合・否
	キ 傾斜路の上端に近接する廊下等および踊り場の部分に点状注意喚起床材の敷設		合・否

整備項目	整備基準の内容		設計内容	適合状況
3 階段	ア 手すりの設置			合・否
	イ 回り段を設けない			合・否
	ウ 粗面または滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)		合・否
	エ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)		合・否
	オ 階段の上端に近接する廊下等および踊り場の部分に点状注意喚起床材の敷設			合・否
4 エレベーター				
(1) 1以上のエレベーター (2)の建築物に係るものを除く。	ア 利用階に停止する次のイからシまでに定める構造のエレベーターの設置	(設置数)		合・否
	イ かごの床面積1.83㎡以上	(床面積)	㎡	合・否
	ウ かごの奥行き(内法)135 cm以上	(奥行き)	cm	合・否
	エ かごは、車いすの転回に支障がない形状			合・否
	オ かご内に停止予定階および現在位置の表示装置の設置			合・否
	カ かご内に到着階および戸の開鎖を知らせる音声装置の設置			合・否
	キ かごおよび昇降路の出入口の内法幅80cm以上	(幅)	cm	合・否
	ク かご内および乗降ロビーに車いす使用者用制御装置の設置			合・否
	ケ かご内および乗降ロビーに視覚障害者が円滑に操作できる制御装置の設置			合・否
	コ 乗降ロビーにケの制御装置の位置を知らせる視覚障害者誘導用床材の敷設			合・否
(2) 1以上のエレベーター (学校等および共同住宅等に係るものに限る。)	ア 次のイからコまでに定める構造のエレベーターの設置	(設置数)		合・否
	イ かごの奥行き(内法)135cm以上	(奥行き)	cm	合・否
	ウ かご内に停止予定階および現在位置の表示装置の設置			合・否
	エ かご内に到着階および戸の開鎖を知らせる音声装置の設置			合・否
	オ かごおよび昇降路の出入口の内法幅80cm以上	(幅)	cm	合・否

整備項目	整備基準の内容	設計内容	適合状況
	カ かが内および乗降ロビーに車いす使用者用制御装置の設置		合・否
	キ 乗降ロビーの幅および奥行き ^{のり} の内法150cm以上	(幅) (奥行き) cm	合・否
	ク 乗降ロビー等に昇降方向を知らせる音声装置の設置		合・否
	ケ 視覚障害者が円滑に操作できるかが内および乗降ロビーの制御装置の設置		合・否
	コ かが内に鏡の設置		合・否
5 便所			
(1) 車いす使用者用便房	ア 車いす使用者用便房の設置	(設置数)	合・否
	イ 車いす使用者用便房および便所の出入口の内法 ^{のり} 幅80cm以上	(幅) cm	合・否
	ウ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方式)	合・否
	エ 段がない	(最大段差) cm	合・否
	オ 粗面またはぬれでも滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
(2) 男子用小便器	床置き式小便器の設置	(設置数)	合・否
6 駐車場			
(1) 車いす使用者用駐車施設	ア 車いす使用者用駐車施設の設置	(設置数)	合・否
	イ 建築物の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設置		合・否
	ウ 幅員350 cm以上	(幅員) cm	合・否
	エ 車いす使用者用である旨の見やすい表示	(表示方法)	合・否
(2) 車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路	ア 粗面またはぬれでも滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	イ 段を設ける場合		
	(ア) 手すりの設置		合・否
	(イ) 回り段を設けない		合・否
	(ウ) 粗面または滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	(エ) 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
	ウ 幅員120cm以上(共同住宅および寄宿舎を除く。)	(幅員) cm	合・否
	エ 高低差がある場合は、7の項の(3)の傾斜路およびその踊り場または特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	合・否

整備項目	整備基準の内容	設計内容	適合状況
	オ 排水溝を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたの設置		合・否
7 敷地内の通路	ア 粗面またはぬれでも滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	イ 段を設ける場合		
	(ア) 手すりの設置		合・否
	(イ) 回り段を設けない		合・否
	(ウ) 粗面または滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	(エ) 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
	ウ 排水溝を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたの設置		合・否
(1) 1の項の建築物の出入口から道等または車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路	ア 幅員120cm以上(共同住宅および寄宿舎を除く。)	(幅員) cm	合・否
	イ 高低差がある場合は、(3)の傾斜路およびその踊り場または特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	合・否
(2) 建築物の出入口から道等に至る敷地内の通路	ア 視覚障害者誘導用床材の敷設または音声誘導装置等の設置	(講じた措置)	合・否
	イ 車路に接する部分、車路を横断する部分ならびに傾斜路および段の上端に近接する部分に点状注意喚起床材の敷設		合・否
(3) 傾斜路およびその踊り場	ア 内法 ^{のり} 幅120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上)	(幅) cm	合・否
	イ 勾配 ^{こうはい} 12分の1以下	(勾配)	合・否
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置	(踏幅) cm	合・否
	エ 手すりの設置		合・否
	オ 粗面または滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	カ 傾斜路が踊り場および敷地内の通路と識別しやすい	(講じた措置)	合・否
8 洗面所(便所に併設するものを含む。)	ア 次のイおよびウに定める構造の洗面所の設置	(設置数)	合・否
	イ 粗面またはぬれでも滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	ウ 車いす使用者が円滑に利用できる高さの洗面器の設置	(設置数)	合・否

整備項目	整備基準の内容	設計内容	適合状況
9 浴室等	ア 次のイからキまでに定める構造の浴室等の設置	(設置数)	合・否
	イ 出入口の内法幅80cm以上	(幅) cm	合・否
	ウ 出入口に戸を設ける場合は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方式)	合・否
	エ 出入口に障害者、高齢者等の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	オ 出入口に戸を設ける場合でガラスを使用するときは、安全な材質のもの	(ガラスの材質)	合・否
	カ 必要に応じて手すり等の設置		合・否
	キ 粗面またはぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
10 シャワー室等	ア 次のイからカまでに定める構造のシャワー室等の設置	(設置数)	合・否
	イ 出入口の内法幅80cm以上	(幅) cm	合・否
	ウ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方式)	合・否
	エ 出入口に車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	オ 必要に応じて手すり等の設置		合・否
	カ 粗面またはぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
11 観覧席等	ア 車いす使用者用席の設置	(設置数)	合・否
	イ 車いす使用者用席に至る通路に車いす使用者の通行の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	ウ イの通路に高低差がある場合は、2の項の(3)の傾斜路およびその踊り場の設置		合・否
	(1) 傾斜路およびその踊り場		
	ア 内法幅120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上)	(幅) cm	合・否
	イ 勾配12分の1以下	(勾配)	合・否
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置	(踏幅) cm	合・否
	エ 手すりの設置		合・否
	オ 粗面または滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	(2) 車いす使用者用席		
	ア 席の床が水平		合・否
	イ 席の幅90cm以上、奥行き110cm以上	(幅) (奥行き) cm	合・否

整備項目	整備基準の内容	設計内容	適合状況
12 公衆電話所	ア 出入口の内法幅80cm以上	(幅) cm	合・否
	イ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方式)	合・否
	ウ 出入口に車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	エ 車いす使用者が円滑に利用できる高さの電話台の設置	(設置数)	合・否
13 カウンター等	車いす使用者が円滑に利用できる構造のカウンター等の設置	(設置数)	合・否
14 案内標示	高さおよび文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が円滑に利用できる案内標示板の設置	(設置数)	合・否
15 改札口等	ア 次のイからエまでに定める構造の改札口等の設置	(設置数)	合・否
	イ 内法幅80cm以上	(幅) cm	合・否
	ウ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	エ 粗面または滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
16 授乳およびおむつ替えの場所	必要に応じて授乳およびおむつ替えのできる場所(ベビーベッド等付設)の設置ならびに出入口付近にその旨の表示	(設置数)	合・否

〈備考〉

- 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値または措置の内容等を記入してください。
- 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 変更の場合は、変更に係る整備項目について記入してください。

その2(公共交通機関の施設用)

整備基準適合確認表

整備項目	整備基準の内容	設計内容	適合状況
1 改札口	ア 内法幅80cm以上	(幅) cm	合・否
	イ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	ウ 粗面またはぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	エ 視覚障害者誘導用床材の敷設		合・否
2 乗降場	ア 粗面またはぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	イ 縁端にホームドア、さく、点状注意喚起床材等の設置	(講じた措置)	合・否
	ウ 両端に点状注意喚起床材の敷設		合・否
	エ 両端に転落防止用のさくの設置		合・否
3 通路	ア 粗面または滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	イ 段を設ける場合		
	(ア) 手すりの設置		合・否
	(イ) 回り段を設けない		合・否
	(ウ) 粗面または滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	(エ) 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
	(オ) 段の上端に近接する通路および踊り場の部分に点状注意喚起床材の敷設		合・否
	ウ 内法幅120cm以上	(幅) cm	合・否
	エ 必要に応じて視覚障害者誘導用床材の敷設または音声誘導装置等の設置	(講じた措置)	合・否
	オ 傾斜路である場合		
	(ア) 両側に手すりの設置		合・否
	(イ) 両側に5cm以上の立ち上がり部の設置	(寸法) cm	合・否
	カ 移動円滑化された経路の設置		合・否
4 階段	ア 回り段を設けない		合・否
	イ 粗面またはぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	ウ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
	エ 両側に手すりの設置		合・否
	オ 手すりの端部付近に点字による表示		合・否
	カ 階段の上端および下端に近接する通路および踊り場の部分に点状注意喚起床材の敷設		合・否
	キ 両側に5cm以上の立ち上がり部の設置	(寸法) cm	合・否

整備項目	整備基準の内容	設計内容	適合状況
5 便所	ア 出入口付近に男女の区分および構造を示す点字案内板等の設置		合・否
	イ 移動円滑化された経路との間の通路は、移動円滑化された経路と同等の構造		合・否
	(1) 車いす使用者用便房のある便所		
	ア 車いす使用者用便房の設置	(設置数)	合・否
	イ 車いす使用者用便房および便所の出入口の内法幅80cm以上	(幅) cm	合・否
	ウ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方式)	合・否
	エ 段がない	(最大段差) cm	合・否
	オ 粗面またはぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	カ 便房および便所の出入口に車いす使用者用である旨の標識の設置		合・否
	キ 障害者、高齢者等の円滑な操作が可能な水洗器具の設置	(設置数)	合・否
(2) 男子用小便器	ア 床置き式小便器の設置	(設置数)	合・否
	イ 手すりの設置	(設置数)	合・否
6 カウンター等	車いす使用者が円滑に利用できる構造のカウンター等の設置	(設置数)	合・否
7 案内設備	ア 運行等の情報に関する文字表示および音声による案内設備の設置	(講じた措置)	合・否
	イ 昇降機、便所または乗車券等販売所付近に標識の設置	(設置数)	合・否
	ウ 公共用通路に直接通ずる出入口付近に次の(ア)および(イ)に定める設備の設置		
	(ア) 昇降機、便所または乗車券等販売所の配置を表示した案内設備	(設置数)	合・否
	(イ) 施設の構造および昇降機、便所または乗車券等販売所の配置を示す点字案内板等	(設置数)	合・否
8 乗車券等販売所等	ア 出入口を設ける場合		
	(ア) 内法幅80cm以上	(幅) cm	合・否
	(イ) 戸を設ける場合は、自動開閉し、または車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方式)	合・否
	(ウ) 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否

整備項目	整備基準の内容	設計内容	適合状況
	イ 移動円滑化された経路との間の通路は、移動円滑化された経路と同等の構造		合・否
9 券売機	障害者、高齢者等が円滑に利用できる券売機の設置	(設置数)	合・否
10 休憩設備	障害者、高齢者等の休憩設備の設置	(設置数)	合・否

〈備考〉

- 1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値または措置の内容等を記入してください。
- 2 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 1 から10までに掲げる整備項目以外の部分がある場合は、建築物用の整備基準適合確認表の該当部分に記入してください。
- 4 変更の場合は、変更に係る整備項目について記入してください。

その3(公園用)

整備基準適合確認表

整備項目	整備基準の内容	設計内容	適合状況
1 出入口	ア 幅員180cm以上(車止めさくを設ける場合は、車いす使用者通過部分の幅員90cm以上)	(幅員) cm (車いす通過幅員) cm	合・否
	イ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	ウ 粗面またはぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	エ 直接車道に接する部分に点状注意喚起床材の敷設		合・否
2 園路	ア 幅員140cm以上	(幅員) cm	合・否
	イ 粗面またはぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	ウ 高低差がある場合は、オの傾斜路およびその踊り場または特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	合・否
	エ 段を設ける場合		
	(ア) 手すりの設置		合・否
	(イ) 回り段を設けない		合・否
	(ウ) 粗面または滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	(エ) 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
	オ 傾斜路およびその踊り場を設ける場合		
	(ア) 内法幅 ^{のり} 120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上)	(幅) cm	合・否
	(イ) 勾配 ^{こう} 12分の1以下	(勾配)	合・否
	(ウ) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
	(エ) 手すりの設置		合・否
	(オ) 粗面またはぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	(カ) 傾斜路が踊り場および敷地内の通路と識別しやすい	(講じた措置)	合・否
	カ 排水溝を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたの設置		合・否
	キ 必要な部分に視覚障害者誘導用床材の敷設		合・否
3 階段	ア 手すりの設置		合・否
	イ 回り段を設けない		合・否
	ウ 粗面またはぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	エ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否

整備項目	整備基準の内容	設計内容	適合状況
4 駐車場			
(1) 車いす使用者用駐車施設	ア 車いす使用者用駐車施設の設置	(設置数)	合・否
	イ 1の項の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設置		合・否
	ウ 幅員350cm以上	(幅員) cm	合・否
	エ 車いす使用者用である旨の見やすい表示	(表示方法)	合・否
(2) 車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路	ア 粗面またはぬれでも滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	イ 段を設ける場合		
	(ア) 手すりの設置		合・否
	(イ) 回り段を設けない		合・否
	(ウ) 粗面またはぬれでも滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	(エ) 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
	ウ 幅員120cm以上	(幅員) cm	合・否
	エ 高低差がある場合は、2の項のオの傾斜路およびその踊り場または特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	合・否
5 改札口	ア 内法幅80cm以上	(幅) cm	合・否
	イ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	ウ 粗面またはぬれでも滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
6 ベンチ等	必要に応じて障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造のベンチ等の設置	(設置数)	合・否
7 案内標示	高さおよび文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が円滑に利用できる案内標示板を出入口付近に設置	(設置数)	合・否

〈備考〉

- 1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値または措置の内容等を記入してください。
- 2 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 公園内に建築物を設ける場合は、建築物用の整備基準適合確認表の該当部分に記入してください。
- 4 変更の場合は、変更に係る整備項目について記入してください。

その4(路外駐車場用)

整備基準適合確認表

整備項目	整備基準の内容	設計内容	適合状況
1 駐車場			
(1) 車いす使用者用駐車施設	ア 車いす使用者用駐車施設の設置	(設置数)	合・否
	イ 出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設置		合・否
	ウ 幅員350cm以上	(幅員) cm	合・否
	エ 車いす使用者用である旨の見やすい表示	(表示方法)	合・否
(2) 車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路	ア 粗面またはぬれでも滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	イ 段を設ける場合		
	(ア) 手すりの設置		合・否
	(イ) 回り段を設けない		合・否
	(ウ) 粗面またはぬれでも滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	(エ) 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
	ウ 幅員120cm以上	(幅員) cm	合・否
	エ 高低差がある場合は、(3)の傾斜路およびその踊り場または特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	合・否
(3) 傾斜路およびその踊り場	ア 内法幅120cm以上	(幅) cm	合・否
	イ 勾配12分の1以下	(勾配)	合・否
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
	エ 手すりの設置		合・否
	オ 粗面またはぬれでも滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	カ 傾斜路が踊り場および敷地内の通路と識別しやすい	(講じた措置)	合・否
	キ 排水溝を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたの設置		合・否
2 案内標示	高さおよび文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が円滑に利用できる案内標示板を出入口付近に設置	(設置数)	合・否

〈備考〉

- 1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値または措置の内容等を記入してください。
- 2 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 変更の場合は、変更に係る整備項目について記入してください。

別記第4号様式（第7条関係）
その1（建築物用）

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称および代表者の氏名） 印

公共的施設の新築等の工事を完了したので、函館市福祉のまちづくり条例第22条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

公共的施設の名称					
公共的施設の所在地					
新築等の届出年月日		年 月 日			
新築等の種別		新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替え			
主たる用途		構		造	
工事の完了年月日		年 月 日			
階数		地上 階・地下 階		建築面積 m ² (戸(室))	
内 訳	用途	階数	公共的施設の部分	その他の部分	合計
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
延べ床面積			m ²	m ²	m ²
連絡先	住所				
	氏名				
	電話番号				

注 「内訳」欄は、階別に不特定かつ多数の者の利用に供する部分（公共的施設の部分）とその他の部分を記入してください。ただし、増築等の場合には、工事対象外の部分についてもその他の部分に記入してください。

その2（建築物以外用）

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称および代表者の氏名） 印

公共的施設の新築等の工事を完了したので、函館市福祉のまちづくり条例第22条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

公共的施設の名称			
公共的施設の所在地			
新築等の届出年月日		年 月 日	
公共的施設の種類		公共交通機関の施設・公園・路外駐車場・その他（ ）	
工事の種別		新設・増築等	
工事の完了年月日		年 月 日	
規 模	公共交通機関の施設	面積	m ²
	公 園	敷地面積	m ²
	路 外 駐 車 場	駐車のに供する部分の面積（増築等の場合は、増築等を行った後の面積）	m ²
	そ の 他		
連絡先	住 所		
	氏 名		
	電 話 番 号		

別記第5号様式（第8条関係）

函館市福祉のまちづくり条例整備基準適合証

交付番号 第 号
次の公共的施設は、函館市福祉のまちづくり条例第19条に定める整備基準に適合していることを証します。
年 月 日

函館市長 印

公共的施設の名称	
公共的施設の所在地	

別記第6号様式（第8条関係）
その1（建築物用）

適合証交付申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称および代表者の氏名） 印

函館市福祉のまちづくり条例第19条の規定による公共的施設の整備基準についての適合証の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

公共的施設の名称					
公共的施設の所在地					
新築等の届出および工事の完了の届出のいずれもしていない場合は、以下の事項について記入してください。					
主たる用途		構造			
階	数	地上	階・地下	階	建築面積
内 訳	用途	階数	公共的施設の部分		その他の部分
			m ²		m ²
			m ²		m ²
			m ²		m ²
			m ²		m ²
			m ²		m ²
			m ²		m ²
延べ床面積			m ²		m ²
工事の着手年月日		年 月 日		工事の完了年月日	
連絡先	住所				
	氏名				
	電話番号				

その2（建築物以外用）

適合証交付申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称および代表者の氏名） 印

函館市福祉のまちづくり条例第19条の規定による公共的施設の整備基準についての適合証の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

公共的施設の名称			
公共的施設の所在地			
新築等の届出および工事の完了の届出のいずれもしていない場合は、以下の事項について記入してください。			
公共的施設の種類	公共交通機関の施設 ・ 公園 ・ 路外駐車場 ・ その他（ ）		
規 模	公共交通機関の施設 面積 m ²		
	公 園 敷地面積 m ²		
	路 外 駐 車 場 駐車の用に供する部分の面積（増築等の場合は、増築等を行った後の面積） m ²		
	そ の 他		
工事の着手年月日	年 月 日	工事の完了年月日	年 月 日
連 絡 先	住 所		
	氏 名		
	電 話 番 号		

別記第7号様式（第9条関係）

(表)

第 号	身 分 証 明 書
職 名	
氏 名	
生年月日	年 月 日
上記の者は、函館市福祉のまちづくり条例第26条第1項の規定により立入調査をする職員であることを証する。	
年 月 日交付	
函館市長 印	

(裏)

函館市福祉のまちづくり条例（抜粋）

（報告の徴収および立入調査）

第26条 市長は、第21条第2項、第22条、第24条第2項および前条第1項の規定の施行に必要な限度において、公共的施設を所有し、もしくは管理する者（施設新築者等を含む。）に対し必要な報告を求め、またはその職員に当該公共的施設もしくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合の状況その他必要な事項について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

北海道福祉のまちづくり条例（平成9年北海道条例第65号）

目次

前文

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 福祉のまちづくりに関する基本的施策（第7条～第16条）
- 第3章 公共的施設等に係る措置
 - 第1節 公共的施設に係る措置（第17条～第28条）
 - 第2節 公共的車両等及び住宅に係る措置（第29条・第30条）
- 第4章 雑則（第31条・第32条）
- 附則

前文

私たち一人一人が地域社会を構成する一員として尊重され、安全で快適に生活できる社会をつくるのが、私たち道民の共通した願いである。

こうしたことを実現していく上で、障害者、高齢者、妊産婦などで行動上の制限を受ける人々が自由に行動し、様々な分野における社会参加の機会を等しく有することができるよう公共的な施設や交通機関を円滑に利用できる福祉のまちづくりを進めていくことが重要である。

とりわけ北海道は、急速に高齢化が進み本格的な高齢社会を迎えようとしており、また、積雪寒冷の地であることから、こうした取組を一層強めていく必要がある。

このような考え方に立って、私たちは、それぞれの役割を自覚し、共に力を合わせ、一体となって福祉のまちづくりに取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的に推進し、もって道民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者、高齢者等
障害者、高齢者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものをいう。
- 二 公共的施設
病院、百貨店、ホテル、飲食店、学校、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- 三 公共的車両等
一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車、航空機等で規則で定めるものをいう。
- 四 公共的施設等
公共的施設、公共的車両等及び住宅をいう。

（道の責務）

第3条 道は、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、福祉のまちづくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 道は、自ら所有し、又は管理する公共的施設等について、障害者、高齢者等が円滑に利用できるよう整備を進めるものとする。

4 道は、福祉のまちづくりに関する施策について、市町村と緊密に連携して、その推進に努めるものとする。

第4条（削除）

（事業者の責務）

第5条 事業者は、自ら所有し、又は管理する公共的施設等について、障害者、高齢者等が円滑に利用できるようにするための必要な措置を講ずよう努めるとともに、道又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

（道民の責務）

第6条 道民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自らこれに努めるとともに、道又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

第2章 福祉のまちづくりに関する基本的施策

（施策の基本方針）

第7条 道は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

一 すべての道民がその果たすべき役割を認識しつつ自主的かつ積極的に福祉のまちづくりに取り組む気運を醸成すること。

二 道、市町村、事業者及び道民の有機的連携の下に福祉のまちづくりを推進すること。

（指針の策定）

第8条 道は、道、市町村、事業者及び道民がそれぞれの役割に応じて福祉のまちづくりに取り組むための指針を策定するものとする。

2 前項の指針を策定するに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

（啓発活動）

第9条 道は、福祉のまちづくりに関する意識の高揚を図るため、広報、情報の提供その他の必要な啓発活動を行うものとする。

（学習機会の提供等）

第10条 道は、福祉のまちづくりに関する理解の深化を促進するため、学習機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公共的施設の基準等）

第11条 道は、障害者、高齢者等が公共的施設を円滑に利用できるようにするための基準の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

（技術的な助言等）

第12条 道は、福祉のまちづくりに関する取組を支援するため、技術的な助言、助成その他の必要かつ適正な措置を講ずよう努めるものとする。

（調査、研究等）

第13条 道は、福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、調査、研究その他の必要な措置を講ずよう努めるものとする。

（表彰等）

第14条 道は、福祉のまちづくりに関して優れた取組をしたものに対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

（推進体制）

第15条 道は、道、市町村、事業者及び道民が一体となって福祉のまちづくりに取り組むため、必要な推進体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第16条 道は、福祉のまちづくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずよう努めるものとする。

第3章 公共的施設等に係る措置

第1節 公共的施設に係る措置

(基礎的基準)

第17条 知事は、公共的施設の出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場、歩道、園路その他の不特定かつ多数の者の利用に供する部分（以下「出入口等の部分」という。）の構造及び設備に関し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるよう整備するために必要な基準（以下「基礎的基準」という。）を定めるものとする。

2 前項の基礎的基準は、規則で定める。

(基礎的基準の遵守)

第18条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を基礎的基準に適合させるよう努めなければならない。

(公共的施設の新築等の届出)

第19条 公共的施設（規則で定める公共的施設を除く。以下この条から第22条まで及び第24条において同じ。）の新築（用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）若しくは新設又は基礎的基準に係る部分の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該工事に着手する前に、規則で定めるところにより、当該工事の内容を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更に係る工事に着手する前に、規則で定めるところにより、当該工事の内容を知事に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第20条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る公共的施設の新築等の内容が基礎的基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(指 示)

第21条 知事は、第19条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る公共的施設のうち規則で定めるものの新築等の内容が基礎的基準に著しく適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指示をすることができる。

2 知事は、第19条の規定による届出をした者が当該届出の内容と異なる工事をしたと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指示をすることができる。

3 知事は、公共的施設の新築等をしようとする者が第19条の規定による届出をせずに工事に着手したと認めるときは、当該届出をすべきことを指示することができる。

(報告及び立入調査)

第22条 知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、第19条の規定による届出をした者又は同条の規定による届出をせずに工事に着手した者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、基礎的基準への適合状況について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公 表)

第23条 知事は、第21条第2項若しくは第3項の規定による指示に従わない者又は前条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者があるときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表しようとする者に弁明の機会を与えなければならない。

(既存の公共的施設の適合状況の報告等)

第24条 知事は、必要があると認めるときは、既存の公共的施設を所有し、又は管理する者に対し、当該公共的施設における障害者、高齢者等が円滑に利用できるようするための措置の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告があったときは、当該報告をした者に対し、基礎的基準を勧告して、必要な指導及び助言をすることができる。

(誘導的基準)

第25条 知事は、第17条に定めるもののほか、公共的施設の出入口等の部分の構造及び設備に関し、誘導的基準を定めるものとする。

2 前項の誘導的基準は、規則で定める。

(認定証の交付)

第26条 知事は、公共的施設が誘導的基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、誘導的基準に適合していることを認定する証票を交付するものとする。

(機能の維持等)

第27条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、基礎的基準又は誘導的基準に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない。

2 何人も、障害者、高齢者等が円滑に利用できるよう整備された公共的施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(国等に関する特例)

第28条 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）については、第19条から第23条まで及び第24条第2項の規定は、適用しない。ただし、知事は、必要があると認めるときは、公共的施設の新築等をしようとする国等に対し、当該公共的施設の基礎的基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第24条第1項又は前項の報告があったときは、当該報告をした国等に対し、必要な要請を行うことができる。

第2節 公共的車両等及び住宅に係る措置

(公共的車両等に係る措置)

第29条 公共的車両等を所有し、又は管理する者は、障害者、高齢者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

(住宅に係る措置)

第30条 住宅を供給する者は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる住宅の供給に努めなければならない。

第4章 雑 則

(適用除外)

第31条 市町村が公共的施設に係る措置に関する条例を制定した場合であって、当該条例の内容がこの条例における障害者、高齢者等が円滑に利用できるようにするための措置と同等以上の効果が期待できるものであるときは、当該市町村の区域内における公共的施設の措置については、前章第1節（第25条及び第26条を除く。）の規定は、適用しない。

(規則への委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

北海道福祉のまちづくり条例施行規則(平成9年北海道規則第144号)

(趣 旨)

第1条 この規則は、北海道福祉のまちづくり条例(平成9年北海道条例第65号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める施設は、別表第1のとおりとする。

(公共的車両等)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める公共的車両等は、次に掲げる公共的車両等とする。

- 一 普通鉄道構造規則(昭和62年運輸省令第14号)第2条第1項第十一号に規定する旅客車
- 二 軌道法施行規則(大正12年内務鉄道省令第9条第1項第十七号(ロ)に規定する客車
- 三 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- 四 道路運送法第3条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- 五 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船
- 六 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第17項に規定する定期航空運送事業の用に供する航空機のうち旅客の運送の用に供する飛行機

(基礎的基準)

第4条 条例第17条第2項の基礎的基準は、別表第2のとおりとする。

(届出を要しない公共的施設)

第5条 条例第19条第1項の規則で定める公共的施設は、次に掲げる公共的施設とする。

- 一 別表第1の1の項の(18)に掲げる事務所で床面積(増築、改築、大規模の修繕及び大規模の模様替え(以下「増築等」という。))の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積。以下同じ。)の合計が2千平方メートル未満のもの
- 二 別表第1の4の項に掲げる路外駐車場で面積(増築等の場合にあっては、当該増築等に係る部分の面積。以下同じ。)の合計が千平方メートル未満のもの
- 三 前2号に掲げるもののほか、別表第1の1の項に掲げる建築物で建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認申請を要しないもの

【平成14年5月15日改正施行後】

(届出を要しない公共的施設)

第5条 条例第19条第1項の規則で定める公共的施設は、次に掲げる公共的施設とする。

- 一 別表第1の1の項の(17)に掲げる事務所で床面積(増築、改築、大規模の修繕及び大規模の模様替え(以下「増築等」という。))の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積。以下同じ。)の合計が2千平方メートル未満のもの
- 二 別表第1の5の項に掲げる路外駐車場で面積(増築等の場合にあっては、当該増築等に係る部分の面積。以下同じ。)の合計が千平方メートル未満のもの
- 三 前2号に掲げるもののほか、別表第1の1の項に掲げる建築物又は同表の2の項に掲げる公共交通機関の施設で、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認申請を要しないもの

(公共的施設の新築等の届出)

第6条 条例第19条第1項の規定による届出は、別記第1号様式の公共的施設新築等工事届出書によってしなければならない。

2 前項の規定による届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 公共的施設基礎的基準整備計画(変更)表(別記第2号様式)
- 二 別表第3の上欄に掲げる区分に応じ当該下欄に掲げる書類

(軽微な変更)

第7条 条例第19条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事の内容に係る変更のうち基礎的基準の適用の変更を伴わないもの
- 二 工事の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更

(公共的施設の新築等の内容の変更の届出)

第8条 条例第19条第2項の規定による届出は、別記第3号様式の公共的施設新築等工事変更届出書によってしなければならない。

2 前項の規定による届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 公共的施設基礎的基準整備計画(変更)表(別記第2号様式)
- 二 別表第3の上欄に掲げる区分に応じ当該下欄に掲げる書類(知事が必要と認める書類に限る。)

(指示の対象となる公共的施設の種類の等)

第9条 条例第21条第1項に規定する規則で定める公共的施設は、次に掲げる公共的施設とする。

- 一 別表第1の1の項に掲げる建築物で床面積の合計が2千平方メートル以上のもの
- 二 別表第1の3の項に掲げる公園で面積の合計が2千平方メートル以上のもの
- 三 別表第1の4の項に掲げる路外駐車場で面積の合計が2千平方メートル以上のもの

【平成14年5月15日改正施行後】

(指示の対象となる公共的施設の種類の等)

第9条 条例第21条第1項に規定する規則で定める公共的施設は、次に掲げる公共的施設とする。

- 一 別表第1の1の項に掲げる建築物で床面積の合計が2千平方メートル以上のもの
- 二 別表第1の2の項に掲げる公共交通機関の施設で床面積の合計が2千平方メートル以上のもの
- 三 別表第1の4の項に掲げる公園で面積の合計が2千平方メートル以上のもの
- 四 別表第1の5の項に掲げる路外駐車場で面積の合計が2千平方メートル以上のもの

(指 示)

第10条 条例第21条の規定による指示は、別記第4号様式、別記第5号様式又は別記第6号様式の指示書によりするものとする。

(身分証明書)

第11条 条例第22条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記第7号様式とする。

(公 表)

第12条 条例第23条第1項の規定による公表は、北海道公報への登載その他道民に広く周知できる方法によりするものとする。

2 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- 二 理由
- 三 その他知事が必要と認める事項

(誘導的基準)

第13条 条例第25条第2項の誘導的基準は、別表第4のとおりとする。

(認定証の交付の申請等)

第14条 条例第26条の誘導的基準に適合していることを認定する証票(以下「認定証」という。)の交付を受けようとする者は、別記第8号様式の認定証交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 公共的施設誘導的基準整備計画表(別記第9号様式)
 - 二 別表第3の上欄に掲げる区分に応じ当該下欄に掲げる書類(知事が必要と認める書類に限る。)
- 3 知事は、第1項に規定する申請があった場合においては、当該申請に係る公共的施設を検査して認定証を交付するものとする。

(公共的団体)

第15条 条例第28条第1項の規則で定める公共的団体は、次に掲げる公共的団体とする。

- 一 住宅金融公庫 二 日本道路公団 三 労働福祉事業団 四 雇用・能力開発機構
- 五 水資源開発公団 六 簡易保険福祉事業団 七 地域振興整備事業団 八 日本鉄道建設公団
- 九 環境事業団 十 地方住宅供給公社 十一 石油公団 十二 日本下水道事業団
- 十三 緑資源公団 十四 中小企業総合事業団 十五 都市基盤整備公団 十六 (削除)

(提出部数)

第16条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する届出書及び申請書(これらに添付する書類を含む。)の提出部数は2部とする。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成13年9月1日から施行する。(以下略)

附 則

この規則は、平成14年5月15日から施行する。

※別表、別記様式については省略

■ 参考文献 ■

- ・北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 北海道 平成10年
- ・札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 札幌市 平成11年
- ・仙台市ひとにやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル 仙台市 平成9年
- ・町田市福祉のまちづくり総合推進条例都市施設・集合住宅整備基準等マニュアル 町田市 平成9年
- ・倉敷市福祉のまちづくり条例人にやさしい都市施設整備ガイドブック 倉敷市 平成10年
- ・公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン 交通エコロジー・モビリティ財団 平成13年

函館市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル

発行：函館市

編集：函館市福祉部

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

TEL 0138-21-3289 FAX 0138-26-4090

企画・デザイン：株式会社 プリントハウス

発行：平成14年3月